

富山市

環境基本計画

平成19年3月

環境から創る 活力と魅力あふれる都市
とやま

富山市環境基本計画 環境から創る 活力と魅力あふれる都市 とやま

平成19年3月



富山市

富山市

はじめに



富山市は、雄大な立山連峰等の山々や広大な森林を有し、神通川や常願寺川などの河川が富山湾へと注ぐなど、水と緑に囲まれた豊かな自然に恵まれています。

本市は、人口減少と少子・高齢社会を迎える中、市街地の拡散による行政コストの増大や、自動車社会の進展に伴う中心市街地や公共交通の衰退、さらには高い自動車依存により二酸化炭素排出量が増加するなど環境への影響等が懸念されています。こうした課題に対応するために、公共交通の活性化を軸とした「コンパクトなまちづくり」に向けた取り組みを推進しています。

一方、私たちの便利で快適なライフスタイルが、天然資源の枯渇や地球の温暖化など、地球規模の課題を招いています。

私たちが生きていく上で欠かせない恵み豊かな環境が、身近なところから地球規模まで保全されることはもとより、未来へ引き継がれる「持続可能な社会」を実現していくことが強く求められています。

また、市民・事業者・行政が一体となって、本市の豊かな自然を守り育むとともに、自分自身のライフスタイルを見直し、環境を良くする行動を起こしていくことが、今日、重要となっております。

そこで、市では環境施策を総合的・計画的に進めていくために「富山市環境基本計画」を策定しました。この計画では、「環境から創る 活力と魅力あふれる都市 とやま」を基本目標としています。市民・事業者・行政などが協力し合い、すべての人が環境について考え、行動の輪を広げていくことにより、この目標が実現されていくものと考えています。

本計画が、多くの方々の環境保全に向けた取り組みのきっかけとなり、また、環境教育・学習の場で広く活用されることを期待します。

平成19年3月

富山市長 森 雅 志

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 環境基本計画策定の趣旨	2
2. 環境基本計画策定の背景	2
3. 環境基本計画の位置づけ	4
4. 計画の担い手と役割	5
5. 計画の期間.....	5
6. 計画の構成図.....	6
第2章 計画の目標	7
1. 計画の目標.....	8
2. 基本目標「環境から創る 活力と魅力あふれる都市 とやま」.....	9
3. 分野別目標	10
4. 施策の体系	11
第3章 施策の方向	13
1. 豊かな自然を守り育むまち	14
1-1 水を守る	14
1-2 森林・農地を守る	20
1-3 自然を守る	24
2. みんなが快適で住みやすいまち.....	29
2-1 生活環境の保全.....	29
2-2 コンパクトなまちづくり	33
2-3 環境負荷の低い交通体系の実現.....	37

3. 脱温暖化・循環型のまち	40
3-1 地球温暖化の防止.....	40
3-2 循環型社会の構築.....	45
4.環境の保全と創造を担う人・地域をつくるまち	50
4-1 環境教育・学習の推進	50
4-2 環境と経済・社会の好循環の実現.....	54

第4章 将来のまちと暮らし..... 59

第5章 計画の推進 65

1. 計画の推進	66
2. 計画の進行管理.....	66

資料編

1. 計画策定の経緯.....	70
2. 環境審議会・市民参加等の開催経過.....	71
3. 審議会等名簿	72
4. 市民・事業者アンケート調査結果.....	74
5. 富山市環境基本条例.....	91
6. 用語集	97

本文中に*のついている用語は、巻末資料編の用語集に解説があります。
なお、*は各章ごとに初出の用語に付けています。

第1章

計画の基本的な考え方

1. 環境基本計画策定の趣旨

富山市は、河川の上流から下流までが一体となり、急峻な山々から富山湾まで広大で豊かな自然に恵まれています。

私たちには、この豊かな自然と、その自然からの恵みを受けた良好な生活環境を将来の世代に引き継ぐ責任があります。

また、ごみなどの地域の課題から、地球温暖化*をはじめとした地球規模の課題まで、私たち一人ひとりや地域からの取り組みが重要になっています。

そこで、私たちの生活の基盤である環境が身近なところから地球規模まで保全され、物質的な面だけでなく、精神的な面からも幸せを実感できる生活を将来世代にも継承できる「持続可能な社会*」の実現に向けて、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいく方策を示すために、富山市環境基本計画を策定することとしました。

2. 環境基本計画策定の背景

(1) 海岸部から山岳地帯まで広がる豊かな自然の保全

富山市は、富山湾から3,000m級の高山まで広がり、面積の約7割を森林が占めています。市内には、山々を源に神通川や常願寺川をはじめ大小多くの川が流れ、農地や都市を潤し、豊富な魚介類を育む富山湾へと流れています。水は、私たちの生活に大きな恵みをもたらす、身近で大切な資源です。

本市は、歴史的にこのような自然の恵みに支えられて、文化や産業が発展してきました。

しかし、近年では、林業の衰退などにより森林の荒廃が進み、災害防止や水源の涵養をはじめとする森林機能の低下が懸念されています。自然と人の暮らしのバランスが崩れ、野生動物による被害も発生しています。

良好な自然環境を守り続け、人と自然との共生を実現し、将来にわたり自然の恵みを受けられるようにするためには、自然の仕組みについて学び、積極的に自然環境を保全していくことが必要となっています。

(2) 地球の有限性と「もったいない」

私たちは、電気やガス、ガソリンなどを消費し、便利で快適な生活を送っています。大量の資源やエネルギーを使って、物を大量に生産・消費し、そして大量の廃棄物を捨てています。

しかし、私たちの生活を支えている石油や石炭、天然ガスなどの資源は有限です。また、その消費に伴って大量に排出される熱やガスは、地球温暖化などの深刻な問題を引き起こしています。さらに、国土の狭い日本では、廃棄物を最終的に埋め立てる場所の確保も年々難しくなっています。

そのような中、「京都議定書*」が発効し、わが国の温室効果ガス*6%削減約束を達成するため、さまざまな取り組みが進められています。また、循環型社会*の形成に向けた法制度も整備され、取り組みも広がりつつあります。

しかしながら、本市におけるエネルギー使用量は年々増加し、その伸び率は全国平均を上回っています。また、市民や事業者の協力により廃棄物のリサイクル*は進んでいますが、廃棄物の発生量を減らすことがこれからの課題となっています。

資源の枯渇と廃棄物の問題を克服し、持続可能な社会を実現していくためには、私たち一人ひとりの意識やライフスタイルを転換することが必要です。地球の有限性を認識し、「もったいない」の心がけで、ものやエネルギーの無駄を省き、限りある資源を大切に使いながら暮らすライフスタイルにしていく必要があります。

(3) コンパクトなまちづくり*

本市は、平坦な地形と、高い自動車依存や持ち家志向などを背景に、市街地が薄く広がりが続いています。自動車に依存し、薄く広がった市街地は、車を運転しない高齢者等にとって暮らしにくく、中心市街地の空洞化や都市経営のコスト増加、自動車による二酸化炭素*などの排出量増加といった課題を抱えています。

そのような中、本市では平成18年4月のJR富山港線の路面電車化を皮切りに、鉄道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の諸機能を集積させたコンパクトなまちづくりを進めています。

コンパクトなまちづくりにより都市の持続可能性を高め、自動車に過度に依存することなく環境負荷*の小さい都市を目指すとともに、そこに暮らす私たちがエネルギーなどの無駄が少ないスリムなライフスタイルを実現することが大切です。

(4) 地域・環境・経済の好循環

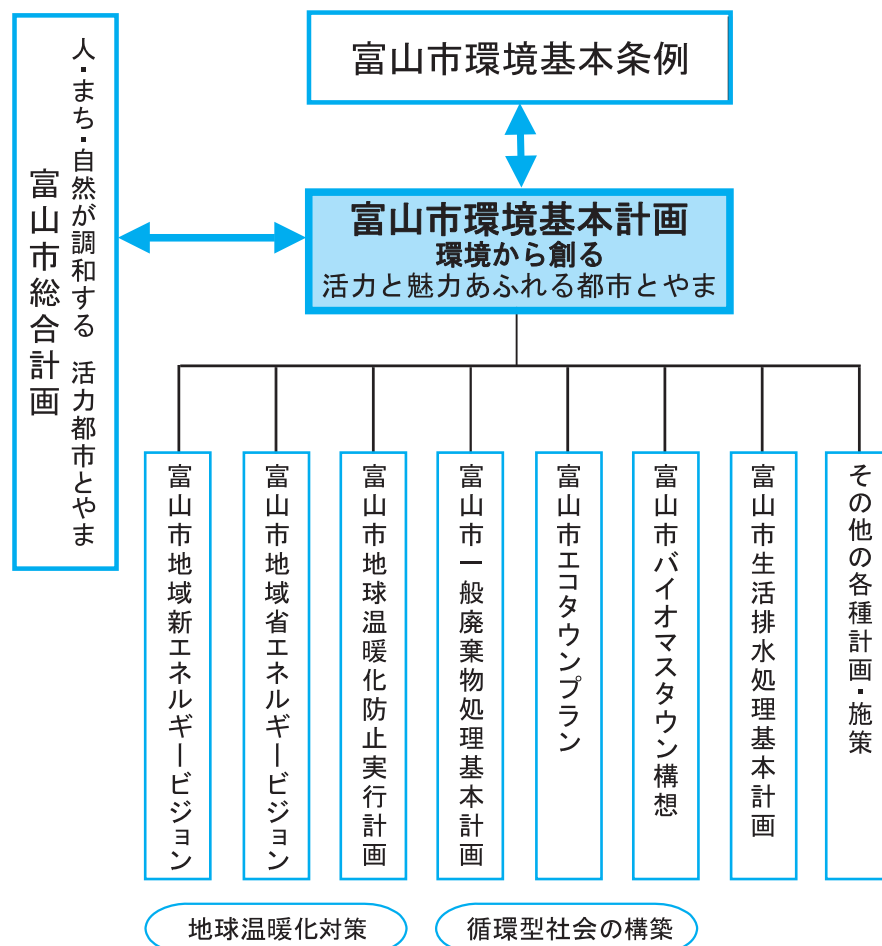
持続可能な社会の実現のためには、私たちのライフスタイルを変えていくと同時に、社会の仕組みを改めていく必要があります。環境を良くすることが経済を活性化し、経済が活性化することによって環境も良くなるという「環境と経済の好循環*」を創り、環境の価値が正当に評価され、経済が拡大しても環境負荷が増大せず、良好な環境の創出につながるようにしていくことが求められています。

本市には、広大な市域に、さまざまな個性を持った地域があります。地域の環境を保全していくためには、地域の特性を活かし、住民組織やボランティア団体など自発的な取り組みを推進し、さらに都市と農村など地域間の交流・連携により市域全体の環境をより良くしていくことに結びつけていく必要があります。地域の力によって、環境を良くし、また環境を良くする活動が地域の力をさらに高めるという相乗効果が期待されています。

環境教育や学習を通じ環境を良くしていくための人づくり・地域づくりを進め、人やものの良い流れ（好循環）を創り出す必要があります。

3. 環境基本計画の位置づけ

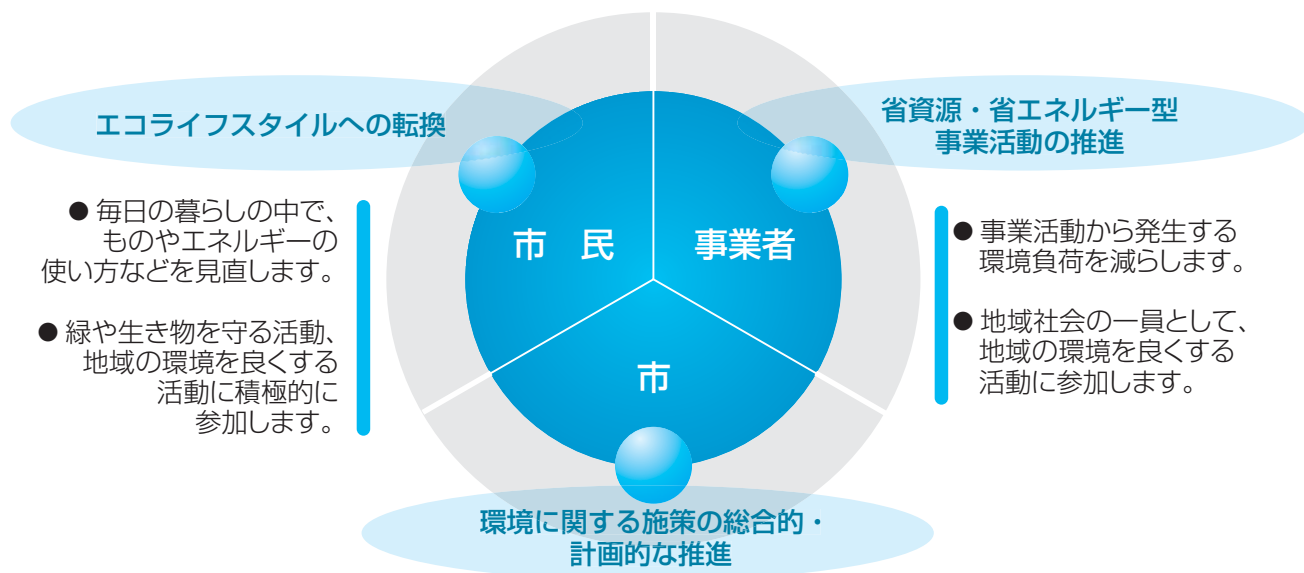
富山市環境基本計画は、富山市環境基本条例*に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として策定するものです。また、富山市総合計画*で定めた本市が目指す都市像の「人・まち・自然が調和する 活力都市とやま」を環境面から実現していく役割を担っています。



今日の環境に関する課題を解決し、健全で恵み豊かな環境を将来に引き継ぐためには、私たち一人ひとりの実践や行動が求められており、市民・事業者・行政の積極的な取り組みと、連携・協力が不可欠です。したがって、この計画は、市民・事業者・行政が一体となり持続可能な社会を実現していくための指針となるものです。

4. 計画の担い手と役割

この計画は、本市におけるすべての人の計画であり、計画の実施は市民・事業者・行政のすべてが担います。まずは環境について知ること、それを広めること、そして行動することが必要であり、環境に関する情報の共有、環境教育・学習を通じ、各主体の積極的な参加や主体間の連携を促進します。



5. 計画の期間

計画の期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間とします。

ただし、社会状況や環境の変化に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



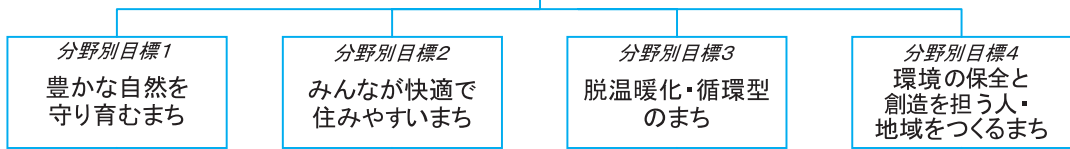
6. 計画の構成図

第1章 計画の基本的な考え方

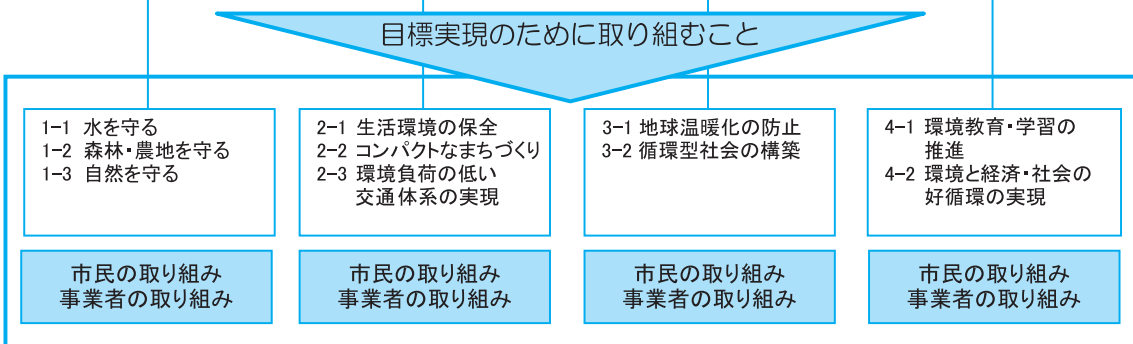
- 1. 計画策定の趣旨
- 2. 計画策定の背景
- 3. 計画の位置づけ
- 4. 計画の担い手と役割
- 5. 計画の期間

第2章 計画の目標

基本目標 **環境から創る 活力と魅力あふれる都市 とやま**



第3章 施策の方向

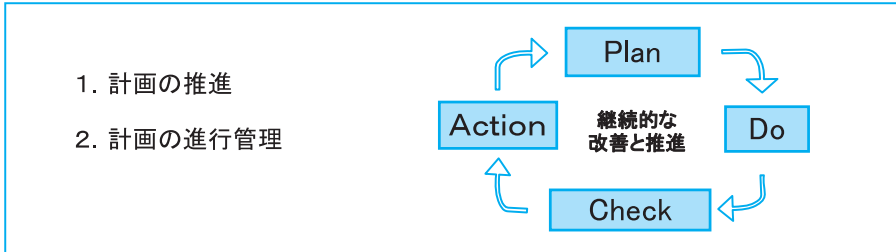


取り組みが進むと実現される、
将来の富山市のまちや暮らしの姿

第4章 将来のまちと暮らし



第5章 計画の推進



第2章

計画の目標

1. 計画の目標

基本目標

環境から創る 活力と魅力あふれる都市 とやま

分野別目標 1 豊かな自然を守り育むまち

分野別目標 2 みんなが快適で住みやすいまち

分野別目標 3 脱温暖化・循環型のまち

分野別目標 4 環境の保全と創造を担う人・地域をつくるまち

2. 基本目標「環境から創る 活力と魅力あふれる都市 とやま」

私たちは、「山」・「川」・「海」の広大で豊かな自然から、おいしい「水」や、きれいな「空気」、実り多い「食材」など多くの恵みを受けています。このような中で、私たちの暮らしや文化、歴史が育まれてきました。本市の豊かな自然が、本市の発展や私たちの安全で快適な生活の基盤となっています。私たちには、先代より引き継がれてきた豊かな自然と、それに支えられた歴史や文化、暮らしを次の世代にも引き継ぐ責務があります。

一方、ごみや地球温暖化*など深刻さを増している環境問題の原因は、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた現在の私たちのライフスタイルにあります。私たちの生活は、国内外を問わずさまざまな地域、さらには地球全体につながっています。また、地球の温暖化などの問題は、将来にも影響を及ぼします。私たちは、地球の中で生かされていることや、今の生活が将来の環境につながっていることを認識し、「もったいない」という気持ちからエネルギーや資源の無駄をなくしたライフスタイルへの転換や、あらゆる機会や場での環境保全の実践に取り組むことが不可欠です。

したがって、これからも本市の豊かな自然と暮らしやすい生活環境の中で、私たち一人ひとりにとって精神的にも豊かな暮らしが実現されるとともに、健全な環境が地球規模にわたり保全され、将来へ引き継がれる「持続可能な社会*」を実現していくことが必要です。

「環境」という価値をみんなで共有し、環境を良くする行動を巻き起こし、環境とともに地域や経済の力も高めることにより、自然・人・まちが調和し、いきいきした新たな富山市を目指すものとし、「環境から創る 活力と魅力あふれる都市 とやま」を計画の基本目標とします。



3. 分野別目標

本計画の基本目標を達成するために、より具体的な4つの分野別の目標を設定します。

(1) 豊かな自然を守り育むまち

本市の広大で豊かな自然は、生き物の命を育み、さまざまな恵みをもたらしています。しかし、近年では、担い手不足による森林や農地の荒廃など、将来へ豊かな自然を引き継いでいく上での課題が生じています。

そのため、本市の自然の豊かさや自然が持つ多様な価値を私たちが再認識し、自然との調和・共生を目指し、「豊かな自然を守り育むまち」を目標とし、「水を守る」「森林・農地を守る」「自然を守る」を基本施策とします。

(2) みんなが快適で住みやすいまち

富山市は、豊かな自然に恵まれ、良好な生活環境が維持されています。これからも安全で快適に暮らすことができる生活環境を確保していくことが大切です。

さらに、本市では公共交通活性化によるコンパクトなまちづくり*により、快適な都市空間の創出と、誰もが快適で質が高く、かつ環境に配慮した暮らしの実現を目指します。

「みんなが快適で住みやすいまち」を目標とし、「生活環境の保全」「コンパクトなまちづくり」「環境負荷*の低い交通体系の実現」を基本施策とします。

(3) 脱温暖化・循環型のまち

地球温暖化防止のための「京都議定書*」が発効し、市民・事業者・行政が一体となった地球温暖化対策の推進が求められています。

あわせて、ごみをできるだけ発生させないライフスタイル、資源の循環利用、ごみの適正処理を進め、循環型社会*を実現していく必要があります。

「脱温暖化・循環型のまち」を目標とし、「地球温暖化の防止」「循環型社会の構築」を基本施策とします。

(4) 環境の保全と創造を担う人・地域をつくるまち

富山市の恵まれた環境と美しい地球を将来に残していくためには、私たち一人ひとりの行動が重要です。だれもが環境を良くする取り組みを実践し、互いに連携していくため、環境に関する情報の共有と、環境教育・学習を推進していくことが大切です。

また、地域・経済・環境は密接に結びついています。人・もの・お金が地域の中でつながり、地域内外で好循環を創り出すことで環境が良くなり、環境を良くすることで人やものの・お金の良い流れを生み出すことを目指します。

「環境の保全と創造を担う人・地域をつくるまち」を目標とし、「環境教育・学習の推進」「環境と経済・社会の好循環の実現」を基本施策とします。

4. 施策の体系

1. 豊かな自然を守り育むまち

1-1 水を守る

1-1-1 水源の保全

1-1-2 地下水の保全と地盤環境の保全

1-1-3 水質の保全

1-1-4 水辺環境の保全

1-1-5 水循環の保全

1-2 森林・農地を守る

1-2-1 森林の整備・保全

1-2-2 農地の保全

1-3 自然を守る

1-3-1 身近な自然の保全と活用

1-3-2 生態系の保全

2. みんなが快適で住みやすいまち

2-1 生活環境の保全

2-1-1 大気汚染の防止

2-1-2 騒音及び振動の防止

2-1-3 悪臭の防止

2-1-4 土壌汚染の防止

2-1-5 化学物質対策の推進

2-2 コンパクトなまちづくり

2-2-1 コンパクトで環境にやさしいまちづくり

2-2-2 うるおいのあるまちづくり

2-2-3 まちの景観・美観の保全

2-3 環境負荷の低い交通体系の実現

2-3-1 交通体系の整備

2-3-2 環境にやさしい自動車利用

3. 脱温暖化・循環型のまち

3-1 地球温暖化の防止

3-1-1 省エネルギーの推進

3-1-2 新エネルギーの導入

3-1-3 二酸化炭素以外の温室効果ガス削減対策

3-1-4 二酸化炭素の吸収源対策

3-2 循環型社会の構築

3-2-1 一般廃棄物対策

3-2-2 産業廃棄物対策

3-2-3 エコタウン事業の推進

3-2-4 不法投棄対策

4. 環境の保全と創造を担う人・地域をつくるまち

4-1 環境教育・学習の推進

4-1-1 環境教育・学習の充実

4-1-2 知識や情報を行動に結びつける仕組みづくり

4-1-3 情報の収集・整備・提供

4-2 環境と経済・社会の 好循環の実現

4-2-1 自主的な取り組みと協働・連携の推進

4-2-2 環境ビジネスの振興

4-2-3 地域資源を活用した交流と活性化

4-2-4 広域的・国際的な取り組みの推進

第3章

施策の方向

1. 豊かな自然を守り育むまち

1-1 水を守る

水は、生命の源であり、生活や産業活動にも欠かせないものであり、限りある資源です。一般的に、水は、森林や農地等への降雨が土壌に保水されながら、地表水や地下水として流下し、河川や湖沼、海に流れながら大気中に蒸発して再び降雨となり、循環しています。

市内には、急峻な山々を源に神通川や常願寺川など大小の河川が富山湾まで注いでいます。私たちは豊かな水の恵みを受けており、水は愛着のある大切な資源になっています。

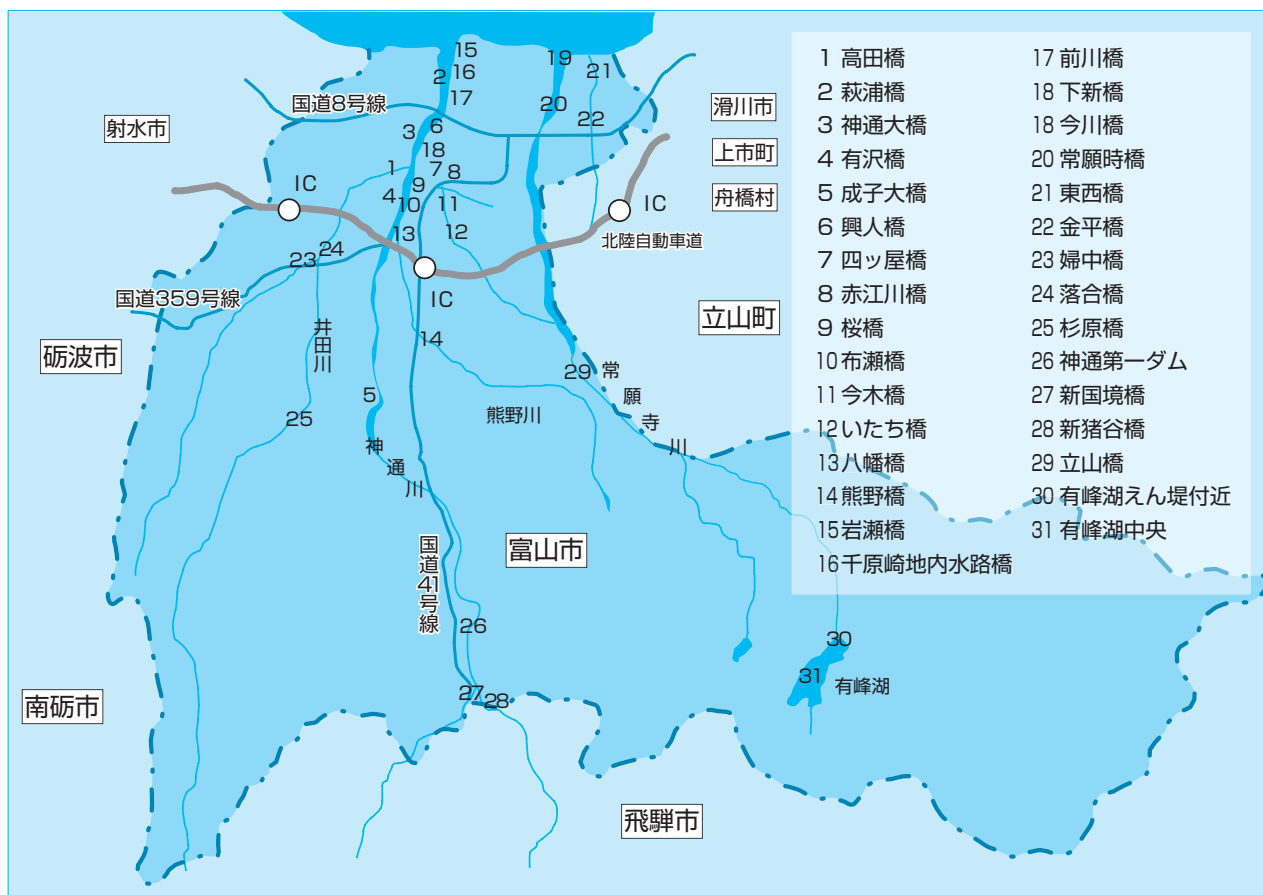
この豊かな水環境と、治水・利水に支えられた私たちの生活を将来に引き継ぎます。

現況と課題

○豊かな水環境

富山市には急峻な山々から富山湾に至るまで多くの河川が流れています。また、水質が良好で水量も豊かな地下水にも恵まれています。これらの豊富な水資源は、生活用水や農業用水、工業用水、水力発電としてさまざまな形で利用されています。

図 市内の主要河川・運河と水質調査地点



(出典：富山市資料)

また、富山県が選定している「とやまの名水」66件のうち、13件が市内から選定されています。

表 とやまの名水

名称	所在地	区分
常願寺川の清流	富山地域、大山地域	河川
松川	富山地域	河川
石倉町の延命地藏の水	富山地域	井戸
中ノ寺の霊水	大山地域	湧水
有峰湖	大山地域	湖沼
常西合口用水	富山地域、大山地域	用水
殿様清水	大沢野地域	湧水
八木山の滝	大沢野地域	湧水
神通峡	大沢野地域、細入地域	河川
桂の清水	八尾地域	湧水
加持水	婦中地域	湧水
花山寺の霊水	山田地域	湧水
朝日の滝	婦中地域	湧水

(出典：富山県資料)

○水質

河川の水質は、下水道の整備や事業所での排水対策などにより改善されてきています。平成17年度末の下水道処理人口普及率は81%、汚水処理人口普及率は92%になっています。

河川や運河、湖沼における水質測定の結果では、すべての環境基準点で環境基準*に適合しています（水質測定地点は図「市内の主要河川・運河と水質調査地点」参照）。また、地下水の水質、市内の海水浴場の水質も、環境基準に適合し、良好に保たれています。これらの水域については、今後も監視を続け、水質を保全していくことが大切です。

平成12年度に富岩運河において環境基準を超えるダイオキシン類*が検出され、現在も環境基準を超過しています。運河の管理者である富山県において対策を進めています。

表 汚水処理人口普及率（平成17年度末）

人口	下水道処理 区域人口	農業集落排水 処理人口	地域し尿 人口	合併処理 浄化槽人口	合計	汚水処理人口 普及率
418,012	339,473	21,167	3,266	19,561	383,467	91.7%

(出典：富山市資料)

○水利用

河川水、地下水、ため池の水は、農業、工業、生活、消雪、建物などさまざまな用途に利用されています。神通川水系、常願寺川水系では多数の水力発電所が設置されています。ダム湖や河川は観光資源としても活用されています。

○地下水

地下水位はおおむね横ばいに推移しています。しかし、消・融雪装置の普及や揚水設備の増加に伴い、地下水採取量は増加傾向にあり、冬期には消・融雪設備の稼働による地下水位の一時的な低下が見られます。また、近年では、都市化や水田の減少に伴い、地下水涵養量が減少していることも、地下水保全上の課題となっています。

○水循環*

本市は豊かな水資源に恵まれていますが、都市域の拡大や、山間部における人口減少、産業の発展といった社会経済の変化に伴い、水循環に変化が生じていると考えられます。

例えば、上流部の森林・農地の管理の不足が保水力の低下を招き、下流部の急速な都市化が雨水の地下浸透力を低下させます。都市化や護岸工事等により水辺環境が損なわれ、浄化機能の低下や水生生物の生息地の減少が引き起こされます。

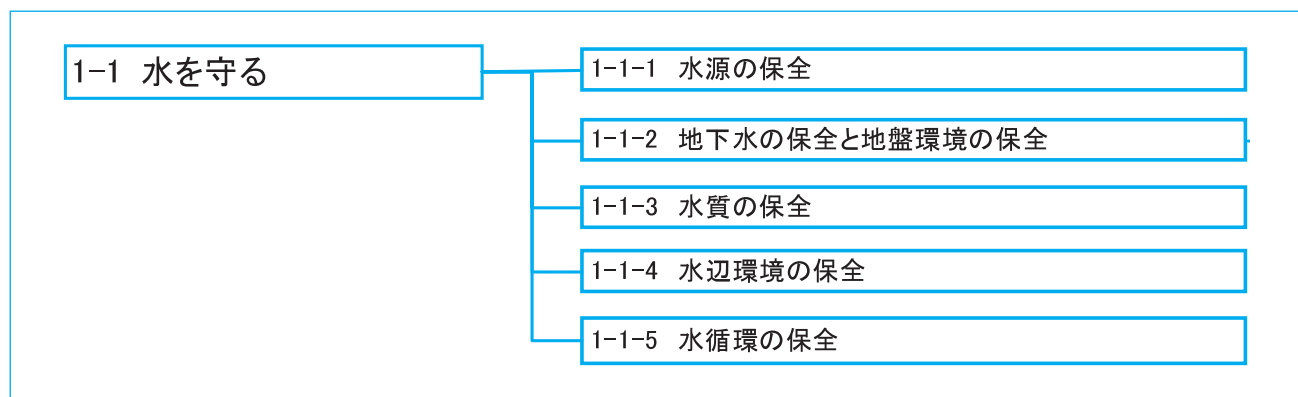
私たちは水の恩恵を受けるだけでなく、水環境の魅力に気づいていくことが必要です。

目標

	指 標	現 況	目標（平成23年）
1-1	環境基準達成率（水質）	100%（H17）	100%
1-1	環境基準達成率（地下水）	100%（H17）	100%
1-1	汚水処理人口普及率	91.7%（H17）	現況より高くする
1-1-3	下水道水環境保全率*	78.2%（H17）	85%
1-1-4	水辺空間整備箇所	—	1河川



施策



1-1-1 水源の保全

水源地域における水環境への負荷軽減、水涵養など、水源地域における水環境の総合的な保全を進め、健全な水循環や安全な水道水供給を確保します。

- 水源の保全に関する啓発を進めます。
- 水源涵養保安林*などの保安林の整備を行います。
- 水源の監視やパトロールを行い、水源地の汚染や自然破壊等を未然に防止します。

1-1-2 地下水の保全と地盤環境の保全

地下水の適正利用を推進し、地下水位の低下による障害の防止、地盤環境の保全を図ります。

- 地下水位、地下水採取量、地下水の塩素イオン濃度*などの監視・調査を継続し、充実を図ります。
- 市街地における雨水や融雪水の地下浸透を促し、地下水涵養を進めるため、雨水浸透施設の設置や分流式下水道*の整備、緑地や農地などの浸透域の保全・拡大を推進します。
- 休耕田などを利用した地下水涵養手法について検討します。
- 「富山県地下水の採取に関する条例」に基づき、地下水の合理的な利用を進めます。特に、冬期は消雪水等の利用増加により一時的に地下水位が下がるため、消雪設備の維持管理徹底の啓発を図り、対策を検討します。

1-1-3 水質の保全

河川、湖沼、海、地下水などさまざまな水環境において水質監視や排水対策を進め、水質を保全します。

- 公共用水域*の水質監視を定期的・継続的に行い、充実を図ります。
- 底質*環境の調査・監視を定期的・継続的に行うとともに、充実を図ります。
- 富山県の水質環境計画（クリーンウォーター計画）、富山市生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水など、地域の特性に合わせた生活排水処理施設の整備を進めます。
- 水質汚濁防止法*による排水基準の規制対象事業所に対する立入調査、指導を行います。
- 合流式下水道*からの越流水による汚濁を防止するため、合流改善を進めます。
- 地下水のモニタリング調査を定期的・継続的に行うとともに、充実を図ります。
- 海水浴場の水質検査を定期的・継続的に行い、充実を図ります。
- 県と協力し、窒素・リンの削減など、富山湾の水質保全対策を進めます。
- ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、ゴルフ場排水の水質検査を行います。また、ゴルフ場周辺の井戸水の調査を行います。
- 河川への排雪の投棄による水質汚濁や水辺環境の悪化を防ぐため、堆雪空間の確保など雪対策を推進します。
- 水質事故の未然防止対策を推進します。

1-1-4 水辺環境の保全

河川や富山湾が持つ美しい水辺環境は多くの生物の生息場所であり、人に安らぎを与えると同時に、豊かな水産資源を育む貴重な財産です。生態系や親水性に配慮し、水辺環境の保全や活用を進めます。

- 河川や海岸の美化、川や海の水生生物の保護を推進します。
- 海や河川は、管理者である国や県と連携し、保全や整備を図ります。
- 河川整備にあたっては、近自然工法*など河川生態系に配慮した工法の採用や工期の配慮に努めます。また河川が本来持つ自然浄化機能などさまざまな機能の向上を図ります。
- 海や河川などの水辺環境を活かした交流活動やレクリエーション拠点の整備、景観や親水性に配慮した水辺空間の整備を進めます。

1-1-5 水循環の保全

水資源は有限なため、水からの恩恵を今後も享受できるように、川の上流から下流まで流域全体を考慮し、健全な水循環を確保します。

- 市民や事業者の水環境に対する理解や保全の意識・行動を促すため、情報提供や啓発を行うとともに、市民・事業者と連携して水環境を保全していきます。
- 節水や水利用の合理化・効率化、水の循環的利用を推進します。
- 都市部では、雨水浸透施設や雨水貯留施設の整備を促進します。
- 水循環に関する情報の収集に努めます。

市民の取り組み

- 水や水源地への理解を深め、これらの大切さを家族や周りの人に広めます。
- 日常生活での節水に努め、節水コマや節水シャワーなどの節水機器を活用します。散水や洗車などには雨水などを利用します。
- 油や調理くず等はできるだけ流さないようにします。
- 身近な水辺空間を大切にします。地域の水辺の清掃活動に参加したり、水辺の自然の保全や復元に協力したりします。

事業者の取り組み

- 節水に努めます。上水・地下水利用は適正に行い、雨水や中水*などの利用を図ります。
- 事業所排水を適正に処理し、排水基準の遵守等、水質管理を徹底します。
- 有害な化学物質や重油等による河川や湖沼、海、地下水などの汚染を防止します。
- 建物や駐車場などの建築・改築・整備にあたっては、雨水の地下浸透への配慮をします（雨水貯留施設、浸透ますなど雨水浸透施設、透水性舗装など）。

1. 豊かな自然を守り育むまち

1-2 森林・農地を守る

市の面積の約7割を占めている森林は、多面的な機能を有しています。しかし、近年は森林の放置が進み、森林が持つ環境保全や災害防止といった機能の低下や、生物の生息にも影響が現れています。将来にわたり森林環境を保全していく仕組みづくりが必要とされています。

現況と課題

○森林の多面的機能

本市の森林面積は約85,980haであり、市域のおよそ7割を占めています。このうち約3割が国有林、7割が民有林となっています。

森林は、木材資源を生産するほかにも、災害を防止する、豊かな水をもたらす、野生生物が生息する場所となる、地球温暖化*を防止するなど、さまざまな機能もっています。

山や森に蓄えられている養分は、雨などにより川や地下を通じて海に流れていきます。その養分が海や川の生き物たちのエサとなり、遡上する魚や鳥たちの移動により、再び養分が上流部の山や森に還っています。このように豊かな森が豊かな海を育んでいます。

将来にわたり、森林の持つこれらの機能が発揮され、私たちがその恩恵を受けるためには、適切な管理を続けることが必要です。

しかし、林業活動の停滞と担い手の減少などから、手入れが遅れた森林が増えており、森林機能の低下や丘陵地・里山が荒れてクマなどが市街地に出没する事例も起きています。

表 森林のはたらき（金額換算）

● 水源涵養機能	1621億円
● 土砂流出防止機能	966億円
● 土砂崩壊防止機能	289億円
● 保健休養機能	77億円
● 野生鳥獣保護機能	129億円
● 大気保全機能	161億円
● なだれ防止機能	75億円

（出典：富山市資料）

○新しい森林管理の必要性

今後、必要な森林管理を進めていくためには、都市部の市民の参加も得ながら森林・里山を保全する仕組みづくりが必要です。また、地域材を公共施設や住宅に積極的に取り入れたり、森林バイオマス*の利用を進めたりすることが必要です。

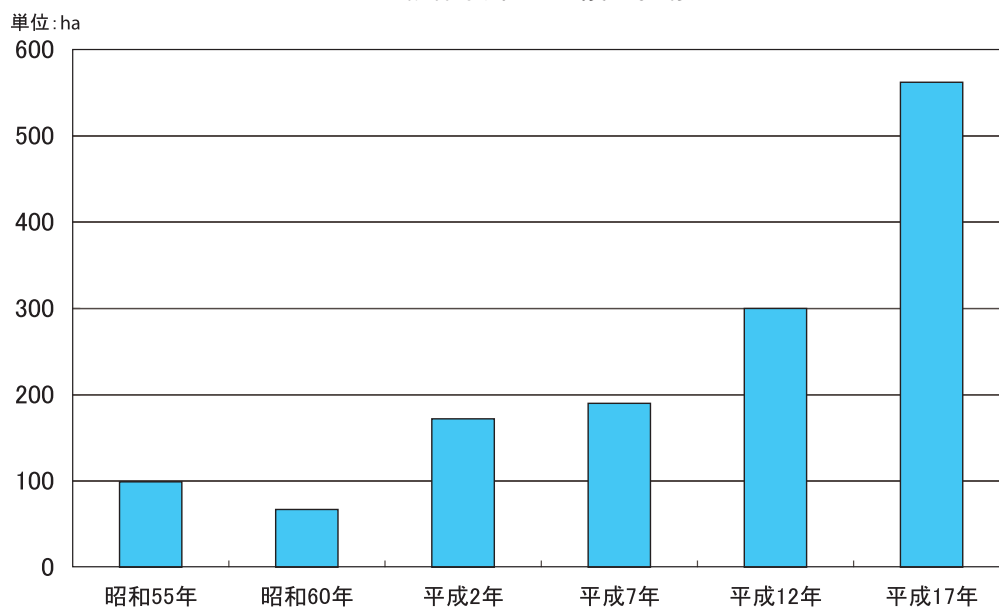
○農地面積と農家人口

農地面積は市域の1割強を占め、そのほとんどが水稻を中心とした農業です。農地や農業用水は、農作物の生産はもちろん、環境を保全するさまざまな機能を持っています。また広々とした水田や棚田の風景は、地域の大切な資源です。

しかし、農地や農業の担い手は減少を続けています。本市の農地は、平成12年から17年までの5年間で9%、昭和60年から平成17年までの20年間では28%も減少しています。耕作放棄地は平成12年から17年までの5年間で約2倍に増えています。農家人口も20年前と比べて40%近く減少し、世代交代が進まず、高齢化しています。今後さらに耕作放棄地や遊休農地が増えていくおそれがあります。

これからは、農業の効率化や担い手の育成とともに、地産地消*やグリーンツーリズム*の振興、農家以外の市民の活動などにより、農地の保全を進めていくことが必要です。

図 耕作放棄地面積の推移



(出典：世界農林業センサス)

目標

指 標		現 況	目標（平成23年）
1-2	森林整備面積	165ha（H18）	200ha
1-2-1	間伐等実施面積	160ha（H18）	190ha
1-2-1	里山林整備延べ面積	1ha（H18）	5ha
1-2-1	新規林業就業者数	5人（H18）	10人
1-2-1	地域材使用量	1,300m ³ （H18）	2,400m ³
1-2-1	呉羽丘陵放任竹林整備面積	1.3ha（H18）	1.6ha
1-2-1	竹林ボランティア活動参加者数	125人（H17）	250人
1-2-2	耕作放棄地面積	562ha（H17）	600ha [※]
1-2-2	野菜作付面積	760ha（H18）	840ha
1-2-2	営農サポーター*登録者数	40人（H18）	250人
1-2-2	とやま援農塾研修生数	60人（H18）	200人
1-2-2	棚田保全協定数	50（H18）	80

〔※現況よりも少なくするのが適切ですが、現状を勘案し、目標値に抑えることとします。〕

施策

1-2 森林・農地を守る

1-2-1 森林の整備・保全

1-2-2 農地の保全

1-2-1 森林の整備・保全

森林資源の活用や、市民の参加や協力による森林・里山の維持管理などを進め、将来にわたり森林を保全します。

- 森林の持つ多様な機能を維持増進させるため、森林整備計画に基づき、計画的な森林の整備・保全を行います。
- 森林ボランティア組織を育成・支援し、市民の参加による森林や里山の整備や保全を進めます。
- 地域材の利用促進や、森林バイオマスなど、森林資源の有効活用を促進します。
- 自然体験・レクリエーションの場として自然公園や森林公園の整備を進めます。
- 森林や里山の持つ役割や保全活動の大切さについて、体験活動などを通じて普及啓発を行い、市民の理解や保全活動への参加を促進します。

1-2-2 農地の保全

農地の保全と、環境保全型農業を推進します。

- 農業を振興し、農地の持つ多様な機能を維持させるため、農業振興計画などに基づき、農業従事者がやりがいを持って農業に取り組める環境づくりに努めます。
- 市民による農作業支援や水田への水張りにより耕作放棄地の発生・増加の防止を図ります。
- 土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減する環境保全型農業の取り組み、エコファーマー*の認定を推進します。

市民の取り組み

- 森林や里山、棚田などの保全活動に、積極的に参加します。
- 地元産の食材を積極的に購入します。
- 家庭菜園や農業体験活動に積極的に参加します。

事業者の取り組み

- 農薬・化学肥料は適正に使用し、環境保全型農業に取り組めます。
- 地元産の食材や木材を積極的に利用します。
- 農地の復元や景観作物の栽培などにより、耕作放棄地を有効に活用します。



1. 豊かな自然を守り育むまち

1-3 自然を守る

富山市は、東に立山連峰、南に飛騨山地に続く山々、西は呉羽丘陵などの丘陵地が続き、北は富山湾に囲まれ、変化に富んだ地形を有しており、そこに生息する動植物も多種多様です。これらの自然は、私たちの生活に多くの恵みをもたらし、美しい景観や地域の身近な自然は、私たちの心のよりどころともなっています。

自然との共生を目指し、豊かな自然を将来に引き継ぎます。

現況と課題

○すぐれた自然

市内には、東部の山岳地帯を中心に、すぐれた自然が多く残っています。その中には植生自然度*10または9（自然度の高い天然林及び自然草原、国の自然環境保全基礎調査による）の地域も含まれ、希少な生物も生息しています。

すぐれた自然を保護するとともに、その利用を増進するため、国は国立公園や国定公園を、また富山県は県立自然公園を指定し、大山地域に中部山岳国立公園、有峰県立自然公園、八尾地域に白木水無県立自然公園が指定されています。また、県では、身近ですぐれた風景地を保全するとともに、その利用を増進するために県定公園を指定しています。

さらに、県では、すぐれた天然林や貴重な野生生物を保護するために自然環境保全地域を指定しており、この地域内では自然を損なうおそれのある行為を禁止するとともに、保護のための施設を整備しています。

表 県定公園

公園名	面積(ha)	地域	主たる観光地
神通峡県定公園	1160	大沢野・細入	春日公園、寺家公園、猿倉山、御前山、片路峡
呉羽丘陵県定公園	487	富山	呉羽山、城山
立山山麓県定公園	970	大山	立山山麓スキー場、立山山麓家族旅行村、立山山麓温泉、大品山自然遊歩道、百間滑、龍神の滝

(出典：富山県統計年鑑)

表 自然環境保全地域

名称	場所	面積(ha)	主な保全対象
神通峡	大沢野地域 細入地域	152.68 (45.04)	神通川のV字峡谷とウラジロガシ、アカシデ林
深谷	八尾地域	8.48 (1.75) 【1.75】	オオミズゴケ、モウセンゴケ等の湿性植物の群生地とハッチョウトンボの生息地
日尾御前	八尾地域	34.94 (34.94)	安山岩質凝灰岩の特異な地形と優れた天然林
常楽寺	婦中地域	10.99 (0.7)	低山丘陵地にあるウラジロガシの天然林

注 () 内は特別地区面積、【 】内は野生動植物保護地区面積。平成14年度末現在

(出典：富山県資料)

○生物

富山県では、国のレッドデータリストに選定されている野生動植物について、県内の生息状況を富山県レッドデータブック*にまとめていますが、その中で本市に生息していると推測されるものは次の表の通りです。

また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、身近な鳥獣生息地としてねいの里が、森林鳥獣の生息地として有峰が、特別保護地区に指定されています。

表 市内に生息する野生動植物（絶滅危惧種）

名前	分類	生息地
イトアメンボ	昆虫	富山地域、大沢野地域
オジロサナエ	昆虫	大沢野地域、細入地域、八尾地域
オツネトンボ	昆虫	富山地域
オナガサナエ	昆虫	八尾地域
カトリヤンマ	昆虫	八尾地域、婦中地域
キイロサナエ	昆虫	婦中地域
クロゲンゴロウ	昆虫	八尾地域
コオイムシ	昆虫	八尾地域
コヒョウモンモドキ	昆虫	有峰盆地内の草地
ネアカヨシヤンマ	昆虫	富山地域
ハネビロエゾトンボ	昆虫	大山地域、大沢野地域
ホンサナエ	昆虫	大沢野地域、婦中地域、富山地域
ジュズカケハゼ	淡水魚類	富山地域
ナマズ	淡水魚類	<div style="text-align: center;"> <p>（ 「富山県の絶滅のおそれのある野生生物」 で分布が地図で示されており、富山市域内 に生息していると推測 ）</p> </div>
イヌワシ	鳥類	
クマタカ	鳥類	
サンカノゴイ	鳥類	
ヨシゴイ	鳥類	
ライチョウ	鳥類	
マルタニシ	軟体動物	
ホクリクサンショウウオ	爬虫類・両生類	
アオチドリ	植物	大山地域東部の山地
アオベンケイ	植物	大山地域の山地
イトイヌノハナヒゲ	植物	大山地域北西部の丘陵地、八尾地域北東部の丘陵地
イワオモダカ	植物	細入地域東部の山地
エゾミクリ	植物	八尾地域北西部の丘陵地
エッチウミセバヤ	植物	大山地域西部、大沢野地域中部の渓谷
エビネ	植物	富山地域西部、大沢野地域中部、細入地域北部、婦中地域中部、八尾地域西部、山田地域中部
オケラ	植物	富山地域西部、婦中地域
オニク	植物	八尾地域南部の山地
カキツバタ	植物	大山地域南東部の山地、婦中地域北西部の丘陵地

名前	分類	生息地
カモメラン	植物	八尾地域南部の温帯樹林下
クマガイソウ	植物	大沢野地域南部の丘陵
コシンジュガヤ	植物	八尾地域東北部の丘陵地
サギソウ	植物	大沢野地域西部、八尾地域北部
サジオモダカ	植物	富山地域中西部の低地・丘陵地
シソクサ	植物	大沢野地域北中部、富山地域北東部、婦中地域南東部の各低地
スズメハコベ	植物	富山地域中東部の低地
セキシウモ	植物	富山地域中部
セナミスミレ	植物	富山地域北部の海岸砂浜
トチカガミ	植物	八尾地域西部の池沼、富山地域中部（絶滅）
ナツエビネ	植物	細入地域南部の山地
ニョホウチドリ	植物	大山地域中部の山地
ノハナショウブ	植物	大山地域南部の盆地、婦中地域西部、大沢野地域東部、八尾地域北部
ハンゲショウ	植物	富山地域南部
ヒオウギ	植物	大沢野地域中部
ヒトツボクロ	植物	婦中地域東部
ヒメザゼンゾウ	植物	八尾地域北部、山田地域中部の丘陵地
ヒメビシ	植物	細入地域北部山麓の溜池
ビロードテンツキ	植物	富山地域北中部・北西部・北東部の海岸
ビロードトラノオ	植物	大沢野地域西部の山地
フクジュソウ	植物	大沢野地域中部
ベニバナヤマシャクヤク	植物	八尾地域南部の山地
ベンケイソウ	植物	八尾地域南部の山頂
ホザキイチヨウラン	植物	大山地域中東部の垂高山
ホザキノミミカキグサ	植物	大山地域北西部の丘陵地、大沢野地域北東部の丘陵地、八尾地域北東部の丘陵地
ホシクサ	植物	大山地域北西部の丘陵地、富山地域中東部・北東部の低地、婦中地域北西部・北東部・南東部の低地、八尾地域南東部の低山・北東部の丘陵及び低地
ホトトギス	植物	富山地域西部の丘陵地
マツモ	植物	富山地域中部
マネキシソウ	植物	八尾地域北東部の丘陵地
マルバノキ	植物	大沢野地域中部の山地
ミズスギ	植物	婦中地域
ミズチドリ	植物	大山地域南部の山地
ミズトンボ	植物	大沢野地域北部の丘陵地
ミズニラ	植物	富山地域北部
ミズネコノオ	植物	富山地域北東部および北西部の低地
ミスミソウ	植物	大沢野地域南部、八尾地域南部
ムラサキミミカキグサ	植物	大山地域北西部の丘陵地、大山地域中南部の山地、大沢野地域北東部の丘陵地、八尾地域北東部の丘陵地

名前	分類	生息地
ヤマトミクリ	植物	富山地域西部
ヨコグラノキ	植物	細入地域南部の山地

(出典：「富山県の絶滅のおそれのある野生生物」)

○自然と人との共生

中山間地*の里山、農地、水辺などでは、豊かな自然と人の暮らしとの関わりの中で、自然と人との共生が図られていました。しかし、中山間地域における過疎化や高齢化に伴い、里山などに人手が入らなくなったために、クマやサル、イノシシ等による人身被害や農作物被害の拡大など、自然と人の関係の悪化が懸念されています。

また、都市近郊では農地や自然の減少によるメダカなどの身近な生き物の減少、都市部でのカラスの増加による被害が懸念されています。

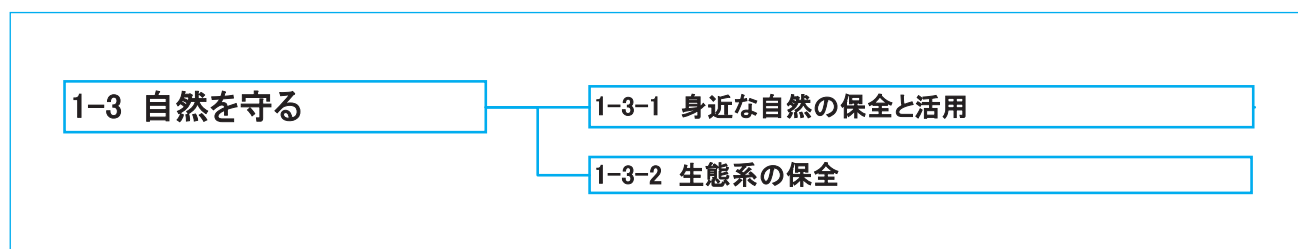
生物の多様性を確保*し、自然と人の共生を図ることは、産業、観光、教育、研究など生物資源の持続的な利用を図っていく上で不可欠です。動植物、地形・地質、湧水などの自然環境を、適切に保全していかなければなりません。

今後、自然保護行政を一元化し、科学文化センターの活用や大学等の教育研究機関とも連携しながら、さまざまな情報を蓄積・分析し、保全を推進していくことが必要です。

目標

指 標		現 況	目標（平成23年）
1-3-1	自然公園整備	森林・自然公園等 7カ所（H18）	7カ所
1-3-1	指定保存樹木など管理団体数	133団体（H18）	148団体
1-3-1	指定保存樹木・樹林	樹木438本、樹林12,700m ² （H17）	樹木530本、樹林18,000m ²

施策



1-3-1 身近な自然の保全と活用

身近な里山などの保全を図り、生き物とのふれあいや共生を図ります。

- 豊かな里山の保全・整備を図ります。
- ビオトープ*など生き物とのふれあいの場を確保します。
- 人と生き物との共生について意識啓発を図ります。

1-3-2 生態系の保全

多様な生物や、その生息地を守り、生物多様性を保全します。

- 自然環境の現況を把握し保全対策の強化に努めるとともに、総合的に生態系の保全を進める体制を整備します。
- 県と協力し、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区の特別保護地区等について、パトロールや山岳トイレの整備などにより保全を図ります。
- 絶滅のおそれのある野生生物など、保護すべき緊急性の高い固有種*とその生息地を、優先的に保護します。
- 有害鳥獣について、県等と連携しながら発生原因を調査し、人身被害や農作物被害の対策・防止策を講じていきます。
- 野生生物の不適切な捕獲や採取、外来種（移入種）*による本来の生態系への悪影響、生物の移動経路の分断、開発行為や農薬・化学肥料などによる生物への影響の防止に努めます。

市民の取り組み

- 自然や動植物を愛し、環境への影響を考えて行動します。
- 外来種のペットを飼育する場合は飼育責任を果たし、ペットや外来生物を逃がしたり捨てたりしません。
- 自然とのふれあいを大切にし、自然や生物について積極的に学習したり、保全活動に参加したりします。

事業者の取り組み

- 開発においては、生物や生態系に十分配慮し、必要な保護や回復措置を講じます。
- 事業所内での木の植栽や、ビオトープの造成などに取り組みます。

2. みんなが快適で住みやすいまち

2-1 生活環境の保全

豊かな自然の恵みを受け、良好な生活環境の中で私たちは暮らしています。

大気や土壌などが汚染されれば人の健康や生態系に深刻な影響を及ぼす可能性もあり、回復も容易ではありません。富山市の良好な生活環境を将来に引き継ぐため、環境保全対策の強化を図り、安全で快適な生活環境を確保していきます。

現況と課題

○大気環境

大気環境については、国の環境基準*が定められています。富山市では、一般環境大気観測局6局、自動車排出ガス観測局3局、補完局1局で、二酸化硫黄*、二酸化窒素*、浮遊粒子状物質*、光化学オキシダント*、一酸化炭素、炭化水素などを常時監視しており、うち1局では19の有害大気汚染物質*を測定しています。

光化学オキシダントについては、一般大気観測局すべてで環境基準に不適合となっています。光化学オキシダントは、光化学スモッグ*の原因となっている物質です。工場・事業所や自動車から排出される窒素酸化物*や揮発性有機化合物*と太陽の紫外線の化学反応によって生まれるものです。

その他の物質については、すべての項目で環境基準に適合しています。

○騒音・振動・悪臭などの問題と苦情

騒音については、31地点で測定しています。平成17年度の測定では、すべての時間帯で環境基準を達成している地点は25地点、いずれかの時間帯が環境基準を達成しているのは2地点、すべての時間帯で環境基準を超過しているのは4地点となっています。また、自動車騒音について、自動車走行台数の多い地点などを中心に測定したところ、7地点中1地点の夜間でわずかに要請限度*を超過、経年変化では横ばいとなっています。

公害苦情件数は、平成17年度は127件で、大気汚染に係るものが45件と最も多く、野焼きや焼却炉からのばい煙に対するものが多く見られました。

○化学物質

人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質（平成19年3月現在、354物質がPRTR法*の対象となっている）は、PRTR制度によって、取り扱う事業者が、管理や移動の量を毎年届け出ることが義務づけられています。事業者の届出データは、都道府県を經由して国に集められ、その他の発生源（家庭、農地、自動車など）からの排出量とあわせて公表されています。

○土壌

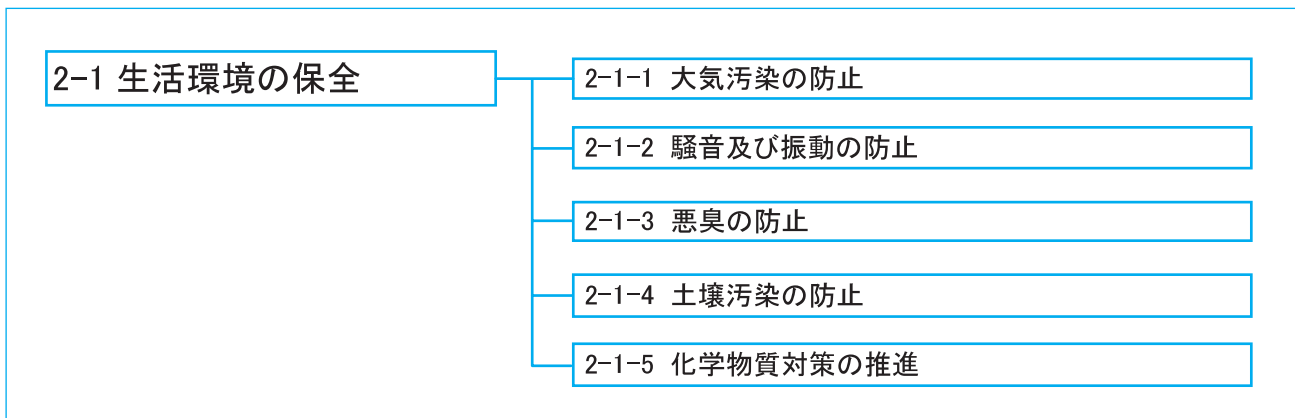
神通川流域の約1,500haが、カドミウム*によって汚染された農用地として「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策地域」に指定され、対策が進められてきました。汚染田の復元工事が終わった地区から順次指定が解除されています。

平成14年に施行された土壌汚染対策法*では、土壌汚染が発見された場合の措置が定められており、県等と連携し、調査や汚染の除去などの必要な措置がとられるよう迅速に対応することが求められます。

目標

指 標		現 況	目標（平成23年）
2-1	環境基準点の監視調査数	124ヶ所（H17）	121ヶ所
2-1	事業所立入検査数	350事業所（H18）	380事業所
2-1-1	環境基準の達成率（大気）	82.9%（H17）	83%
2-1-2	環境基準の達成率（騒音）	80.6%（H17）	94%
2-1-5	環境基準の達成率（ダイオキシン類*）	92.6%（H17）	100%

施策



2-1-1 大気汚染の防止

大気の監視や、汚染の発生源に対する対策を行い、大気環境を守ります。

- 大気汚染状況の常時監視体制を維持し、効率的な監視を行います。
- 大気汚染防止法*に基づき、事業所に対する規制・指導を行います。また、焼却炉の使用や野外焼却などの監視・指導を行います。
- 自動車の使用抑制、低公害車の導入促進、アイドリングストップ*、物流の効率化などの自動車排ガス対策を推進します。
- 固定発生源対策として、工場・事業所等のボイラーや家庭の暖房機器などの大気汚染対策を促進します。
- アスベスト*の飛散を防止するため、アスベスト等を使用する建築物の解体・改修事業者に対する規制・指導を徹底します。

2-1-2 騒音及び振動の防止

騒音、振動について監視や規制・指導などを行い、静かで良好な環境を守ります。

- 道路交通騒音・振動について、監視を継続します。
- 事業所からの騒音・振動について、規制・指導を行います。
- 建設作業などから発生する騒音・振動の未然防止対策を進めます。
- 公共交通機関の利用促進など、交通流対策を進め、交通量の削減や分散を図ります
- 低騒音舗装や道路維持などにより、路面状況から発生する騒音や振動を緩和します。
- 工場と住宅の混在している地域において、土地利用の適正化を促進します。
- 近隣騒音については、市民や事業者に対して、発生抑制の啓発を行います。

2-1-3 悪臭の防止

悪臭を防止します。

- 悪臭防止法*や富山県公害防止条例に基づく規制の充実を図ります。
- 事業所に対して施設の適正管理を指導するなど、悪臭防止対策を進めます。

2-1-4 土壌汚染の防止

土壌汚染の被害の発生・拡大を防ぎます。

- 有害物質の取り扱い事業所に対して、汚染防止に係る設備等の設置を促進し、未然防止を図ります。
- 「土壌汚染対策法」に基づき、特定有害物質を取り扱っていた施設の移転や建て替えに際して状況調査を行うよう指導するとともに、汚染が明らかになった場合には浄化措置等の実施を徹底します。

2-1-5 化学物質対策の推進

さまざまな化学物質について、それぞれに適切な規制や管理などの徹底を図ります。

- 「PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）」に基づき、企業による化学物質の自主管理や排出量等の報告を徹底するとともに、情報を市民・企業と共有し、リスクコミュニケーション*を促進します。
- ダイオキシン類やPCB*、その他の有害化学物質*について、「ダイオキシン類対策特別措置法*」、「PCB特別措置法*」、「大気汚染防止法」などに基づき、排出抑制を図るよう排出事業者に対する指導を行います。
- 内分泌かく乱作用*など、人の健康や生態系への影響が明確にされていない化学物質のリスクについて、国や県と連携しながら情報収集や、市民への情報提供に努めます。

市民の取り組み

- unnecessary 自動車の使用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車を利用します。
- 自動車を運転するときは、アイドリングストップなどエコドライブを心がけます。
- 騒音やペットなどによる迷惑をかけないように、近隣に配慮して、地域の静かな生活環境を守ります。

事業者の取り組み

- 環境法令を遵守します。
- 業務用施設、空調、ボイラーなどは、省エネルギー型の設備を導入し、適正な維持管理により公害の発生を防止します。
- 低公害車の導入を推進します。
- unnecessary 自動車の使用を控え、自動車を使用するときはエコドライブを徹底します。
- 建物の解体・建設などの工事に伴う粉じんや騒音・振動は、工法や工事用機械を工夫してできるだけ減らします。
- 土壌汚染や悪臭の防止に努めます。
- 建物の解体等にあたって、アスベスト飛散防止策を徹底します。
- PRTR法に基づき化学物質の適正管理や情報公開を行います。

2. みんなが快適で住みやすいまち

2-2 コンパクトなまちづくり*

富山市は、富山平野を中心に平坦な地形と、高い自動車依存と持ち家志向などを背景に、薄く広がった市街地を形成しています。今後は、鉄軌道などの公共交通を活かし、その沿線に都市機能や人口を集積させる「コンパクトなまちづくり」を目指します。コンパクトなまちづくりは、人口減少時代を迎えるにあたり、少子高齢社会への対応や効率的な行財政運営の面から、さらには環境面からも都市の持続可能性を高める効果が期待されています。

コンパクトなまちづくりを進めるにあたり、都市全体への環境負荷*が増大しないよう環境面への影響にも配慮し、公共交通の利用促進など環境に配慮したライフスタイルを定着させるとともに、これまで引き継いできた歴史的・文化的な資源やすぐれた景観などの「富山らしさ」を継承していきます。

現況と課題

○市街地の拡散とコンパクトなまちづくり

富山市では、市街地の拡散が進み、中心市街地では、人口の減少と高齢化、公共施設などの郊外移転などにより空洞化が進んでおり、都市全体の活力が低下しています。また、拡散した市街地は、自動車利用による環境負荷の増加、自動車が使えない人に暮らしづらく不便な都市になる、道路や上下水道など都市の維持管理に要する費用が高くなるという課題に直面しています。

このため、本市では、公共交通の活性化を軸とし、市街地の拡散に歯止めをかけ、都心や地域生活拠点地区への人口回帰や都市機能の集積を図り、全市的に、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めます。

○持続可能で快適なコンパクトなまち

市街地が郊外に薄く拡がることにより、自動車への依存が高くなり、地球温暖化*の原因である二酸化炭素*や大気汚染物質の排出が多くなるなど環境に負荷を与えます。また、市街地の拡散によって農地等の自然的土地利用が減少し、市街地の周辺では農地等と宅地が混在しています。

公共交通の活性化による環境負荷の低減、計画的な土地利用による自然の再生・保全などを通じ、環境の面からもコンパクトなまちづくりを推進する必要があります。

さらには、まちをコンパクトにするだけでなく、そこに住む一人ひとりの暮らし方を環境に負荷をかけないものにし、環境に良く同時に生活の質も高い暮らしを追求していかなくてはなりません。

○公園の状況

富山市では、風致地区*として2カ所を指定し、より快適な都市環境を創り出すため、自然環境の保全を図っています。

表 風致地区の指定状況

名称	位置	面積
富山城址風致地区	本丸	約14ha
呉羽山風致地区	安養坊、五艘、五福、寺町、金屋、呉羽町地内	約280ha

(出典：「富山市の都市計画平成17年版」)

富山市には公園や緑地、墓園が844カ所開設され、面積は550.05ha、市民一人あたりの公園緑地面積は、13.17m²/人（平成17年度当初）となっています。今後も、地域の実情に応じて公園整備を進め、自然とのふれあい、スポーツ・レクリエーション、災害時の避難などさまざまな機能を持つ場を増やします。

表 公園の現況（平成17年度当初面積）

区分	都市計画公園（開設済）		都市計画外公園		計	
	箇所数	面積（ha）	箇所数	面積（ha）	箇所数	面積（ha）
街区公園	121	23.02	655	49.43	776	72.45
近隣公園	16	25.15	6	11.72	22	36.87
地区公園	7	31.9	1	2.97	8	34.87
総合公園	8	232.16	1	12	9	244.16
運動公園	5	102.47	0	4.15	5	106.62
特殊公園	2	4.3	2	9.93	4	14.23
緩衝緑地	2	19.1	0	0	2	19.1
都市緑地	2	13.5	13	6.58	15	20.08
緑道	3	1.67	0	0	3	1.67
合計	166	453.27	678	96.78	844	550.05

(出典：「富山市の建設（資料編）」市建設部 平成17年8月)

○景観

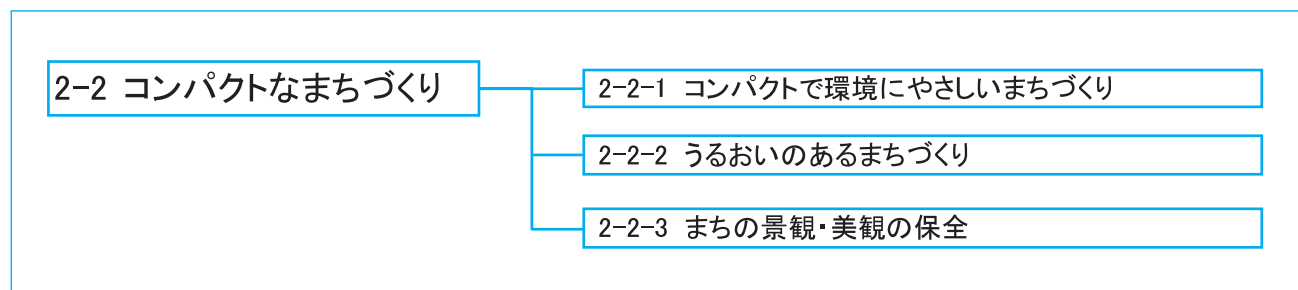
山、川など自然景観の美しさに対する市民の満足度は高くなっています。本市は、立山連峰を仰ぐ壮大ですばらしい眺望、富山湾や河川などの自然景観を有し、それぞれの地域に歴史的なまちなみや美しい景観が維持され、文化財なども数多く残されています。

また、「富山の和漢薬のかおり」が、地域に根ざした良好なかおりのある風景として環境省の「かおり風景100選」に選ばれています。八尾地域の「エンナカの水音とおわら風の盆」は、人々が地域のシンボルとして大切にし、将来に残していきたいと願っている音の聞こえる環境として「音風景100選」に選定されています。

目標

指 標		現 況	目標（平成23年）
2-2-1	総人口に占めるDID*人口の割合	51.9%（H17）	現況より高くする
2-2-1	都心地区人口	24,099人（H18）	27,000人
2-2-2	市民一人あたり公園緑地面積	13.63m ² （H18）	14.90m ²
2-2-2	公園管理サポート実施数	3公園（H18）	16公園
2-2-2	市民緑化活動による植樹樹の飾花樹数	3,500樹（H17）	4,200樹
2-2-3	「ふるさと富山美化大作戦」参加者数	42,000人（H18）	42,000人
2-2-3	景観まちづくり推進区域の指定の累計	1地区（H18）	6地区
2-2-3	景観まちづくり市民団体の登録の累計	3団体（H18）	18団体
2-2-3	景観まちづくり協議会の認定の累計	1団体（H18）	3団体
2-2-3	無電柱化整備延長	96m（H18）	1,800m
2-2-3	伝統的家屋及び一般建築物等の修景事業の補助件数の累計	15件（H18）	33件

施策



2-2-1 コンパクトで環境にやさしいまちづくり

資源やエネルギーなどに配慮したまちづくりや、環境にやさしい暮らしの実現を目指します。

- 総合計画や都市マスタープランと連携して、コンパクトで環境負荷の少ないまちづくりを推進します。
- 新エネルギー*や省エネルギー*、水の循環利用など環境に配慮した都市・施設整備を行います。また、地域材の利用や建設廃棄物のリサイクル*・適正処理を推進します。
- 環境に配慮し、生活の質も高い暮らし方（エコライフスタイル）を啓発します。

2-2-2 うるおいのあるまちづくり

緑あふれるまちなみを創造していきます。

- まちなかの緑地、屋敷林や社寺林、巨木・古木など緑を保全します。
- 公共施設の緑化や街路樹等の整備を行います。
- 商業施設の緑化や、民家の庭や生垣などの緑化を促進します。
- 地域の特性に応じた公園や水辺空間などを計画的に整備します。
- 農地等の自然を保全するため土地の適正利用を推進します。

2-2-3 まちの景観・美観の保全

美しいまちなみや景観づくり、文化財などの保全・活用、まちの美化を進めます。

- 良好な都市景観を保全・形成します。
- 都市の美観維持のため、屋外広告物条例に基づき屋外広告物の規制を行います。
- 公共事業や開発事業における景観整備を推進します。
- 歴史的建造物や文化財、伝統的行事などの歴史的文化的遺産・景観の保全と活用を推進します。
- 市民や事業者と協力し、まちの環境美化を推進します。

市民の取り組み

- 街路樹や公園、社寺などの身近な緑を大切にし、住宅やまちの緑化に協力します。
- 良好な生活空間や景観の創出のため、まちづくりに積極的に参加・協力します。
- 家などの新・改築時は、景観に配慮するよう努めます。
- 公共空間をきれいに保つために協力し、ポイ捨てはしません。ペットは隣人や地域に迷惑のかからない責任ある飼い方をします。
- 地域の清掃や美化活動などに参加・協力します。
- 地域の祭りや伝統芸能を次世代の子供たちに残していくよう努めます。

事業者の取り組み

- 新たな土地利用や事業の実施にあたっては、エネルギーや水、緑などの環境に配慮した施設の導入や整備を行います。
- 宅地開発や建築事業にあたっては、歴史的文化的遺産の保全や、周辺の景観への配慮をします。
- 屋外広告物はルールを守り、景観を阻害しないよう配慮し、違法な看板や張り紙は設置しません。

2. みんなが快適で住みやすいまち

2-3 環境負荷の低い交通体系の実現

富山市は市街地が薄く拡がり、生活するには自動車が必要不可欠です。自動車は便利な反面、大気汚染物質や温室効果ガス*の排出、石油資源の消費など、環境に負荷をもたらします。そこで、公共交通を活性化させ、市民・事業者の意識の転換を図り、持続可能な交通体系の実現を図ります。

現況と課題

○富山市は自動車が多い

富山県は、道路整備率は71.7%（平成16年4月1日現在）で全国第1位であり、一世帯あたりの自動車保有台数は1.73台（平成17年3月末現在）で全国第2位です。富山市における一世帯あたりの自動車保有台数は1.62台です。（国土交通省「自動車保有車両数月報」）

富山市における自動車保有台数は、平成6年の25万2千台から平成10年には30万4千台と21%増加しています。増加の主な原因は、マイカーで、普通乗用車保有台数が平成6年から3.5倍と大きく増加しており、交通の集中する朝・夕方の時間帯には渋滞も起きています。

その一方、郊外のバス路線は、利用者の減少に歯止めがかからず、やむを得ず減便や撤退が続いています。公共交通機関の利便性については、都市部でも中山間地*でも市民の満足度が低くなっています。自動車への依存が公共交通の衰退を招き、そのことがさらに自動車利用を促進するという悪循環になっています。マイカーを利用できない高齢者が増加していく中で、今後は誰でも利用できる移動手段、歩いて暮らせるまちの整備が求められています。

そこで、本市では公共交通の活性化を軸としたコンパクトなまちづくりを進めています。

○自動車利用による環境問題

自動車は日常生活に欠かせないものですが、自動車利用に伴って、大気汚染物質である窒素酸化物や温室効果ガスである二酸化炭素の排出などさまざまな環境負荷が生じます。富山市から排出される二酸化炭素のうち、運輸部門*からの排出が22.5%（平成15年）を占めています。

富山市では、平成18年4月に、環境にやさしい公共交通として富山駅と岩瀬浜駅の7.6kmを結ぶ富山ライトレールが、LRT（次世代型路面電車システム）*を導入して開業しました。この事業をリーディングプロジェクトとして、鉄軌道を軸とした公共交通活性化によるコンパクトなまちづくりを進めることにしています。

目標

	指 標	現 況	目標（平成23年）
2-3-1	公共交通利用者数	61,780人/日（H16）	62,000人/日
2-3-1	富山ライトレール利用者数	－	4,200人/日
2-3-1	コミュニティバスの運行本数 （利用者数）	2ルート各31便 （10人/便・日）（H18）	2ルート各31便 （10人/便・日）
2-3-1	ノーマイカーデー*実施企業数	83社（H18）	95社
2-3-1	渋滞交差点におけるCO ₂ 削減量	0t（H17）	72t

施策

2-3 環境負荷の低い交通体系の実現

2-3-1 交通体系の整備

2-3-2 環境にやさしい自動車利用

2-3-1 交通体系の整備

公共交通機関を充実させ、誰もが便利に移動できる交通体系を整備します。

- 現存する鉄軌道を活かし、公共交通の活性化を図ります。
- 地域拠点や交通結節点を結ぶ交通体系の形成を図ります。
- 徒歩や自転車、ノーマイカーデーなど公共交通の利用を推進します。
- フィーダーバス*やコミュニティバスなどによるバス路線の維持、パークアンドライド*などマイカー利用との連携、交通情報提供システムの充実などを進め、公共交通機関の利便性を高めて利用を促進します。
- 幹線市道や都市計画道路（街路）の計画的な整備、交通支障箇所交差点の改良を図ります。

2-3-2 環境にやさしい自動車利用

自動車を利用する場合に、その環境負荷ができるだけ小さくなるよう、有効な対策を講じます。

- アイドリングストップ、経済速度での走行など、エコドライブ*を普及啓発します。
- BDF*利用、低公害車・低燃費車、クリーンエネルギー自動車*の普及を促進します。
- 物流拠点の整備、配送システムの効率化、共同集配など、輸送効率の高い物流システムの構築（物流のグリーン化）を推進します。

市民の取り組み

- 公共交通機関を利用します。自動車利用の場合は、相乗りやパークアンドライドなどを工夫します。
- アイドリングストップなど、エコドライブを実践します。
- マイカーには、ハイブリッド車や燃費が良い車など低公害車を選びます。

事業者の取り組み

- アイドリングストップなどのエコドライブや、自動車の適切な整備などに努めます。
- 通勤時の公共交通機関利用、時差出勤などを促進します。
- 低公害車を積極的に導入します。
- 共同配送などにより物流の効率化を図ります。
- モーダルシフト（貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道・海運利用へと転換すること）やトラック輸送の効率化に取り組み、輸送に伴う環境負荷を削減します。



3. 脱温暖化・循環型のまち

3-1 地球温暖化*の防止

地球温暖化は、人類の生存基盤である環境に大きな影響を及ぼす可能性があります。そのため、地球温暖化防止に向けた国際的な取り決めである「京都議定書*」が平成9年12月に採択され、平成17年2月に発効しました。わが国は、京都議定書で定められた温室効果ガス*の6%削減を達成するため、国民・事業者・行政が一体となった取り組みを進めています。

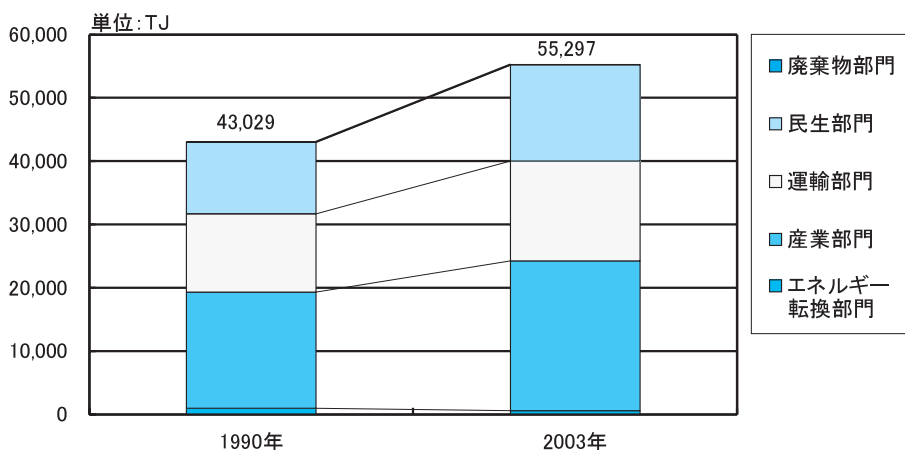
本市においても、「脱温暖化」を目指し、省エネルギー*や、新エネルギー*の導入などに取り組みます。

現況と課題

○増加するエネルギー消費量

電気、都市ガス、灯油などのエネルギー消費量は、富山市において平成2年（1990年）から平成5年（2003年）にかけて28.5%と大きく増加し、全国の増加率19.4%を大きく上回っています。民生部門での増加率が高く、産業部門、運輸部門*でも大きな伸びになっています。

図 エネルギー消費量の推移

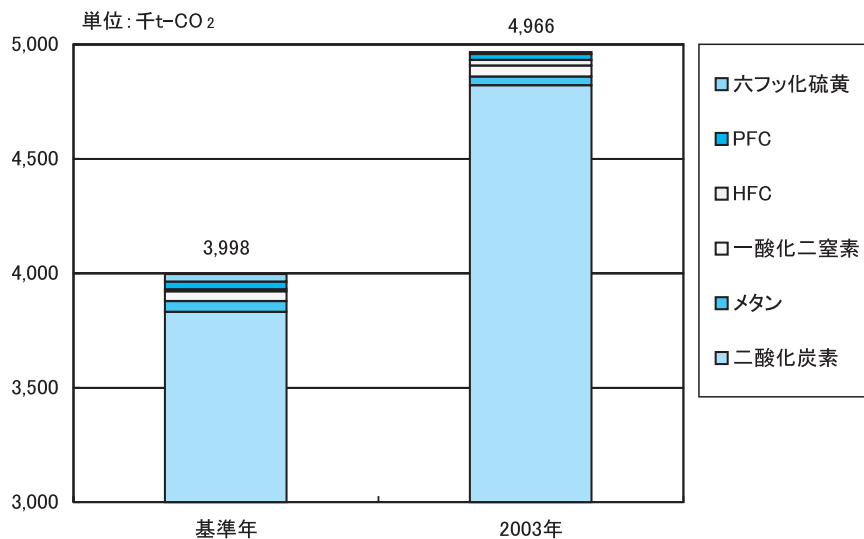


(出典：富山市資料)

エネルギーは日常生活を営む上で不可欠なものですが、エネルギーを消費することで温室効果ガスの一つである二酸化炭素が排出されます。温室効果ガス排出量の97%以上を占める二酸化炭素*排出量についても、平成2年（1990年）から平成15年（2003年）の5年間で25.8%増加しています。

世帯数の増加と一世帯あたりのエネルギー消費量の増加、オフィス等におけるOA機器の普及、自動車保有台数の大幅な伸びが、本市におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の増加につながっていると考えられます。

図 温室効果ガス排出量の推移

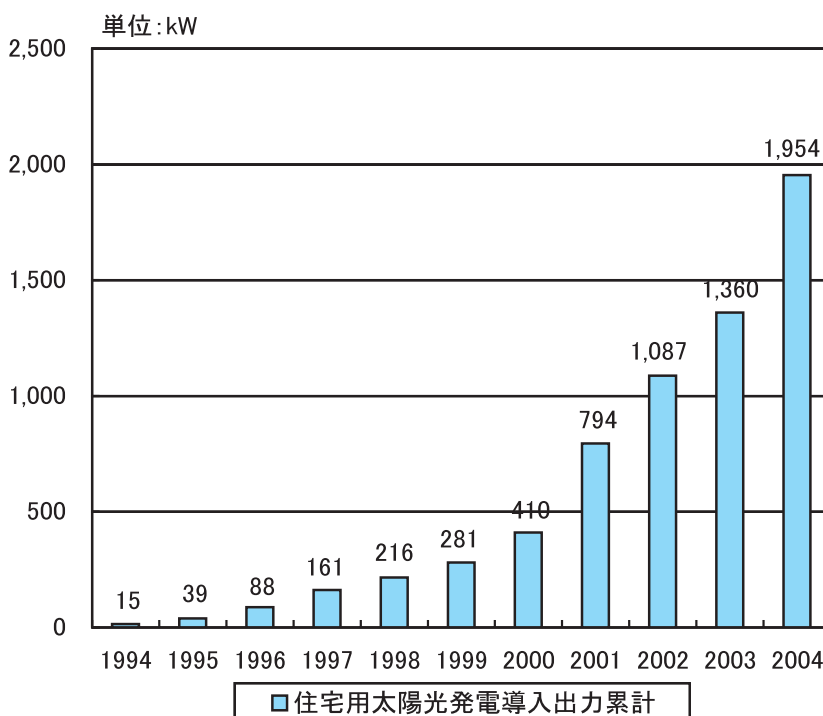


(出典：富山市資料)

○新エネルギーの導入

富山市では平成18年2月に「富山市地域新エネルギービジョン」を策定し、「富山市の自然の特徴を活かし、地域が元気になる再生可能な新エネルギーの積極的な導入」という基本理念のもと、新エネルギーの導入目標量を「平成22年（2010年）のエネルギー需要量の3%程度」に設定しています。

図 富山市における住宅用太陽光発電導入出力の累計推移



(出典：新エネルギー財団資料)

○二酸化炭素以外の温室効果ガス削減対策

富山市のメタン*や一酸化二窒素*、代替フロン*類（HFC、PFC、SF6）の排出量は14万5千t-CO₂であり、温室効果ガス排出量の3%と非常に小さいものの、地球温暖化の作用が大きいことから、排出抑制対策の推進が必要です。

メタンや一酸化二窒素は、エネルギーの燃焼のほか、廃棄物処理（焼却・埋立）、下水処理、家畜ふん尿処理、農業（水稻栽培、施肥）などの活動に伴い排出されます。代替フロン類は、オゾン層*破壊物質として生産・使用が規制されたフロンに替わり冷媒として利用されているほか、電子部品の製造や半導体製造の際に使用されています。関係事業者団体が自主行動計画を策定して、取り組みを進めています。

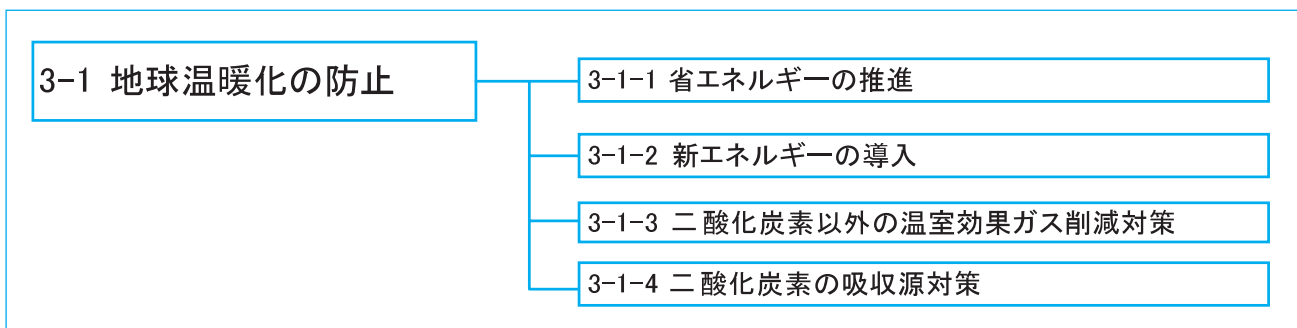
○二酸化炭素の吸収源対策

森林は、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収したり貯蔵したりする機能を持っており、地球温暖化対策の柱の一つに位置づけられています。富山市では、森林面積が市面積の7割弱を占めていることから、間伐などの森林管理を進めて二酸化炭素を長期にわたり吸収・固定する森林を育てることや、木材・木質バイオマス*の利用を進めることは、地球温暖化防止に貢献し、同時に水資源の涵養や災害の防止などの効果をもたらします。

目標

指 標		現 況	目標（平成23年）
3-1	市民一人あたりの二酸化炭素排出量	11.4t-CO ₂ /人（H15）	10.6t-CO ₂ /人（H22）
3-1-2	新エネルギー導入量	—	エネルギー需要量の3%程度
3-1-2	住宅用太陽光発電システム設置補助累計	499件（H17）	850件

施策



3-1-1 省エネルギーの推進

市民・事業者・行政が一体となり省エネルギーを推進します。

- 「富山市地域省エネルギービジョン」に基づき、省エネルギー・省資源のライフスタイルの普及啓発などにより、温室効果ガス排出量の削減を図ります。
- 「富山市地球温暖化防止実行計画」に基づき、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減を図ります。
- 住宅や事業所、公共施設などの省エネルギー化、省エネルギー機器の導入を推進します。
- 公共交通活性化によるコンパクトなまちづくり*を通じて、省エネルギー型のまちづくりを進めます。(詳しくは2-2、2-3を参照)

3-1-2 新エネルギーの導入

豊かな自然を活かした新エネルギーの導入を推進します。

- 「富山市地域新エネルギービジョン」に基づき、新エネルギーの導入を推進します。
- 住宅用太陽光発電導入への支援、風力や森林バイオマス*、小水力発電*の導入を検討します。
- 「富山市バイオマスタウン構想」に基づき、生ごみや木質バイオマスなど未活用のバイオマス資源の利活用を推進します。

3-1-3 二酸化炭素以外の温室効果ガス削減対策

メタンやフロン類等の温室効果ガスの削減を図ります。

- 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜ふん尿の適正処理を推進するとともに、農薬や化学肥料の依存を下げるなど、環境にやさしい農業を推進します。
- 廃棄物の焼却による温室効果ガスの発生を抑制するため、廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル*を推進します。
- 「フロン回収破壊法*」や「家電リサイクル法*」、「自動車リサイクル法*」に基づき、空調機器や家電製品、自動車に使われているフロン類の回収・適正処理を推進します。

3-1-4 二酸化炭素の吸収源対策

森林の二酸化炭素吸収源としての機能の充実を図ります。

- 市民、事業者、NPOなどの多様な担い手と連携し、下草刈、間伐等の森林整備を計画的に実施し、森林の持つ公益的機能の維持増進を図ります。
- 森林機能の重要性に対する認識や森づくりへの参画意識の高揚を図ります。
- 地域材を使用した木造住宅の普及や、公共工事等における地域材利用など、木材資源の有効利用を推進します。
- 市街地における緑地の保全・整備や緑化を推進します。

市民の取り組み

- 現在のライフスタイルを見直し、「もったいない」の心がけで資源やエネルギーの無駄をなくしたエコライフスタイルへと変えていきます。
- 冷暖房の温度設定や待機電力の削減など、家庭における省エネルギーを実践します。
- 家電製品等の買い換え時には省エネルギー機器を選択し、高効率エネルギーシステムの導入や、住宅の断熱化などにより住宅の省エネルギー化を図ります。
- 住宅への太陽光発電や太陽熱温水器など、新エネルギーの導入を推進します。
- 徒歩や自転車、公共交通機関の積極的な利用、エコドライブ（アイドリングストップや急発進、急加速をしないなど）を実践します。
- 自宅の庭や屋上、ベランダなどの身近な場所に植樹などを行い、緑化に努めます。

事業者の取り組み

- 事業所におけるエネルギー管理の徹底、省エネルギーを図ります。
- 省エネルギー機器の導入や建物の省エネルギー化、廃熱の有効利用を行います。
- 事業所周辺や屋上などを緑化します。
- 太陽光や風力発電、太陽熱など、新エネルギーを利用します。
- グリーン購入*を推進します。
- エコドライブや低公害車の導入を推進します。
- 自動車や空調機器等のフロン回収を推進します。

3. 脱温暖化・循環型のまち

3-2 循環型社会の構築

現在の大量消費・大量生産・大量廃棄型の経済社会活動は、資源の枯渇と廃棄物の最終処分場の逼迫ひっばくを招いています。そのため、市民・事業者・行政が一体となって「もったいない」の心がけにより資源の無駄をなくし、リデュース（発生抑制）*・リユース（再使用）*・リサイクル（再生利用）の3Rの実践により「脱埋立都市」を目指します。また、全国的に多発している産業廃棄物*の大規模な不法投棄を本市において発生させないため、今後もパトロールなど廃棄物の適正処理、不法投棄防止に向けた取り組みを推進します。

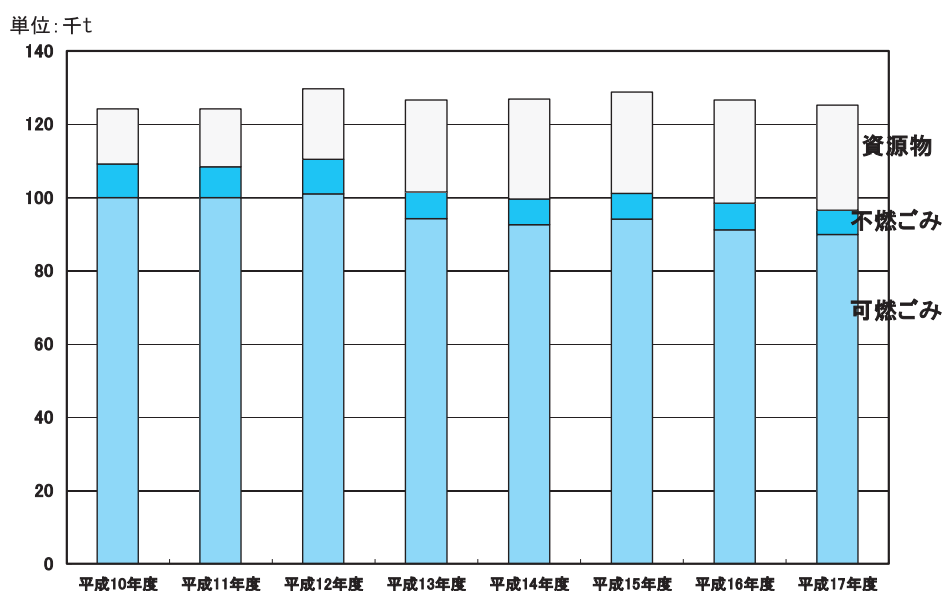
現況と課題

○一般廃棄物*の排出状況

平成17年度に家庭から排出された可燃ごみや不燃ごみの処理量は約9万7千tで、年々減少してきています。

それに応じて、空きびん、空き缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、古紙などの資源物の回収量は年々増加しており、平成17年度で約2万9千tを回収しました。これは、容器包装リサイクル法の施行で市民に分別意識が定着し、資源物回収への協力が進んだことによるものです。

図 家庭から排出される一般廃棄物排出量の推移



(出典：富山市環境センター資料)

また、事業所から排出される紙くずや生ごみ等の可燃ごみ（事業系一般廃棄物）は、平成17年度で約4万8千tとなり、富山市の総ごみ処理量（資源物以外のごみ処理量）約14万4千tのうち33%を占めています。

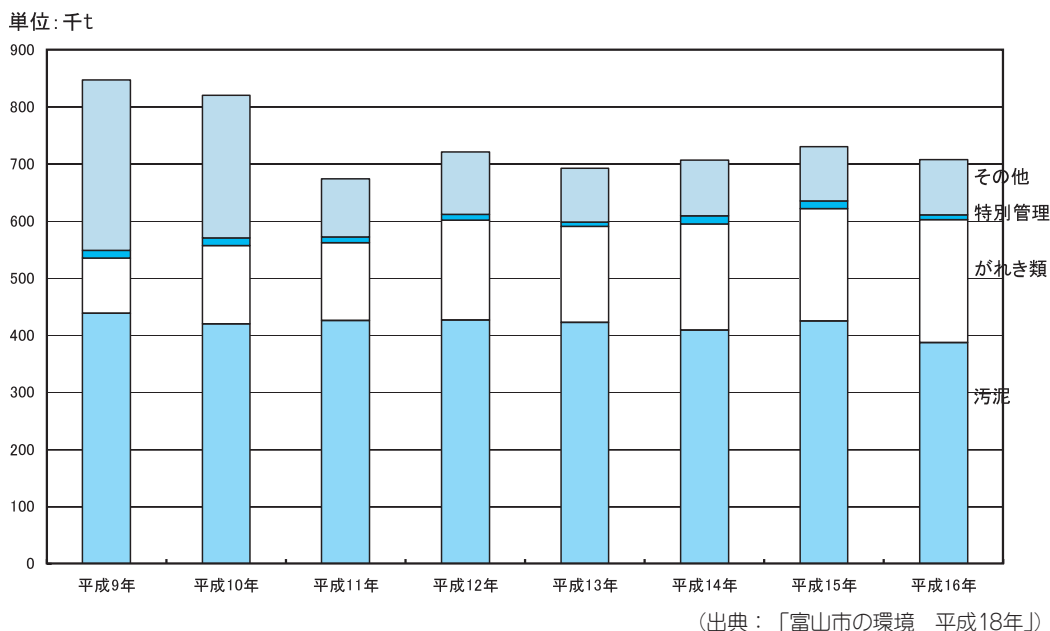
全市的にごみの適正処理やリサイクルの意識は浸透してきていますが、ごみの発生を抑制し排出量を減らすための取り組みが求められます。

○産業廃棄物の排出状況

旧富山市における平成16年度の産業廃棄物発生量は70万8千tで、種類別では、汚泥が38万7千tで全体の54.6%を占めており、次いでがれき類が21万6千tになっています。業種別では製造業が28万8千t（40.6%）、電気・ガス・水道業が15万9千t（22.5%）、建設業の23万9千t（33.8%）で、これらの業種で全体の97%以上を占めています。

処理処分状況については、発生量70万8千tのうち、無処理埋立処分されたものは9千t、脱水・焼却・中和等の中間処理されたものは69万2千t、無処理再利用されたものは7千tとなっており、最終的には4万3千tが埋立処分され、28万9千tが循環利用、残り37万6千tが減量化されています。

図 産業廃棄物の発生状況（旧富山市）



○循環型社会を目指したエコタウン*事業

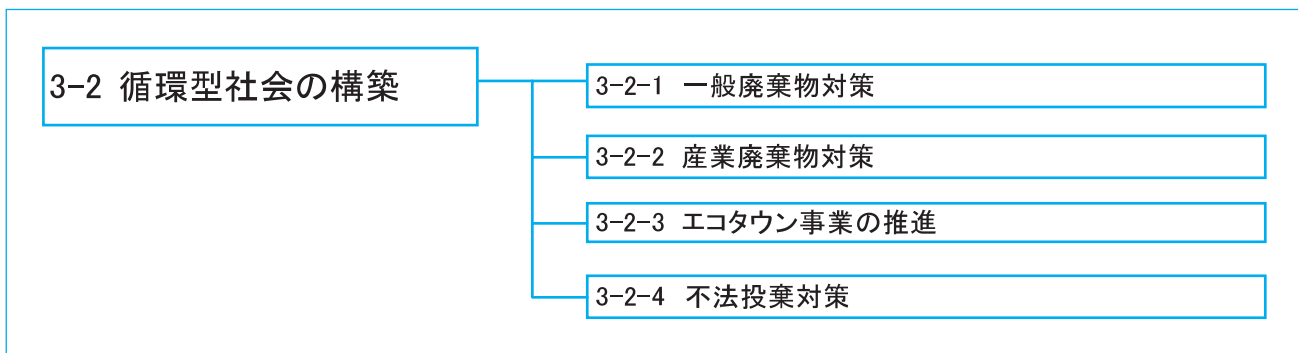
「富山市エコタウンプラン」に基づき、本市北部地域に「エコタウン産業団地」を整備しました。団地には、リサイクル施設を集約し、エネルギー利用も含めて、団地内のゼロ・エミッション*化を進めています。

第1期事業として、平成15年度に廃プラスチック、木質系廃棄物、生ごみ及び剪定枝、自動車の4つのリサイクル施設が操業を開始し、第2期事業として平成17年度に廃合成ゴム、平成18年度に難処理繊維及び混合廃プラスチック、廃食用油のリサイクル施設が操業を開始し、現在7つのリサイクル企業が立地しています。

目標

指 標		現 況	目標（平成23年）
3-2-1	市民一人1日あたりの一般廃棄物排出量	1,131 g (H17)	1,075 g
3-2-1	一般廃棄物リサイクル率	19.1% (H17)	25.0%
3-2-1	一般廃棄物最終処分量	19,944 t (H17)	15,706 t
3-2-1	事業系可燃物の1日あたり排出量	130 t (H17)	125 t
3-2-2	産業廃棄物減量化・循環利用率	93.8% (H16)	96.0%
3-2-2	不適正処理指導率	17% (H16)	10%
3-2-2	産業廃棄物排出事業者等への立入検査件数	300件 (H18)	300件
3-2-3	エコタウン交流推進センター利用者数	6,500人 (H18)	8,500人

施策



3-2-1 一般廃棄物対策

家庭や事業所から出る一般廃棄物を減らし、リサイクルや適正処理を徹底します。

- 「富山市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一般廃棄物の発生抑制などの対策を推進します。
- 「もったいない」から始めるごみを出さないライフスタイルの普及啓発を行います。
- 市民に対して家庭ごみの分け方・出し方の周知を図り、ごみの分別排出の徹底を促進します。
- 適正処理困難物については、国や関係機関と連携しながら適正処理を進めます。有害物質が含まれる廃棄物について、確実に分別回収するルートを構築します。
- 情報提供や指導などにより、事業系一般廃棄物の減量化を促進します。

3-2-2 産業廃棄物対策

産業廃棄物の減量や適正処理について、監視・指導します。

- 国や県と協力し、産業廃棄物の発生抑制や減量化対策を推進します。
- 産業廃棄物の発生や移動、処理・処分の状況を把握します。
- 産業廃棄物の適正処理が徹底されるよう、定期的な立入調査を行います。
- 廃棄物処理施設や処理業の許可は、関係する各部局の協議のうえ適正かつ慎重に行い、環境への悪影響を未然に防止します。

3-2-3 エコタウン事業の推進

富山市のエコタウン事業を、ハード・ソフト両面で総合的に推進します。

- 「富山市エコタウンプラン」に基づき、エコタウン事業を推進します。
- エコタウン事業者との環境保全協定に基づき、地域の環境保全を図ります。
- エコタウン交流推進センターを中心に、エコタウンに関する情報等を発信します。
- エコタウン交流推進センターを地域の環境保全活動や環境教育の拠点として、活動の充実を図ります。

3-2-4 不法投棄対策

廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止します。

- 廃棄物の排出事業者に対し、排出者責任と適正処理の徹底を指導します。
- パトロールや立入調査を行い、不法投棄や不適正処理の未然防止や早期発見に努めます。

市民の取り組み

- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）により、ごみを減らし、資源を有効に利用します。
- ごみ出しのルールを守り、正しく分別します。
- 地域での資源集団回収やフリーマーケット、不用品交換などに参加・協力します。
- 調理くずや食べ残しを減らします。
- ごみの不法投棄や野外焼却はしません。

事業者の取り組み

- 長期使用できる製品、リサイクル可能な製品・容器や再生品等の開発・製造・販売を進めます。
- 原材料の調達や事務用品などの物品購入では、グリーン購入を推進します。
- 「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」を遵守します。
- ごみや古紙などの分別を行い、廃棄物の減量化を図ります。
- 自社廃棄物の発生から処分までの把握、再生原料の利用、リサイクル製品の使用など、廃棄物の減量・循環利用に積極的に取り組みます。
- 廃棄物の不法投棄や野外焼却はしません。



4. 環境の保全と創造を担う人・地域をつくるまち

4-1 環境教育・学習の推進

身近な自然や地球の環境を保全し、持続可能な社会*を築いていくためには、多くの市民や事業者が、自発的かつ積極的に行動を起こしていくことが必要です。

すでに多くの人々が、何らかの場や機会で、環境に関する情報を得たり、環境に配慮した行動をとったりしていますが、情報や知識を行動に結びつけていくことや、いろいろな取り組みをつなげてより大きくしていくことが大切です。

市民や事業者、行政、地域、教育機関など、さまざまな主体が協力・連携して、環境について学び行動していく輪を広げます。

現況と課題

○環境教育・学習の推進

平成15年7月に「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律*」が制定されました。持続可能な社会をつくっていくためには、家庭や学校、地域、事業所などさまざまな場で、多くの人々が自ら進んで環境保全活動を行うことが大切であり、そのために環境教育・学習を進めるとの目的で定められた法律です。環境保全活動と環境教育にあたり重視する考え方や、人材育成や拠点整備などの仕組みが示されています。

また、平成17年（2005年）～平成26年（2014年）年は「国連持続可能な開発のための教育の10年*（Education for Sustainable Development）」とされています。「ESD（持続可能な開発のための教育）*」は、持続可能な社会の実現に向けて、私たち一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育です。すべての人々が安心して暮らせる未来を実現するために必要な力や考え方を学び育み、課題の解決に向けて参加する力を育む教育です。このような趣旨を理解し、富山市においてESDを実践していくことが求められています。

○環境学習拠点

富山市北部のエコタウン*産業団地内には、「エコタウン交流推進センター」が平成17年より開設されています。環境教育・学習・啓発のための施設で、常設・企画展示のほか、環境に関する学習講座「エコタウン学園」も開催されています。

北代緑地は、一般廃棄物*最終処分場の跡地を緑化して、二酸化炭素*の吸収源としての効果を期待し、整備したものです。市民参加で公園のあり方を検討し、森づくりや自然の中でのレクリエーションなどにより環境の大切さが体験できるようになっています。

富山市ファミリーパークは、昭和60年に開園した施設で、郷土の動植物についてのさまざまな知識を普及するために、富山や日本の動物を中心に生態展示や、自然環境の調査と保全などを行っています。パーク内の自然体験センターでは、講座などの学習が開催され、園内の田んぼや里山では、市民ボランティアによる保全体験事業などが行われています。

富山市科学博物館は自然科学の博物館として、富山の自然とそこに生きる人々との関わりを標本や展示を通じてわかりやすく紹介しています。さらに、自然教室や天文教室などの教育活動をしています。

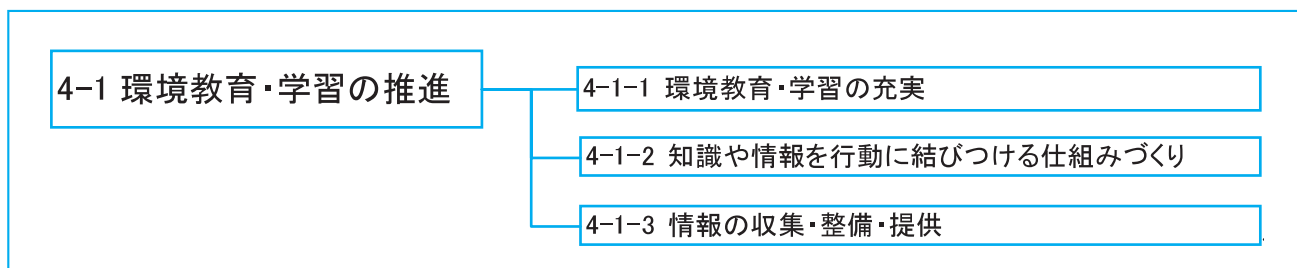
○こどもエコクラブ*

環境省が活動を支援している「こどもエコクラブ」は、次の世代を担う子供たちが、地域で仲間とともに環境に関する学習や活動に取り組むもので、富山市内では40のクラブ、1,283人が登録し、活動を行っています（平成17年度）。

目標

指 標		現 況	目標（平成23年）
4-1-1	エコタウン交流推進センター利用者数	6,500人（H18）	8,500人
4-1-1	こどもエコクラブ登録者数	1,283人（H17）	1,800人

施策



4-1-1 環境教育・学習の充実

富山市の環境や社会の資源や特徴を活かした環境教育・学習を進めます。

- 富山市の社会や環境の現状や特性を活かした環境教育・学習を、総合的、体系的に推進します。
- 行政の関連部局や教育機関、公民館、市民団体などが協力して環境教育・学習を推進できるよう、連携や調整を図ります。
- 多くの市民が関心をもって参加できる環境学習の場と機会の充実を図ります。また、環境学習プログラムの整備を進めます。
- 学校教育の現場などと連携し、子供向けの学習プログラムや教材作成、教員を対象とした情報提供や研修などを行い、学校教育における環境教育を推進します。
- 地域や職場における環境学習や環境保全活動を企画・運営・指導できる環境保全活動リーダーの育成や派遣などに取り組みます。
- こどもエコクラブをはじめとする市民の自主的な環境学習活動を支援します。
- エコタウン交流推進センターを拠点とし、常設・企画展示の充実や、エコタウン学園事業の充実、学校・教育機関や地域との連携などを図り、環境教育・学習を全市に広げていきます。

4-1-2 知識や情報を行動に結びつける仕組みづくり

環境教育・学習が知識や情報にとどまることなく、実際の行動につながっていくことを重視し、市民や行政がアイデアを出し合って、体験的な学習や動機づけを工夫します。

- さまざまな場や媒体を活用し、環境の仕組みや状況、環境保全行動の効果と必要性、市民や事業者の取り組むべき行動などについて、わかりやすく広報します。
- 環境への関心やライフスタイルに合わせ、多くの市民や事業者が環境保全活動に参加できるよう、気軽に参加できる体験機会や多様な環境保全活動の場を設けます。
- 関心や知識・情報が行動につながっていくよう、体験的な学習や、環境保全に関する技術・技能を習得できる機会を増やします。
- 多くの市民や事業者が環境保全行動に取り組むよう、エコボランティアサポート事業*など、意義を感じながら楽しく取り組め経済メリットも得られる仕組みや、認定・表彰制度など、行動に向けたインセンティブ（動機づけ）を工夫します。

4-1-3 情報の収集・整備・提供

情報は学習や活動の基盤であり、できるだけ多くの市民や事業者などに、それぞれが必要とする情報を届けられるよう工夫します。

- 市が行う監視・測定や、国、県、大学や研究機関などとの連携により、環境に関する情報を収集するとともに、市民や事業者にわかりやすく情報提供するよう努めます。
- 市報や市のホームページ、エコマガジン「みどりさん」*、イベント、エコタウン交流推進センター等の環境情報拠点施設など、さまざまな場や媒体を活用し、多くの人に環境情報が届くよう工夫します。
- 富山市の環境や環境保全活動に関する情報を共有し、市民・事業者・市等が協力して環境保全活動を進めるために、環境報告書を作成・公表します。

市民の取り組み

- 家庭で環境について話し合い、エコライフを実践します。
- 環境教育・学習活動に積極的に参加します。
- 環境についての情報に関心をもち、環境保全の行動や活動に活かします。

事業者の取り組み

- 従業員への環境教育や、環境学習の機会を提供します。
- 講師の派遣など地域や学校における環境教育・学習を支援します。
- 環境に関連する情報を公開し、提供します。
- 学校などの教育機関は、環境教育・学習に体系的に取り組めます。

4. 環境の保全と創造を担う人・地域をつくるまち

4-2 環境と経済・社会の好循環の実現

富山市は、自然環境に恵まれているとともに、県都として人・もの・お金・情報等の発信・交流の拠点として発展しています。

しかし一方、経済発展に伴って自然を破壊したり、資源やエネルギーを大量に消費したり、廃棄物を大量に発生させたりすることが今日の環境問題の原因となっています。そのため、環境の保全や環境問題の解決に向けて、本市の多様な人と地域の力とアイデアを結集して、人やもの、お金のよい流れをつくり出し、環境を良くする行動が社会や経済を活性化し、地域が活性化し経済活動が活発になることが、環境を良くする力につながる、という好循環を生み出していくことを目指します。

また、地球温暖化*や酸性雨、黄砂、海岸漂着ごみといった課題は、富山市だけではなく、近隣の自治体や国、県、さらには環日本海をはじめとする国際的な協力も不可欠です。

現況と課題

○市民・事業者の環境意識

平成17年度に実施した市民の環境についてのアンケート調査結果によれば、多くの市民がさまざまな環境問題に幅広く関心を持っています。

環境保全に対する取り組み状況では、ごみの分別や出し方、節電について多くの人が行っています。日常生活の中でできることに取り組みたいという高い意識も示されています。

また、平成18年度に行った事業者アンケートによれば、多くの大規模な事業所で地球温暖化防止に向けた取り組み、環境に関する専門組織の設置や従業員に対する環境教育が行われています。

○地域社会の力と環境保全

本市では、町内会やPTA、ボランティア団体、環境NGOなど、地域で環境活動している組織や団体が多くあり、身近な緑や里山の保全、地域と学校が連携した環境教育など、さまざまな活動を展開しています。

自分たちの地域にある自然や社会の資源を把握し、さまざまな主体が一つの方向性を共有して連携することで、より良い環境や地域をつくっていくことができます。このような意識や能力を「地域環境力」と呼び、それぞれの地域の資源や特徴、これまで培われてきた人のつながりをもとに、自主的・積極的に環境活動や地域づくりを進めることが大切であるとされています。

環境のために行動する人づくりが地域の環境力を高め、地域の環境活動の活性化が、環境のために行動する人を増やすという好循環を生み出すことが期待されています。

○環境と経済の好循環*

持続可能な社会を実現していくためには、環境を良くすることが経済を活性化し、経済を活性化することにより環境も良くなるという「環境と経済の好循環」を目指すことが求められています。事業者による自主的な環境保全の取り組みの推進、消費者による環境によい商品の選択などを通じて、環境に配慮した市場を形成していく必要があります。

富山市では、エコタウン産業団地を中心に、市民や事業者の参加協力を得て環境産業の育成による地域振興を推進しています。また、本市の地域資源を活かした地産地消や、グリーンツーリズム*などの推進により地域の活性化を図ることもできます。

○地域間の交流

上流の森林や農地を保全することは、下流の地域に豊かな水をもたらしたり、災害を防いだりすることにつながります。しかし農村部では、高齢化や農林業の衰退などにより、森林や農地の管理不足が懸念されています。

これに対し、都市部と山間部の市民連携による森林や里山の保全、グリーンツーリズムや地産地消*による農山漁村の活性化の取り組みが始められています。

○広域的・国際的な連携協力

富山市では、周辺の自治体との広域的なごみ処理、国や県と連携した環境の監視及び調査を行っています。

本市には、国連機関であるNOWPAP（北西太平洋地域海行動計画）*本部事務局が設置されており、日本海・黄海の海洋環境保全に関する国際会議が開催されています。またNPEC（環日本海環境協力センター）では、海洋資源や海洋汚染に関する調査研究などが行われています。

国や県との連携をより一層強化するとともに、国や県の環境施策にも協力していきます。また、周辺自治体や先進的な取り組みを行っている自治体等との情報交換などにより連携協力を図る必要があります。

目標

指 標		現 況	目標（平成23年）
4-2-1	NPO法人の数	78（H17）	160
4-2-1	エコタウン交流推進センター利用者数	6,500人（H18）	8,500人
4-2-3	竹林ボランティア活動参加者数	125名（H17）	250名
4-2-3	グリーンツーリズム重点推進地区数	4ヶ所（H18）	14ヶ所
4-2-3	地域ブランド商品数（富山県ふるさと認証食品数）	18（H18）	30
4-2-3	学校給食における地場産野菜の品目数	16品目（H18）	20品目
4-2-3	朝市等直売所及びインショップの数	33ヶ所（H18）	45ヶ所

施策

4-2 環境と経済・社会の好循環の実現

4-2-1 自主的な取り組みと協働・連携の推進

4-2-2 環境ビジネスの振興

4-2-3 地域資源を活用した交流と活性化

4-2-4 広域的・国際的な取り組みの推進

4-2-1 自主的な取り組みと協働・連携の推進

市民や事業者のライフスタイルの見直しや環境を良くする取り組みの実践の浸透を図ります。さらに、市民・事業者・行政の協働と連携による取り組みを推進します。

- 市民や事業者が日常生活や事業活動において環境に配慮した取り組みを活発に行うように情報提供や普及啓発を行います。
- 「チーム・マイナス6%*」や「とやまエコライフアクト10」、「我が家の環境大臣（エコファミリー）*」など、個人や家庭、地域ぐるみの取り組みを推進します。
- 町内会やPTA、各種団体による資源集団回収や環境美化、緑化、公園管理など、地域の力を活用した環境保全活動を支援・促進します。
- 環境ボランティア活動への参加者を対象にしたエコポイント（地域通貨）*制度の導入により、環境の取り組みを地域の活性化にもつなげるように努めます。
- 環境を良くするために行動する人や団体が情報共有や意見交換を図れる機会や場の創出や、コーディネーターの育成を行います。
- 事業者が行う環境保全対策、環境マネジメントシステム*の構築への情報提供や支援を行います。
- 環境ラベル*など環境に良い製品やサービスを選択できるような仕組みの普及を促進します。

- 環境基金*や市民ファンド*など出資や投資による、市民の環境関連事業への参加手法について検討します。

4-2-2 環境ビジネスの振興

新たな環境ビジネスの誘致や、より良い環境づくりに貢献する事業活動を支援・促進します。

- エコタウン産業団地を中心に資源の地域内循環の実現に向けた環境産業の誘致・育成を推進します。
- 事業者への情報提供、融資や補助制度による経済的支援、産官学の連携による人材確保・育成などの支援を推進します。
- 環境ビジネスの取り組みを支援・育成するために、事業者、大学や研究機関、県、国など、事業の開拓や実施に関わるさまざまな主体の調整や連携促進を行います。
- 環境をテーマとしたコミュニティビジネス*が活発化するように、市民団体等とも連携しながら、情報提供、助言・指導などに取り組みます。

4-2-3 地域資源を活用した交流と活性化

それぞれの地域が持つ特徴を活かしながら、地域や経済の活性化につながる取り組みを進めます。

- 都市と農山村の交流による森林や里山、農地の再生・保全を図ります。
- 豊かな自然を活かしたグリーンツーリズムやエコツーリズムなど環境体験型観光を促進します。
- エコタウン産業団地と富山ライトレールの連携・活用など、環境に関する産業観光を促進します。
- 観光や交流の拡大に伴う環境負荷*の低減に取り組みます。
- 地域で生産する農作物などの食品を地域内で消費し、地元の経済効果や地域活性化、食のおいしさや安全、環境負荷の低減などにつながる「地産地消」を推進します。

4-2-4 広域的・国際的な取り組みの推進

酸性雨や黄砂、海岸漂着ごみや流木などの問題に地域から取り組むとともに、国内外の自治体等と連携した取り組みを推進します。

- ごみ処理や流木対策、自然保護など、近隣自治体と連携し広域的に取り組みます。
- 酸性雨や黄砂、海岸漂着ごみについて、国や県、NOWPAPと連携し監視や調査を行い、対策を図ります。
- 環日本海地域をはじめとし、環境に関する国際交流や、国際的な取り組みへの参加を推進します。

市民の取り組み

- 環境保全活動やボランティア活動へ積極的に参加します。
- 環境ラベルなどを参考に環境にやさしい製品やサービスを選びます。
- 地球規模の環境問題にも関心を持ち、地域から行動します。

事業者の取り組み

- 環境に関する経営方針や社内体制を整備します。
- 環境マネジメントシステムの考え方や仕組みを取り入れ、事業活動における環境負荷の低減に取り組み、環境面から企業の社会的責任（CSR）*を果たします。
- 環境に良い製品やサービスを提供します。
- 地域の環境保全活動への参加や支援を行います。
- 酸性雨の原因となる硫黄酸化物*や窒素酸化物*の排出源対策を進めます。



第4章

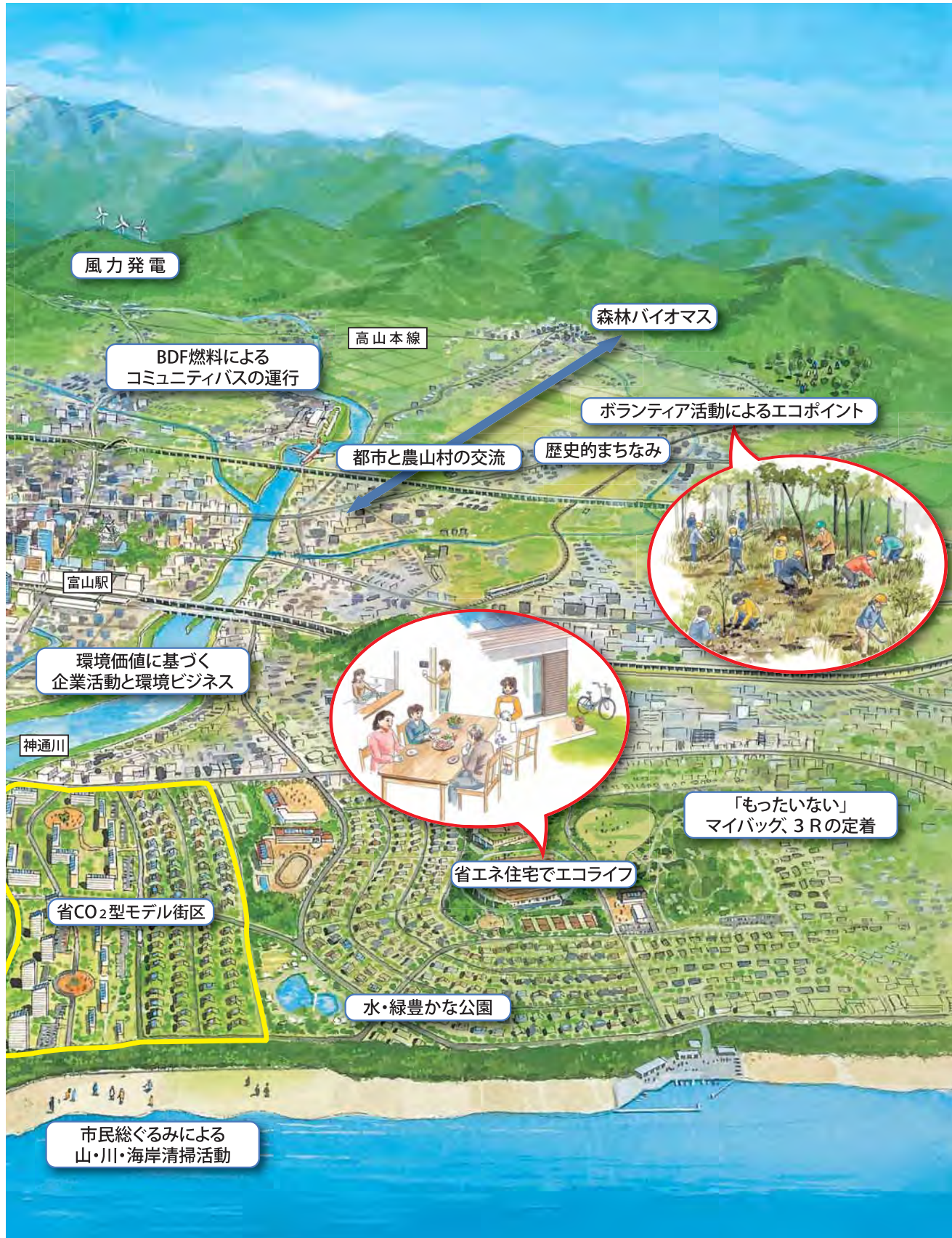
将来のまちと暮らし

第4章 将来のまちと暮らし

本計画では、私たちの生活の基盤である環境が身近なところから地球規模まで保全され、物質的な面だけでなく、精神的な面からも幸せを実感できる生活を世界中の人々や将来世代にも継承できる「持続可能な社会*」の実現を目指しています。本章は、このよ



うな「持続可能な社会」の実現のために、第2章の計画の目標に向かって第3章の取り組みを進めると、将来、どのような姿の富山市のまちや暮らしが実現されるのかを描くものです。



まちの姿

■富山市には、急峻な山々があり、それらを源とした大小の河川が中山間地*や平野部を潤しながら、富山湾に注いでいます。神通川と常願寺川が市内を貫流し、山から海までの雄大ですばらしい自然が広がっています。この豊かな自然から生み出されるきれいでおいしい水は、世界に誇れる貴重な資源として引き継がれています。

森林や、水田などの農地、川や海は、市民共通の財産として、多くの市民の力で守られています。森や里山などには多くの動植物が、海や川には豊富な魚介類が生息しています。また、人々が身近な自然に親しめる里山や公園、水辺空間も整備され、人と自然の共生が図られています。

■北陸新幹線の開通した富山駅をはじめ、富山空港、富山港が国内外との交流拠点として、陸・海・空の交通の要所になっています。

ライトレールをはじめとした路面電車、本市の南北を結ぶ高山本線、路線バスやコミュニティバスなどの身近な足としての公共交通が充実しています。市内のどこへでも公共交通で便利に移動できるようになり、通勤や通学、観光などに多くの人々が利用しています。パークアンドライド*やトランジットモール*などにより公共交通と自動車との共生が実現され、歩行者や自転車にも快適なまちになっています。



ライトレール

■コンパクトなまちづくり*により、まちなかや地域の生活拠点地区では、商業・医療・行政などの日常生活に必要な施設が配置され、歩いて暮らせるライフスタイルを支えています。まちなかは、そこに暮らす人々と買い物や観光に来る人で賑わっています。

まちには、街路樹や公園、水路など水と緑があふれ、立山連峰や豊かな森林、田園風景などがもたらす美しい自然景観や、歴史や伝統に根付いたまちなみが保存されています。



歩いて暮らせるまち

■中山間地では風力発電、水量が豊かな河川や用水では落差を利用した小水力発電*、住宅や学校、工場では太陽光発電など、身近な自然エネルギー*の利用が行われています。さらには、使用済みの食用油は軽油に替わるBDF*燃料としてディーゼル車に、間伐材

などはバイオマス*発電やペレットストーブの燃料に利用されています。地域冷暖房*やコージェネレーション*など、地域に効率的にエネルギー供給する仕組みも取り入れられています。このように、有限な石油等の資源から、無限で持続可能な小規模分散型の新エネルギー*によるエネルギー供給への転換が進んでいます。

また、排出される廃棄物はエコタウン*を中心に地域内循環が行われ、資源の消費と廃棄物の排出が少なく埋め立てる廃棄物の量が最小限に抑えられた、脱埋立による循環型のまちが実現されています。

■それぞれの地域特性を活かした地域間の交流・連携が活発に行われ、森林・里山の保全活動、農水産物の地産地消*、地域の自然や文化を活かしながら交流と地域振興を進める「エコツーリズム」などにより、地域間の人やもの、お金の良い流れができています。さらに、環日本海地域の中心として、本市に設置されているNOWPAP*本部事務局には国連旗が翻るなど、国内外との交流や環境活動も行われています。



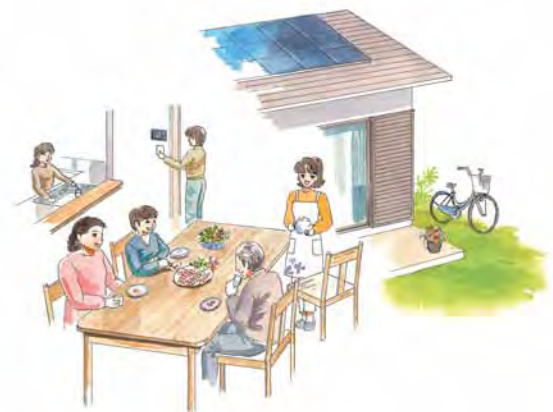
市民参加の森づくり

暮らし

■住宅には地域材を利用し、緑化や雨水利用、太陽光や太陽熱をはじめ新エネルギー・省エネルギー機器が設置されています。また、家電は省エネルギー*型で、ITによる管理が行われています。車はほとんどがエコカーになっています。家や家具、家電、車などを大切に長期にわたり使っています。

家の中では、家族が団らんし、みんなで省エネルギーやごみの分別に取り組み、エコライフスタイルで快適な生活を送っています。自転車やパークアンドライドを使って、電車やバスで通勤・通学しています。歩いて暮らせるまちの中で、マイバッグを持って買い物に出かけます。食卓には富山でとれた新鮮で安全な旬の食材が並びます。台所から出された生ごみは、堆肥にされ農地に還ったり、バイオガスにされ発電に利用されるなどリサイクル*されています。

休日には、自然の中で家族がゆっくりすごしたり、農山村を訪れて森林保全や農業体験、グリーンツーリズム*を楽しんだりしています。公共交通を利用し、まちなかへショッピングに出かける人も多くなっています。



エコライフスタイル

■家の中だけでなく、職場や学校でも、省資源・省エネルギーや環境を良くする取り組みが実践されています。

地域の中では、「自分たちが環境を守っていく、創っていく」という意識を持って、誰もが積極的に環境活動に参加しています。

学校では、校舎や机・椅子などの多くの備品に木が使われ、太陽光発電や風力発電などが導入されています。ピオトープ*など、身近に自然とふれあえる場も整備されています。給食には地元の食材が使われ、米や野菜をつくる人と子供たちの間に、顔の見える関係が生まれて、つくる人のやり甲斐、子供たちが地域の農業や食を大事にする姿勢につながっています。これらの地元の資源も活用しながら、それぞれの学校で環境教育が行われています。環境を良くするための知識とワザを学んだ子供たちは、教室内に留まらず、学校・家庭・地域へと活動の輪を広げています。



環境に配慮した学校と環境教育

■企業も、環境ビジネスなど環境への取り組みを活発に行っています。建物には、緑化や新エネルギー・省エネルギー設備を導入しています。ITにより照明や空調は管理され、ITはテレビ会議や電子決裁にも導入されています。車は、ハイブリッド車や、BDF燃料を使ったディーゼル車などの低公害車が使われています。社員一人ひとりも省資源・省エネルギーに取り組んでいます。さらには、地域の一員として、地域の環境活動に参加、協力・支援をしています。

企業の環境への取り組みや、商品・サービスにおける環境の価値が評価されるため、企業は環境に関する情報をわかりやすい形で発信し、環境に配慮した商品やサービスを提供しています。環境分野での技術やビジネスモデルの革新により、環境ビジネスがさかんになり、富山市の資源や特性を活かしたベンチャー企業やコミュニティビジネスも生まれ、地域経済の活性化につながっています。

第5章

計画の推進

1. 計画の推進

計画を実効性のあるものとし、確実に推進するための体制や仕組みを示します。

(1) 推進体制

環境審議会

富山市環境審議会は、環境施策の実施状況や環境に関する調査及び審議を行うため、富山市環境基本条例第31条に基づいて設置されています。

環境審議会は、本計画の進捗状況等の結果について市から報告を受け、これについて評価し、意見や提言を行います。

環境施策推進会議

環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るための庁内組織として設置している富山市環境施策推進会議において、本計画の進捗状況の把握や連絡調整を行います。

(2) 市民・事業者・行政が一体となった計画の推進

本計画の目標を達成し、持続可能な社会*を築いていくためには、市民・事業者・行政等のすべての主体が参加・協働して取り組むことが不可欠です。それぞれの主体の役割を明らかにし、一体となってこの計画の推進を図るために、情報の共有を図り、参加・協働による効果的な取り組みの実行、主体間のネットワークづくりを図ります。

2. 計画の進行管理

計画を確実に推進し、効果的な進行管理を行うため、環境マネジメントシステム*によるPDCAサイクルに基づき、計画の継続的な改善と推進を図ります。

(1) 環境マネジメントシステム（PDCAサイクル）

①計画の策定（Plan）

富山市環境基本計画により、本市が目指す将来像、市民・事業者・行政の役割を明らかにします。

②施策・取り組みの実施（Do）

環境基本計画に基づき環境施策を推進します。施策を実施するために必要な財政上の措置を図るとともに、補助制度や基金などにより財源の確保を図ります。

市民や事業者も、自主的・積極的に環境基本計画に示された取り組み等を実行し、連携を図ります。

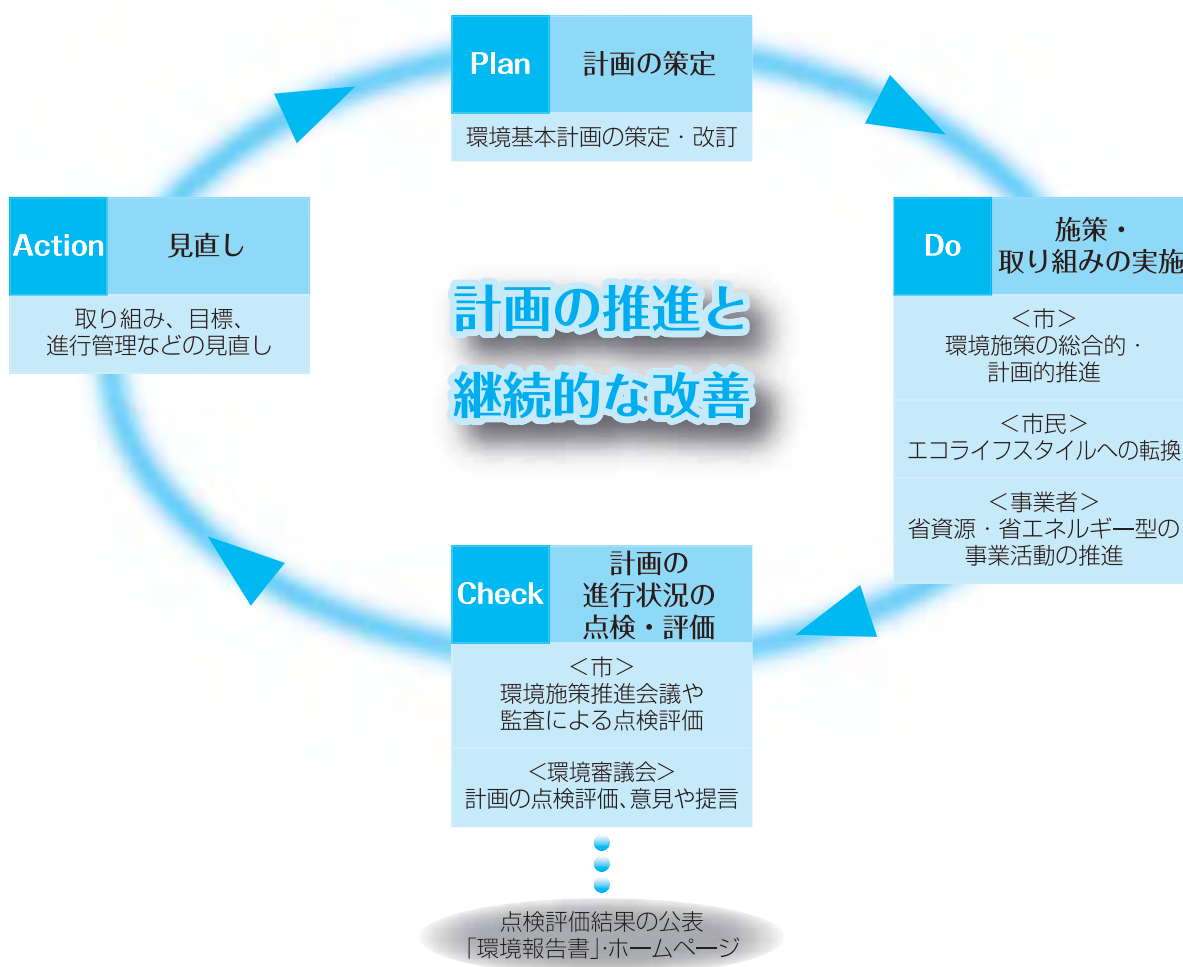
③計画の進行状況の点検・評価（Check）

環境基本計画に掲げられた目標や施策の進捗状況、環境の状況については、まず環境施策推進会議でとりまとめ、点検・評価を行います。その結果を踏まえ、環境審議会において計画の進捗状況を評価します。

これらの成果は、環境報告書やホームページなどにより公表します。

④見直し（Action）

点検・評価の結果や、環境に関する意見、最新の動向を踏まえ、必要に応じて取り組みや目標、進行管理などの見直しを行い、次の取り組みに反映します。



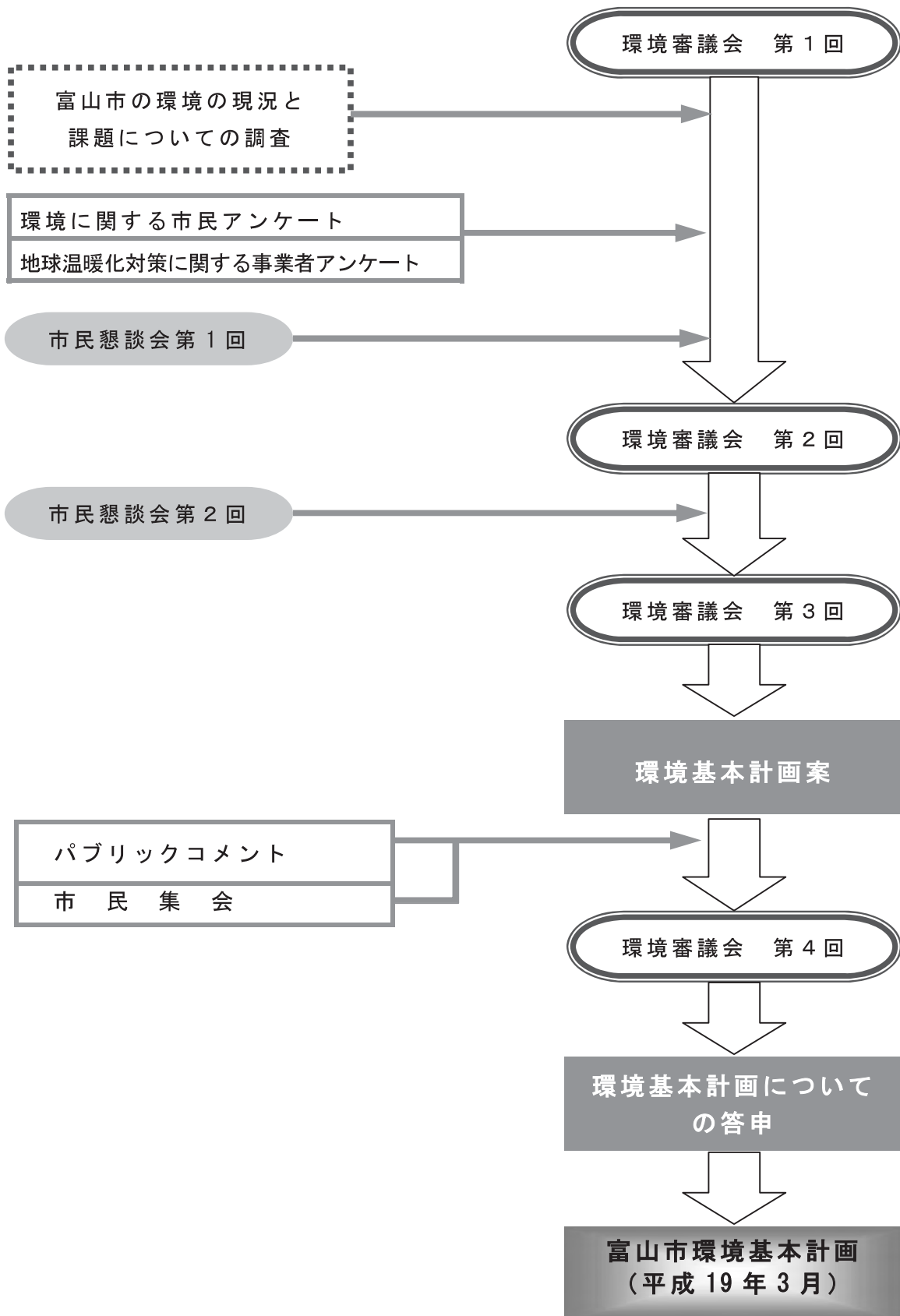
(2) 点検・評価結果の公表

計画の進捗状況や環境の状況などについて、環境報告書やホームページにより公表します。

環境基本条例では、環境の状況や、環境に関する施策等に関する年次報告書を、毎年作成・公表することになっています。この報告書によって、情報の共有を図り、コミュニケーションや参加・協働を促します。市民等が環境への関心を高めたり、情報を環境活動に活用したりしていくことも期待されます。

資料編

1. 計画策定の経緯



2. 環境審議会・市民参加等の開催経過

年月日	名称・検討内容
H17. 11. 8	第1回環境審議会 1. 環境基本計画の諮問 2. 環境審議会専門部会の設置について 3. 富山市環境基本計画の策定について 4. 環境基本計画策定スケジュールについて
H18. 1～2	環境に関する市民アンケート
H18. 5～6	地球温暖化対策に関する事業者アンケート
H18. 5. 15	第1回市民懇談会 1. 富山市環境基本計画の策定について
H18. 5. 29	第2回環境審議会 1. 環境基本計画の策定状況について 2. 富山市の環境の現況と課題について 3. 環境基本計画における目標及び施策体系について 4. 市民懇談会について
H18. 7	広報掲載 みどりさん8月号に掲載
H18. 10. 17	第2回市民懇談会 1. 第1回の結果について 2. 第4章「将来のまちと暮らし」について説明・意見交換
H18. 10. 23	第3回環境審議会 1. 富山市環境基本計画（案）について 2. 富山市環境基本計画（案）に対するパブリックコメントの実施について
H18. 11. 3 ～12. 12	パブリックコメント ホームページや市役所等で計画案を縦覧 4名より19件の意見提出
H18. 11	広報掲載 広報とやま11月20号に掲載
H18. 12. 9	市民集会 1. 富山市環境基本計画（案）について説明 2. 質疑応答
H19. 2. 2	第4回環境審議会 1. パブリックコメントの結果について 2. 答申（案）について
H19. 2. 26	環境基本計画の答申

3. 審議会等名簿

富山市環境審議会委員名簿

区分	氏名	職業（役職）等	企画部会 委員兼任
関係行政機関職員	吉本 照	富山地方気象台次長	○
	安部 友則	国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長	○
	宮崎 正信 (H18.6まで) 尾川 毅 (H18.7から)	北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター（CEARAC）所長	
学識経験者	竹内 茂彌◎	富山大学名誉教授	○
	米田 政明○	富山工業高等専門学校長	○
	丁子 哲治	富山工業高等専門学校環境材料工学科教授	○
	安田 郁子	富山県立大学短期大学部長	○
	尾畑 納子	富山国際大学地域学部環境系コース教授	○
関係団体代表	森田 忠雄	富山市保健衛生連合会長	
	朝日 重剛	富山商工会議所副会頭	
	尾久 彩子	富山国際職藝学院職藝基礎研究センター研究員	
	金子 玲子	富山県自然保護協会理事	
地域代表	柴野 吉光 (H18.6まで) 窪田菊次郎 (H18.7から)	富山地域（富山市自治振興連絡協議会会長）	
	茶木ヒサ子	大沢野・細入地域（前大沢野町連合婦人会会長）	
	山口 武雄	八尾・山田地域（グリーンツーリズム委員）	
	畔田 武雄	大山地域（立山山麓森林組合理事）	
	吉田美紀子	婦中地域（前婦中町ボランティア連絡協議会会長）	
公募	布村 亮二		
	高橋 満彦		
	高木 弘美		

◎会長 ○副会長

《定数 20名》

環境基本計画市民懇談会参加団体

団 体 名
NPO法人エコテクノロジー研究会
財団法人オイスカ富山県支部
大広田環境づくり協議会
きんたろう倶楽部
グリーンコンシューマーネットワークとやま
NPO法人グリーンツーリズムとやま
NPO法人里山倶楽部
市民いきものメイト
こどもエコクラブ
財団法人とやま環境財団
財団法人環日本海環境協力センター
富山市婦人会
富山市環境保健衛生連合会
富山県地球温暖化防止活動推進員
富山社会人大楽塾
株式会社生活ネット研究所
財団法人省エネルギーセンター北陸支所
富山経済同友会
富山市エコタウン事業者協議会

《19 団体》

4. 市民・事業者アンケート調査結果

本計画の策定に当たり、必要な情報を収集するため、次の2つのアンケート調査を行なった。

1. 環境に関する市民アンケート調査

〔目的〕市民の環境問題や環境行政についての関心や考え方、環境配慮行動の実態、富山市の環境についての現状評価や目標像についての考え方などを把握し、計画の目標や取組内容の検討に反映させる。

〔対象〕富山市在住の満18歳以上の男女2000人

〔時期〕平成18年1～2月

2. 地球温暖化対策に関する事業者アンケート調査

〔目的〕市内の事業者を対象に、地球温暖化対策を中心とする環境保全への取組状況や意見を収集し、温暖化対策の検討に反映させる。

〔対象〕富山市内の一定規模以上の製造業・サービス業・小売店80事業所

〔時期〕平成18年5～6月

調査の結果は、環境基本計画の検討作業に反映するとともに、富山市ホームページで詳細を公表した。以下は、調査結果の要約である。

環境に関する市民アンケート調査結果（概要）

1. 調査目的

本調査は、環境施策の総合的・中長期的な方向を示す富山市環境基本計画（平成19年3月策定予定）の策定にあたり、市民の環境問題や環境行政についての関心や考え方、環境配慮行動の実態、富山市の環境についての現状評価や目標像についての考えなど、必要な基礎情報を収集することを目的として行った。

2. 調査の設計

- (1) 対象地域：富山市全域
- (2) 調査対象：富山市在住の満18歳以上の男女2000名
- (3) 抽出方法：住民基本台帳から、年齢別人口構成比・地域別人口構成比に基づいて無作為抽出。ただし、調査結果の分析で有意な結果が得られるよう、各地域で最低必要なサンプル数をまず割り当てたうえで(回収数20、回収率を40%と仮定)、残りのサンプル数を人口構成比に従って配分した。
- (4) 調査時期：平成18年1月～2月
- (5) 調査委託機関：株式会社インテージ

3. 回答の状況

- (1) 配布調査票 2000 票
- (2) 回収 回収数 996 票、回収率 49.6% ※平成18年3月31日現在
- (3) 有効回収 回収数 968 票、回収率 48.4%

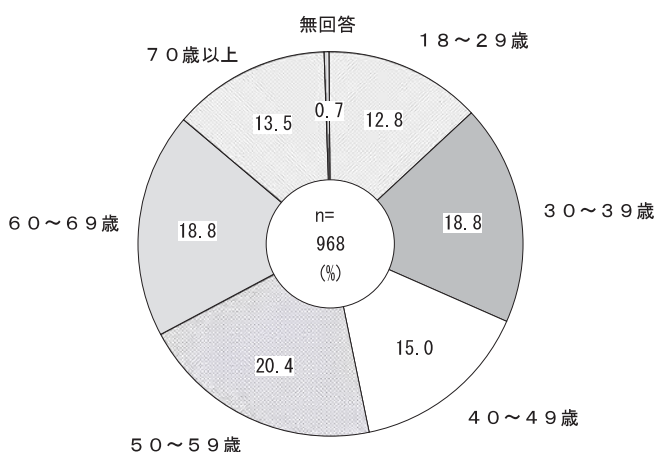
4. 回答者の属性

性別

回答者の性別の構成比は「女性」57.0%、「男性」41.8%で、女性の割合がやや高くなっている。

年齢層（平成18年1月1日現在）

回答者の年齢構成比では、「18～29歳」が12.8%と他の年齢層に比べ若干少なく、最も多いのは「50～59歳」の20.4%である。

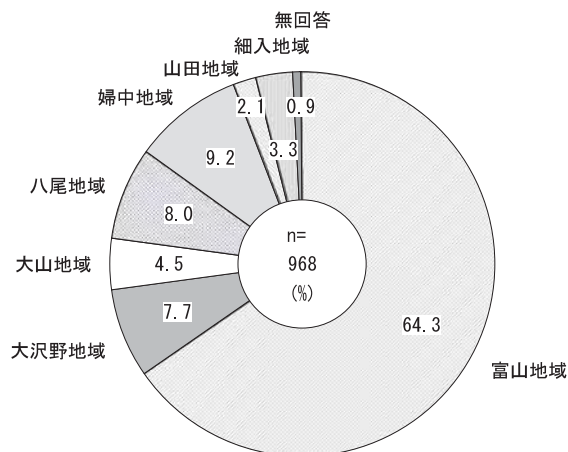


世帯人数（平成18年1月1日現在）

回答者の同居人数は、「3～4人」が最も多く44.7%で、次いで「5人以上」が25.0%、「2人」が23.5%で、最も少ないのは「1人」の6.0%である。

居住地区

回答者の居住地域の構成比は、「富山地域」が最も多く64.3%、「婦中地域」9.2%、「八尾地域」8.0%、「大沢野地域」7.7%、「大山地域」4.5%、「細入地域」3.3%、「山田地域」2.1%となっている。

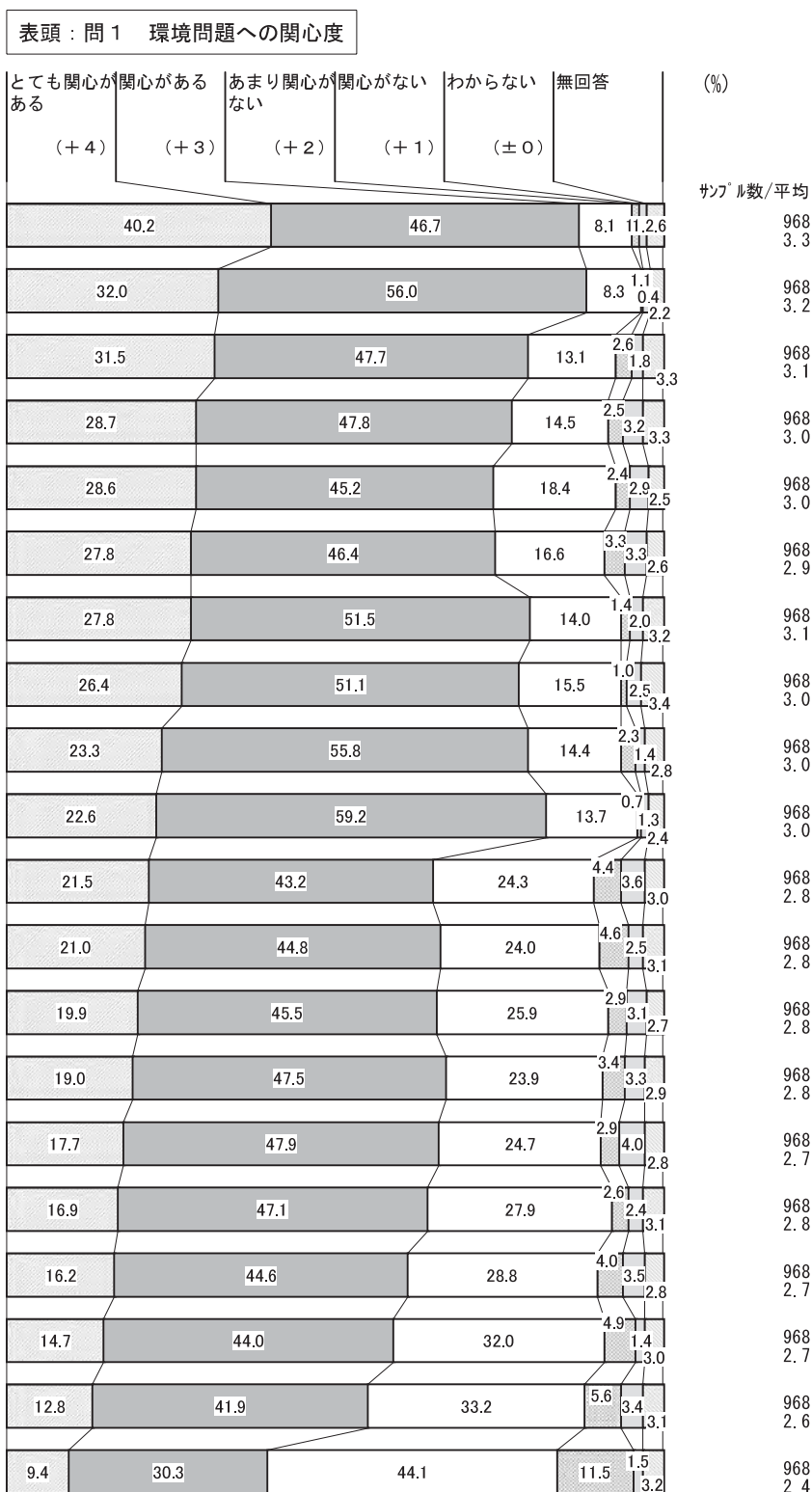


5. 調査結果

問1 環境問題への関心度について（単数回答）

環境問題への関心について聞いた。関心度を点数化した平均点では、1位「地球温暖化等の地球環境問題」、2位「海や川、地下水等の水質汚濁・汚染」、3位「廃棄物の不法投棄、処分場の不足や新たな整備の問題」「資源やエネルギーの過剰な消費」、5位が「自動車の排気ガスや工場等の煙による大気汚染」「ダイオキシン類や環境ホルモン等の有害化学物質問題」「アスベストによる健康被害」「森や林等、緑の減少」「家庭や事業所から排出される廃棄物の増加」となっている。

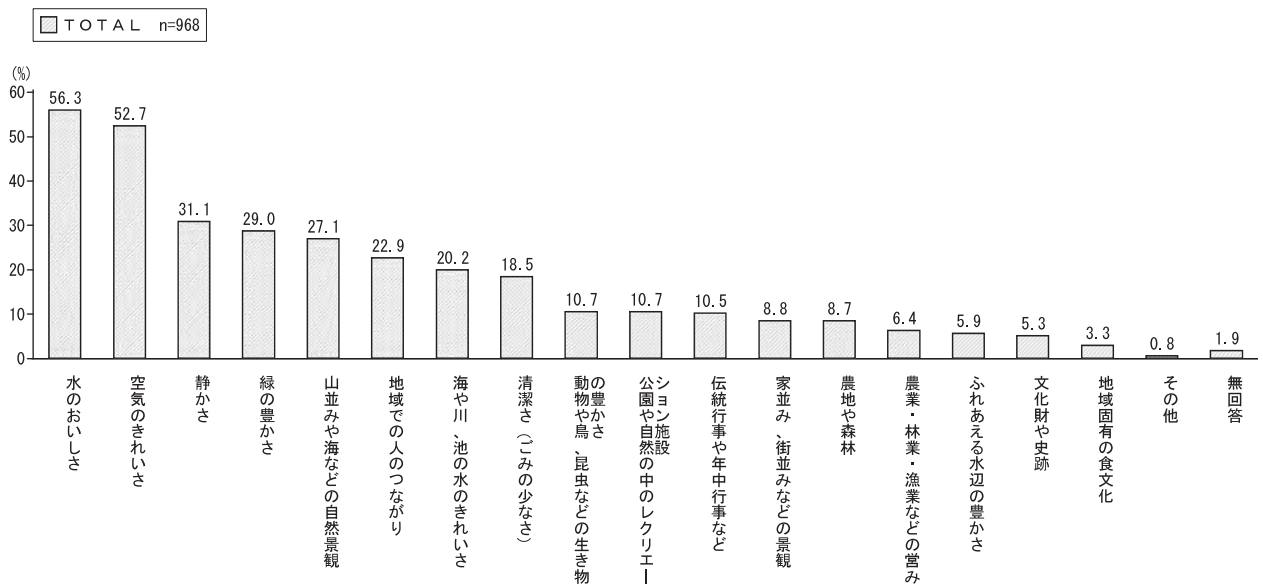
「近所のペットやピアノ、ステレオ等による近隣騒音」「黄砂の飛来」「自動車や鉄道、工場からの騒音や振動」などは関心度が低い。



問7 満足度が高いもの、あるいは「大切だ、今後も守っていききたい」と思うもの（複数回答）

暮らしている地域について、満足度が高いもの、あるいは「大切だ、今後も守っていききたい」と思うものをきいた。1位「水のおいしさ」（56.3%）、2位「空気のきれいさ」（52.7%）は、それぞれ5割以上の人があげしており、富山市民の水や空気に対する満足度の高さ、大切にしたいという思いが現れている。続いて「静かさ」（31.1%）、「緑の豊かさ」（29.0%）、「山並みや海などの自然景観」（27.1%）も3割前後の人があげている。

反対にポイントが低かったのは、「地域固有の食文化」（3.3%）、「文化財や史跡」（5.3%）、「ふれあえる水辺の豊かさ」（5.9%）などである。



■ 地域別

地域別にみると、「水のおいしさ」が1位となっているのは、大山地域（65.9%）と富山地域（60.0%）で6割以上の人があげている。

他の地域では、「空気のきれいさ」が、細入地域（65.6%）、大沢野地域（61.3%）、山田地域（60.0%）、八尾地域（58.4%）、婦中地域（55.1%）1位になっている。また、細入地域（59.4%）と、山田地域（55.0%）では「緑の豊かさ」が2位となっている。

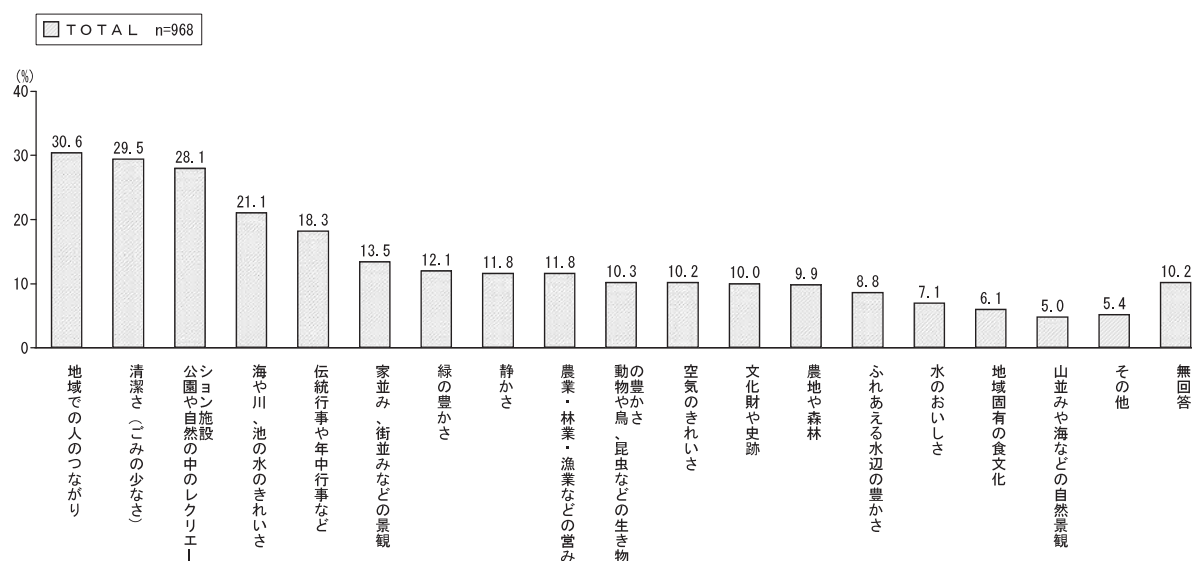
この他、地域の特徴としては、山田地域のみ3位に「農地や森林」（35.0%）がはいっている。

問8 今後改善すべきだと思うこと（複数回答）

暮らしている地域について、問題があり、今後改善すべきだと思うものをきいた。選択肢は問7と同一である。多くの人があげたものは、「地域での人とのつながり」(30.6%)、「清潔さ(ごみの少なさ)」(29.5%)、「公園や自然の中のレクリエーション施設」(28.1%)で、3割前後の人があげている。

問7と問8を比べて見ると、「地域での人とのつながり」は、問7（満足度が高いもの）では6位であり、「清潔さ(ごみの少なさ)」や「海や川、池の水のきれいさ」なども、問7で評価が低くはなかった項目である。市民の関心や期待度が高い項目だとも言えるだろう。

なお、「その他」と答えた人は52人で、47件の具体的な回答記入があった。その中には、道路や河川のごみやペットの糞、ごみの分別マナーの悪さなどといったごみに関する意見が10件、道路整備の要望や公共交通機関の不便さなどの交通に関する意見が9件、道路の融雪や除雪した雪のやり場など雪に関する問題が8件あった。



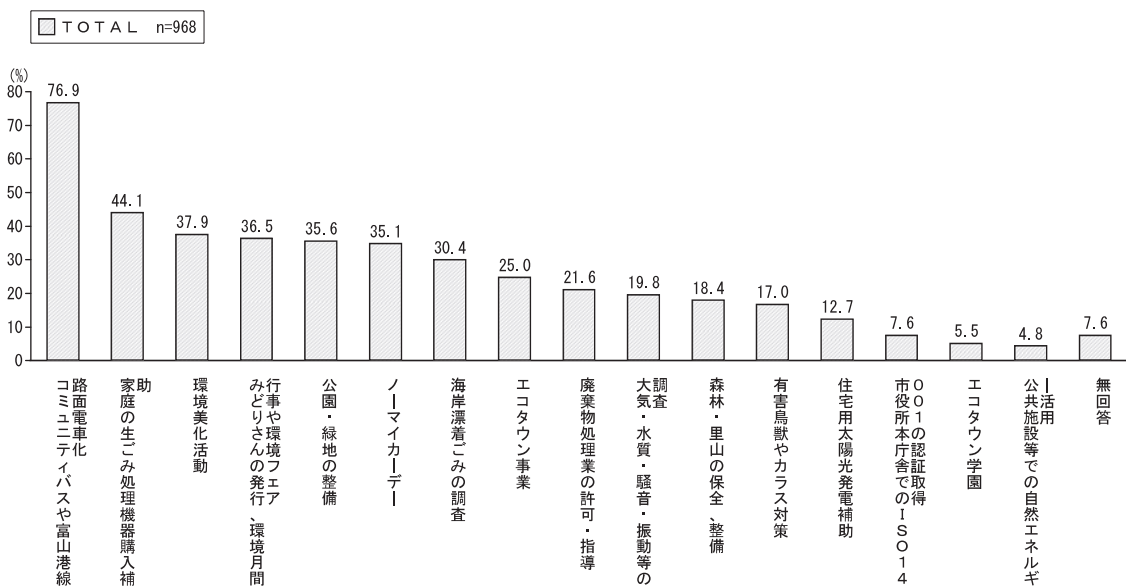
■ 問8 地域別

問題があり、今後改善すべきだと思うものを地域別にみると、富山地域では「清潔さ(ごみの少なさ)」が1位(31.5%)、大沢野地域では、「公園や自然の中のレクリエーション施設」が1位(36.0%)、大山地域では「公園や自然の中のレクリエーション施設」(45.5%)を半数近い人があげている。八尾地域では「地域での人とのつながり」が1位(39.0%)、婦中地域では「清潔さ(ごみの少なさ)」が1位(32.6%)となっている。山田地域の1位は「農地や森林」(50.0%)、細入地域は「公園や自然の中のレクリエーション施設」と「伝統行事や年中行事など」(37.5%)となっている。

問9 富山市が行っている環境に関する事業について、知っているもの（複数回答）

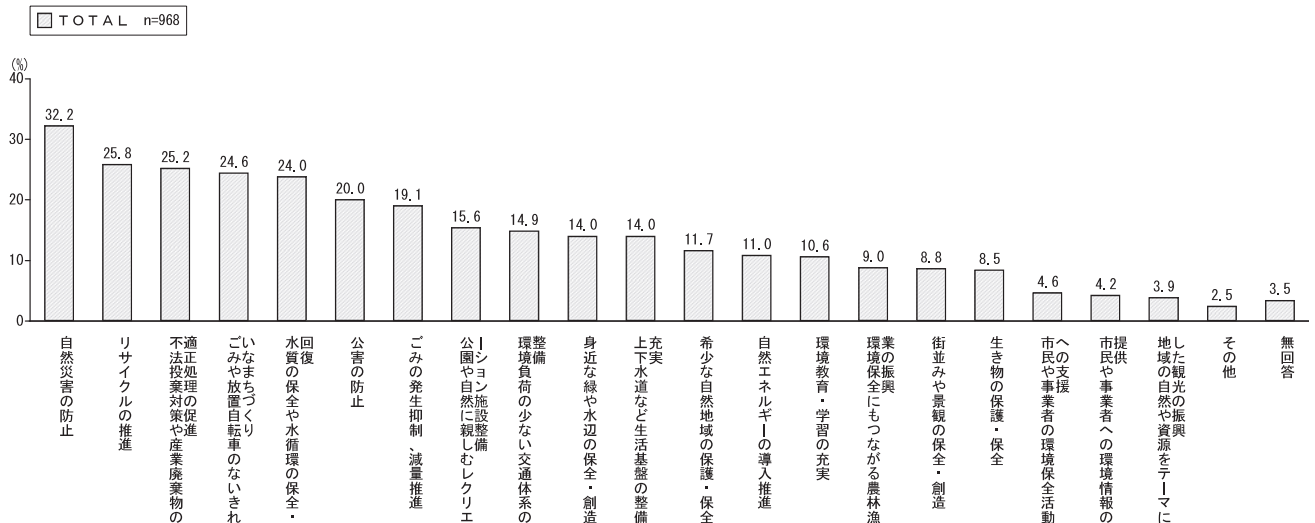
現在、富山市が行っている環境に関する事業を列挙し、知っているものを回答してもらった。市民の認知度が最も高かったのは、「コミュニティバスや富山港線路面電車化」（76.9%）である。次いで、回答した人の割合はこれより低くなるが、「家庭の生ごみ処理機器購入補助」（44.1%）、「環境美化活動」（37.9%）、「みどりさんの発行、環境月間行事や環境フェア」（36.5%）、「公園・緑地の整備」（35.6%）、「ノーマイカーデー」（35.1%）も3割以上の市民が認知している。

認知度が低かったのは、「公共施設での自然エネルギー活用」（4.8%）、「エコタウン学園」（5.5%）、「市役所本庁舎でのISO14001の認証取得」（7.6%）などである。



問10 力を入れて欲しい環境施策（複数回答）

市で力を入れて欲しい環境施策は、「自然災害の防止」が1位で32.2%、次いで「リサイクルの推進」（25.8%）、「不法投棄対策や産業廃棄物の適正処理の促進」（25.2%）、「ごみや放置自転車のないきれいなまちづくり」（24.6%）、「水質の保全や水環境の保全・回復」（24.0%）となっている。



問 1 1 富山市の環境として思い浮かべるもの（自由回答）

富山市の環境として思い浮かべるものを、自由に回答してもらった。337 人の回答があり、これを統計的に処理するために、出現率の高いキーワードを抽出したうえで、集計を行った。（一人の回答者が、同じキーワードを 2 回記述した場合は 2 と数え、また同じキーワードを含んでも肯定的な回答と否定的な回答があるため、この問 11 の集計結果は参考値である。）

まず、全般的に「山」「川」「海」「水」「緑」などを並べて自然環境に恵まれていることをあげた人が多い。

「山」は 176 回、約 5 割の回答に出現している。「山」「山々」「山岳」といった一般的な言葉の他に、「立山連峰」をあげた人が多く、他には「五箇山」「呉羽山」などの名前もあがった。山の景観が美しい、山のおかげで水が豊かななどの意見が多く、ほとんどが肯定的な意見である。

「水」は「水」の他、「水質」「水道」「水資源」など、主に水全般あるいは飲料その他に利用する水、あるいは河川等の水質に関する意見が多い。「水がおいしい」「水が豊か」「水がきれい」などの肯定的な意見が多い。

「川」は、「川」「河川」などの一般的な言葉の他に、「神通川」「常願寺川」「松川」「いたち川」などの名称があがった。川に恵まれている、川の景観、川がきれいといった肯定的な意見が多いが、川の水質やごみの問題をあげた人もみられる。

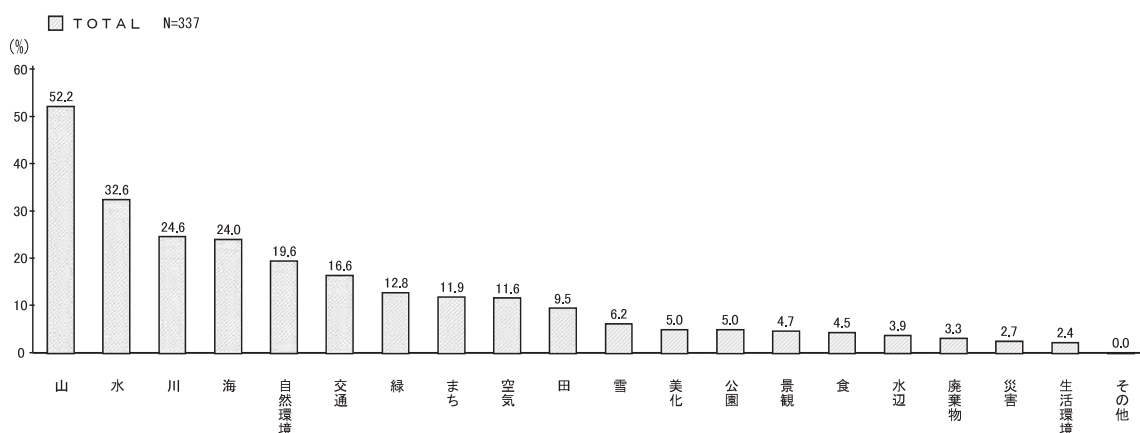
「海」は、「海」「日本海」「富山湾」などをあげて、海の存在自体や、景観として優れていること、魚などの食べ物がおいしいことをあげた人が多い。一方で、海岸のごみについて書いた人もみられる。

「交通」は、「市内電車」「路面電車」「ライトレール」などを市のシンボリックにあげた人が多い他、道路や公共交通機関の不便さなどの交通の問題をあげた人も多い。

「緑」は「緑が多い」といった肯定的な意見が多い他、「（まちの）緑が少ない」との意見もみられる。

「まち」は、「落ち着いた街並み」「箱ものばかりでないまち」「すごしやすい」などの肯定的な意見と「街並みが暗い」「中心市街地に活気がない」などの否定的な意見があがっている。

表頭：問 1 1 富山市の環境として思い浮かべるもの（コード化）



問12-5 流域の取り組みについて（単数回答）

流域の取り組みについてどのくらい関心があるかきいた。「とても関心がある」と答えた人の割合、「とても関心がある」「関心がある」の合計の割合、全回答選択肢に点数をつけて出した平均点のいずれで見ても、取り組みに対する関心度の順位は変わらず、最も関心が高いのは、「下流の水質・水量の保全に繋がる上流の水源地等の保全」である。「とても関心がある」（18.4%）と「関心がある」（48.5%）を合わせて約7割の人が関心があると答えている。

次いで「流域の水や緑を一体的に保全する施策事業」が「とても関心がある」（15.0%）と「関心がある」（44.6%）を合わせて約6割となっており、流域の自然環境の保全に対する関心が高くなっている。

3位は「上流から下流までが連携して取り組むイベント」で、「流域を舞台とした観察会等の環境教育・学習活動」や「上流地域に滞在したりする等のグリーンツーリズム」はこれより順位が低く、後者では「関心がない」（8.5%）、「あまり関心がない」（38.8%）を合わせて5割近くの人が関心がないと答えている。

	とても関心がある (+4)	関心がある (+3)	あまり関心がない (+2)	関心がない (+1)	わからない (±0)	無回答	(%)	サンプル数/平均
下流の水質・水量の保全に繋がる上流の水源地等の保全	18.4	48.5	18.0	2.6	5.6	7.0	968 2.8	
流域の水や緑を一体的に保全する施策事業	15.0	44.6	22.0	2.5	8.2	7.7	968 2.6	
上流から下流までが連携して取り組むイベント	8.3	42.3	29.9	5.2	5.1	9.4	968 2.5	
地域経済の活性化につながる人や物産の交流	7.1	40.9	32.0	4.5	5.9	9.5	968 2.4	
流域を舞台とした観察会等の環境教育・学習活動	5.7	34.8	36.8	7.2	5.8	9.7	968 2.3	
上流地域に滞在したりする等のグリーンツーリズム	4.0	30.4	38.8	8.5	8.3	10.0	968 2.1	
その他	1.4	4.1	12.4	2.5	1.4	78.1	968 1.0	

地球温暖化対策に関する事業者アンケート調査結果（概要）

1. 調査目的

市内の製造業・サービス業・小売店を対象に、省エネルギー、省資源、自動車利用等の地球温暖化対策を中心とする環境保全への取組状況や意見を収集することを目的にアンケート調査を実施した。

2. 調査の設計と回答の状況

製造業・サービス業・小売店から一定規模以上の 80 事業所を抽出した。回収率は 63%であった。

	アンケート配布数	アンケート回収数
エネルギー管理指定工場	50 事業所	37 事業所
金融機関	9 事業所	6 事業所
小売店	21 事業所	6 事業所
不明		1 事業所
合計	80 事業所	50 事業所

3. 回答事業所の概要

①業種

50 事業所中、化学品製造業が 10 社と最も多く、ついで商業 7 社、金融・保健 5 社となっている。

②事業形態

「工場」59%、「店舗」33%、「事務所」「その他」（病院、教育機関が該当）は 4%である。

③従業員数（常勤及び長期アルバイト、パートタイマー含む）

「100～299 人」が 34%、「30～99 人」が 31%、「300～999 人」が 20%と多くなっている。

④施設の延床面積

「10,000 m²以上」50%、「1,000 m²～2,000 m²未満」20%、「5,000 m²～10,000 m²未満」11%である。

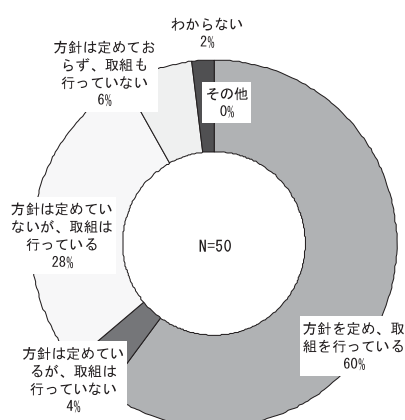
⑤年間売上高

「10 億円～50 億円未満」「100 億円～500 億円未満」がともに 31%となっている。

4. 調査結果

(1) 地球温暖化への取組と考え方

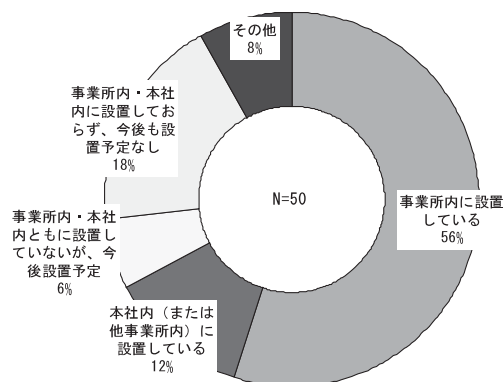
①「経営方針や事業活動での地球温暖化防止への取組の位置づけ及び取組」



「事業所として地球温暖化防止に取り組む方針を定め、取組を行っている」が 60%と最も多く、次いで「地球温暖化防止についての特別な方針は定めていないが、可能な範囲で取組を行っている」が 28%となり、「取組を行っている」の回答が 88%となる。

一方、「地球温暖化防止に可能な範囲で取り組むよう方針を定めているが、具体的な取組は行っていない」と「方針は定めておらず、取組も行っていない」をあわせると 10%にのぼる。

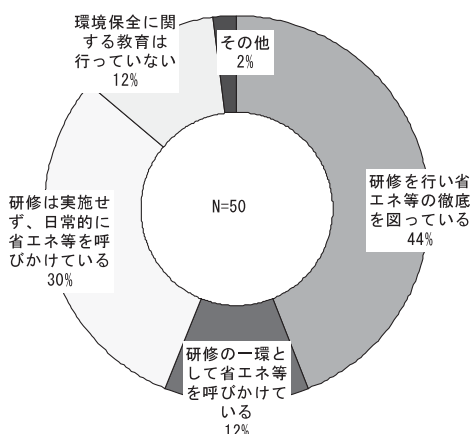
② 「環境問題に対応するための専門組織の設置」



「事業所内に設置している」が56%と最も多く、「事業所内には設置していないが、本社（または他の事業所内）に設置している」12%、「事業所内、本社内ともに設置していないが、今後設置する予定」6%とあわせると7割の事業所が「設置している」「設置する予定」と回答している。一方、「事業所内、本社内ともに設置しておらず、今後とも設置する予定はない」の回答も18%ある。

また「その他」の回答としては「プロジェクトとして環境ISO14000チームがある」「不明」などが挙げられている。

③ 「従業員に対する環境教育」

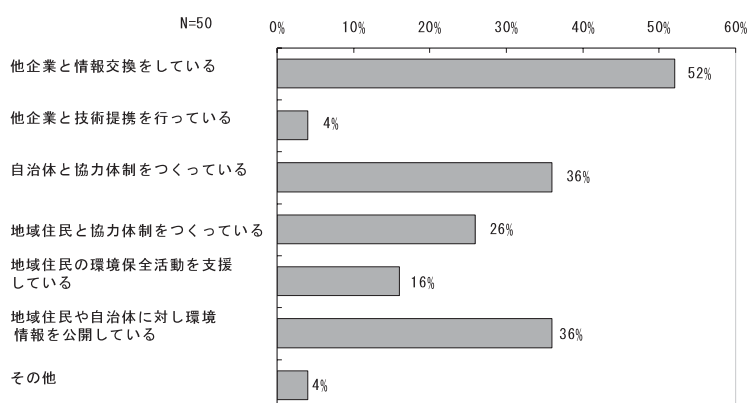


「環境保全に関する研修を行い、省エネルギーや省資源対策について徹底を図っている」が最も多く44%となっている。次いで「特に研修はしていないが、日常的に省エネルギーや省資源対策を呼びかけている」が30%、「通常の研修の一環として、省エネルギーや省資源対策を呼びかけている」が12%と、何らかの形で環境教育を行っているところが8割を超える。

一方、「特に従業員に対する環境教育は行っていない」が12%ある。

(2) 事業所における環境保全対策

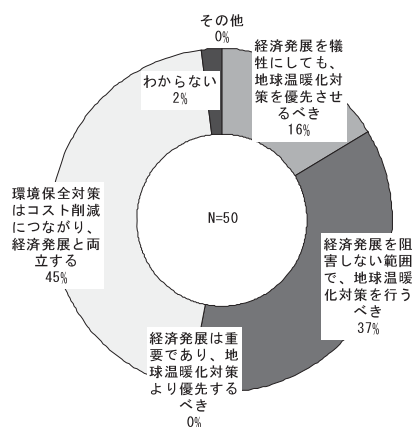
① 「環境保全対策上での他企業や自治体、市民との連携」



「他企業と情報交換をしている」が52%、「自治体と協力体制をつくっている」「地域住民や自治体に対し環境情報を公開している」がともに36%と、情報交換・協力体制については積極性が伺える。また「その他」の回答として「地域住民に対し環境出前講座の実施」「構外美化運動の実施」などがある。

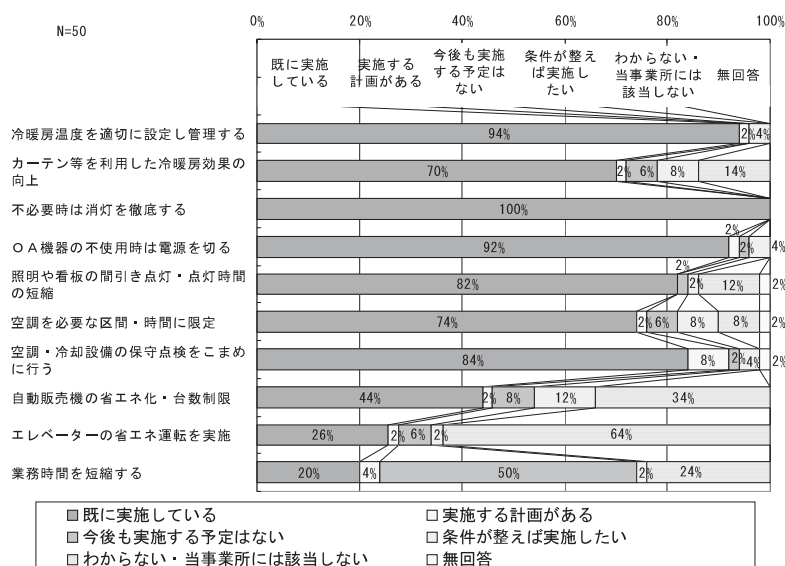
②「環境保全と経済発展の関係」

「環境保全対策は結果的にコスト削減につながり、おのずから経済発展と両立する」の回答が最も多く 45%となっている。次いで「経済発展を阻害しない範囲で、地球温暖化対策を行うべき」が 37%、「経済発展を多少犠牲にしても、地球温暖化対策を優先させるべきである」が 16%と続いている。また、「経済発展は重要であり、地球温暖化対策より優先すべきである」の回答は 0%である。



(3) エネルギー使用量削減に向けた取組

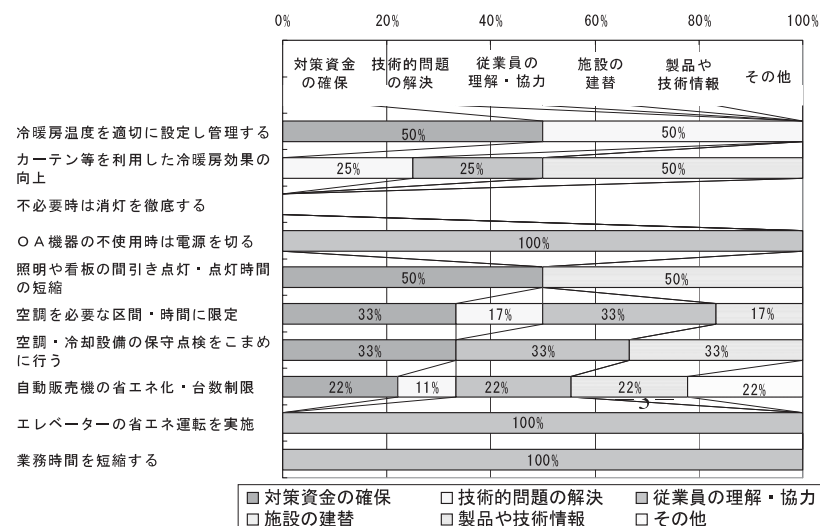
①-1 省エネルギー行動の実践



省エネルギー行動について「既に実施している」事業所が多かったのは、「不必要時は消灯を徹底する」100%、「冷暖房温度を適切に設定し管理する」94%、「OA機器の不使用时は電源を切る」92%、「空調・冷却設備の保守点検をこまめに行う」84%、「照明や看板の間引き点灯・点灯時間の短縮」82%である。

一方、「業務時間を短縮する」「エレベーターの省エネ運転を実施する」は「既に実施している」が少なく、また、「今後も実施する予定はない」では「業務時間を短縮する」が 50%と高い。

①-2 省エネルギー行動の実践条件

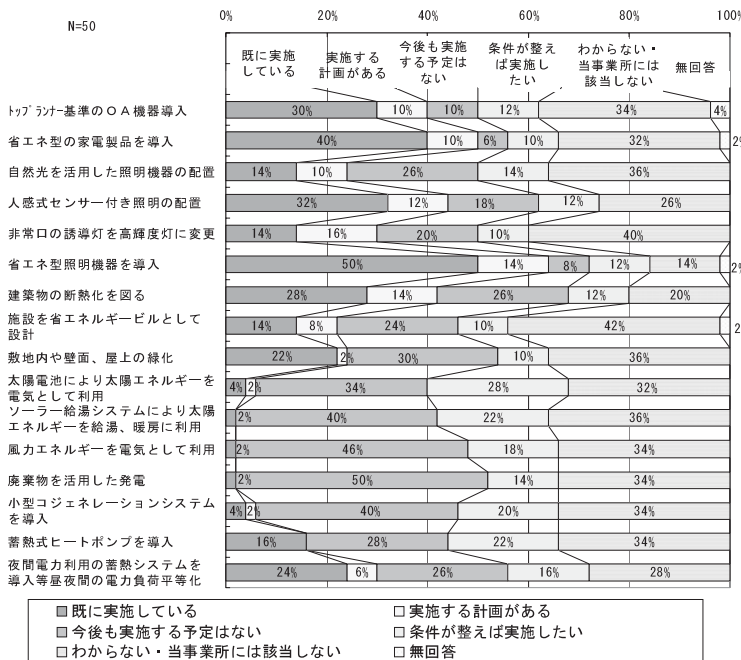


「条件が整えば実施したい」を選択した場合、その条件を挙げてもらったところ、「対策資金の確保」をあげた項目は、「冷暖房温度を適切に設定し管理する」「照明や看板の間引き点灯・点灯時間の短縮」で 50%と高い。「技術的問題の解決」をあげた項目は、「冷暖房温度を適切に設定し管理する」50%である。

「従業員の理解・協力」を挙げた項目は、「OA 機器の不使用时は電源を切る」「エレベーターの省エネ運転を実施する」「業務時間を短縮する」が100%、「空調を必要な区間・時間に限定して使う」「空調・冷却設備の保守点検をこまめに行う」33%、「カーテン等を利用した冷暖房効果の向上」25%、「自動販売機の省エネ化を図ったり、台数を制限する」22%となっている。オフィスで省エネルギー行動をするためには「従業員の理解・協力」が求められることがわかる。

「製品や技術情報」を挙げた項目は、「カーテン等を利用した冷暖房効果の向上」「照明や看板の間引き点灯・点灯時間の短縮」が共に50%となっている。「施設の建替」を条件に挙げたものはない。

②-1 施設における省エネルギー対策



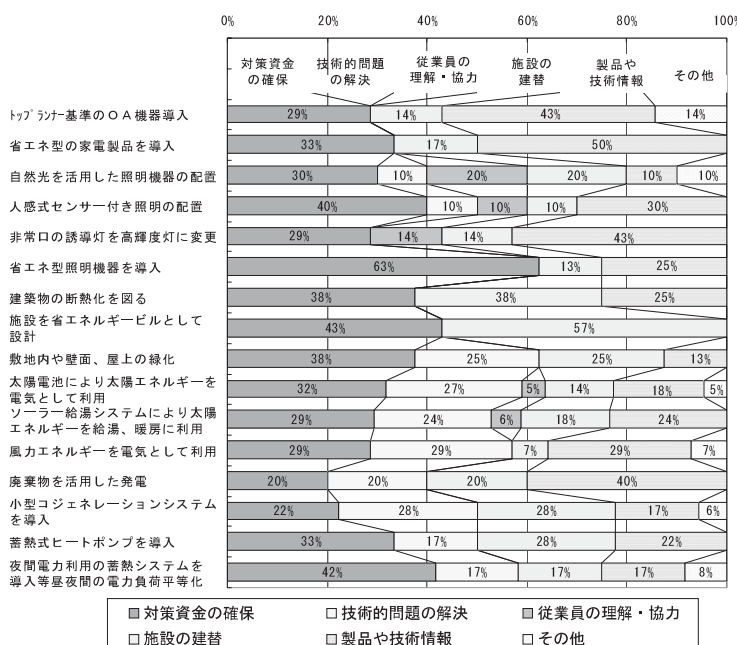
施設における省エネルギー対策についてみると、「既に実施している」の回答が多かったのは、「省エネ型照明機器を導入する」50%、「省エネ型の家電製品を導入する」40%などである。

一方、「今後も実施する予定はない」では、「廃棄物を活用した発電をする」が50%、「風力エネルギーを電源として利用する」46%、「ソーラー給湯システムにより太陽エネルギーを給湯、暖房に利用する」と「小型のコジェネレーションシステムを導入する」40%であり、新エネルギーの導入には消極的なことがわかる。

②-2 施設における省エネルギー対策の実施条件

「条件が整えば実施したい」を選択した場合、その条件について該当するものを挙げてもらったところ、「対策資金の確保」を条件として挙げた項目は「省エネ型照明機器を導入する」が63%と最も高く、「施設を省エネルギービルとして設計する」43%、「夜間電力を利用する蓄熱システムの導入等昼夜間の電力負荷を平準化する」42%と続いている。

「技術的問題の解決」を条件として挙げた項目は、「風力エネルギーを電気として利用する」29%、「小型のコジェネレーショ



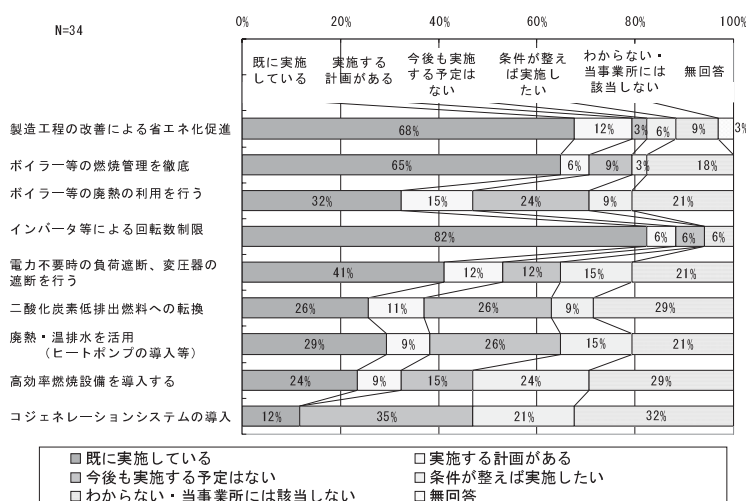
ンシステムを導入する」28%、「太陽エネルギーを電気として利用する」27%となっている。

「従業員の理解・協力」を条件として挙げた項目は、「自然光を活用し照明機器を配置する」が20%となっている。

「施設の建替」を条件として挙げた項目は、「施設を省エネルギービルとして設計する」が57%と半数を超えており、「建築物の断熱化を図る」が38%と続いている。

「製品や技術情報」を条件として挙げた項目は「省エネ型家電製品を導入する」が50%、「トップランナー基準のOA機器を導入する」「非常口の誘導灯を高輝度灯に変更する」が43%となっている。

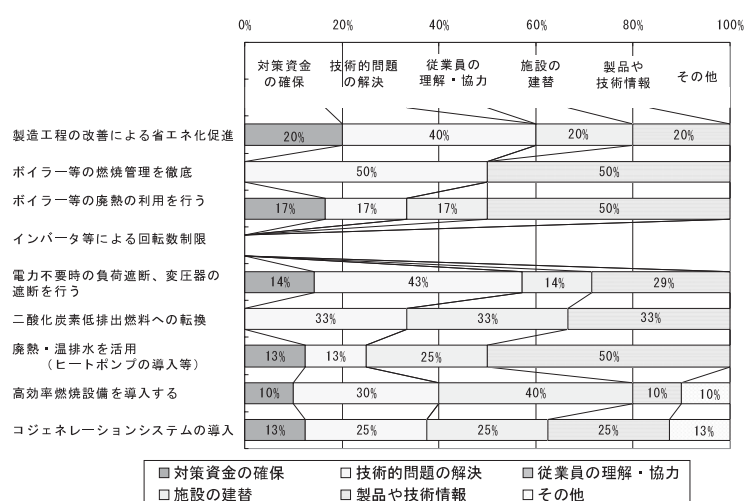
③-1 工場における省エネルギー対策について（製造業・エネルギー供給事業者）



工場における省エネルギー対策について、「既の実施している」工場が多かったのは、「インバータ等による回転数制御を実施する」82%、「製造工程の改善により省エネ化を進める」68%、「ボイラー等の燃焼管理を徹底する」65%などである。

一方、「今後も実施する予定はない」が多かったのは、「コージェネレーションシステムを導入する」35%、「二酸化炭素の排出の少ない燃料への転換を進める」と「廃熱・温排水を活用（ヒートポンプの導入など）する」26%などである。

③-2 工場における省エネルギー対策実施条件（製造業・エネルギー供給事業者）

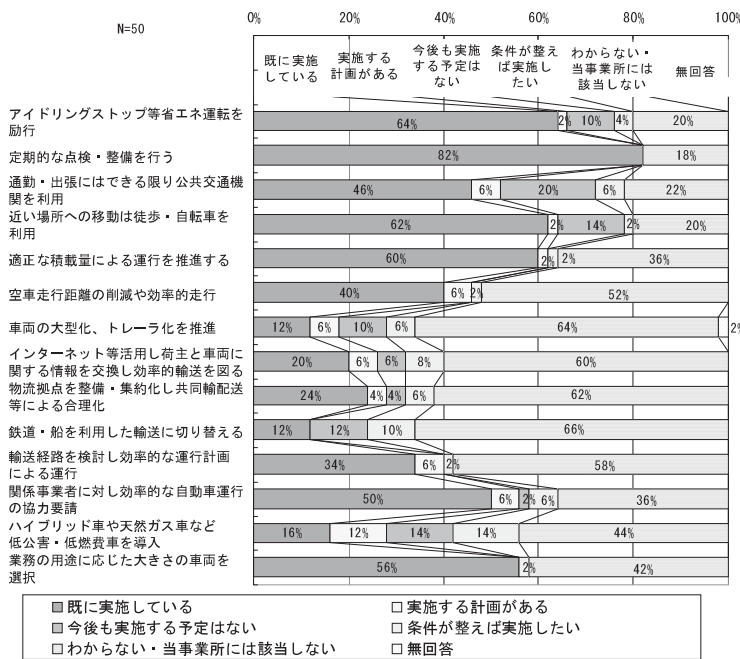


「条件が整えば実施したい」を選択した場合、その条件に該当するものを挙げてももらったところ、「技術的問題の解決」を条件として挙げた項目は、「ボイラー等の燃焼管理を徹底する」が50%、「電力不要時の負荷遮断、変圧器の遮断を行う」43%、「製造工程の改善による省エネ化促進」40%となっている。

「施設の建替」を条件として挙げた項目は、「高効率燃焼設備を導入する」40%、「二酸化炭素の排出の少ない燃料への転換を進める」33%となっている。

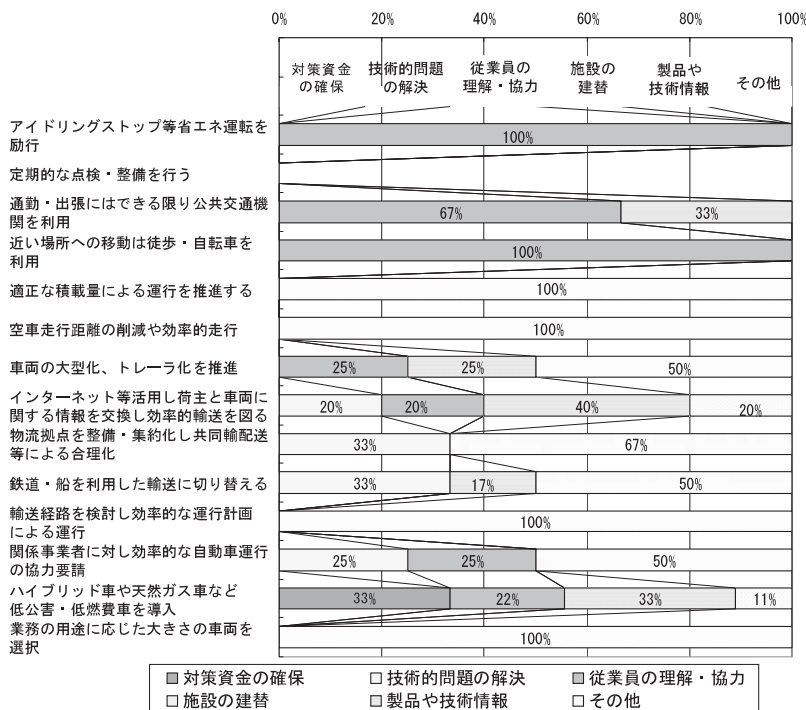
「製品や技術情報」を条件として挙げている項目は、「ボイラー等の燃焼管理を徹底する」「ボイラー等の廃熱の利用を行う」「廃熱・温排水を活用（ヒートポンプの導入など）する」が50%となっている。

④-1 自動車の適正利用



自動車の使用に伴うエネルギーの削減についてみると、「わからない・当事業所には該当しない」の回答を除き、全体的に「既に実施している」の回答が高くなっている。主なものとしては、「定期的な点検・整備を行う」が最も高く82%、次いで「アイドリングストップ等省エネ運転を励行する」が64%、「近い場所への移動は徒歩・自転車を利用する」が62%、「適正な積載量による運行を推進する」が60%の順となっている。

④-2 自動車の適正利用条件



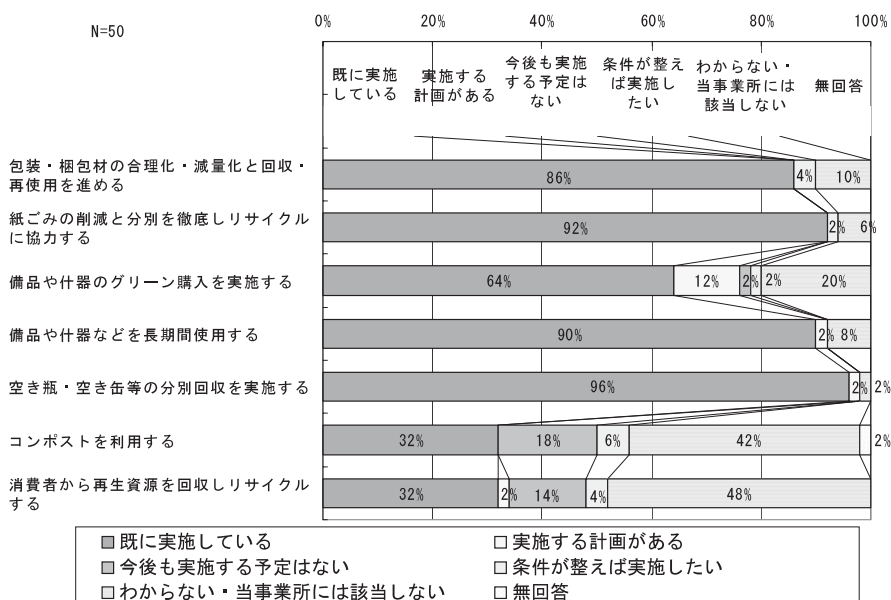
「条件が整えば実施したい」を選択した場合、その条件に該当するものを挙げてもらったところ、「従業員の理解・協力」を条件として挙げた項目は「アイドリングストップ等省エネ運転を励行する」と「近い場所への移動は徒歩・自転車を利用する」が100%、「通勤・出張にはできる限り公共交通機関の利用を進める」が67%となっている。

「技術的問題の解決」を条件として挙げている項目は、「物流拠点を整備・集約化し共同輸配送を図る」と「鉄道・船を利用した輸送に切り替える」がともに33%である。

「製品や技術情報」を条件として挙げている項目は、「インターネット

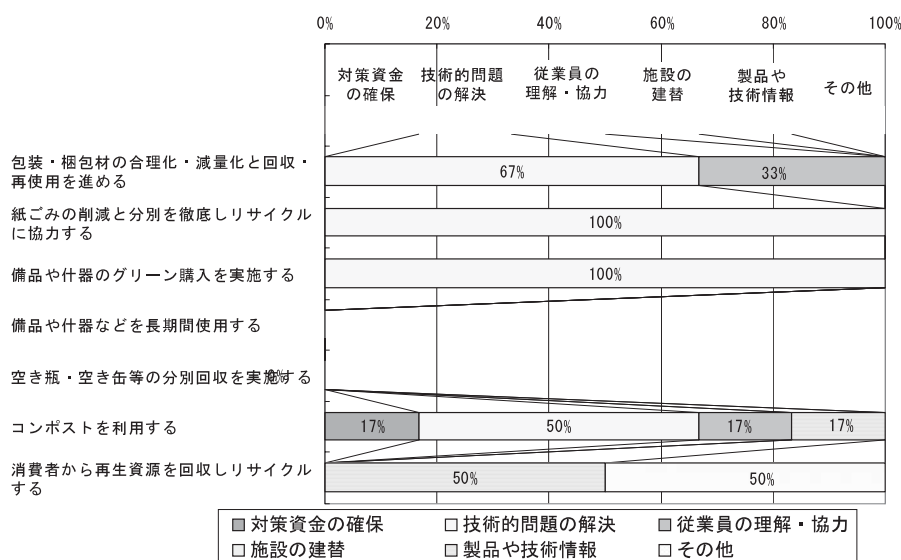
等を活用し荷主と車両の情報を交換し効率的輸送を図る」が40%、「通勤・出張にはできる限り公共交通機関の利用を進める」と「ハイブリッド車や天然ガス車など低公害・低燃費車を導入する」が33%となっている。

⑤-1 廃棄物の削減（全事業所）



廃棄物の削減についてみると、7項目中5項目で「既に実施している」の回答が多くなっている。残りの2項目についても「わからない・当事業所には該当しない」の回答が多く、その回答数を除けば5割～6割が「既に実施している」と回答している。

⑤-2 廃棄物の削減条件（全事業所）



「条件が整えば実施したい」を選択した場合、その条件に該当するものを挙げてもらったところ、「技術的問題の解決」を条件として挙げている項目は、「紙ごみの削減と分別を徹底しリサイクルに協力する」「備品や什器のグリーン購入を実施する」が100%、「包装・梱包材の合理化・減量化と回収・再使用を進める」が67%となっている。

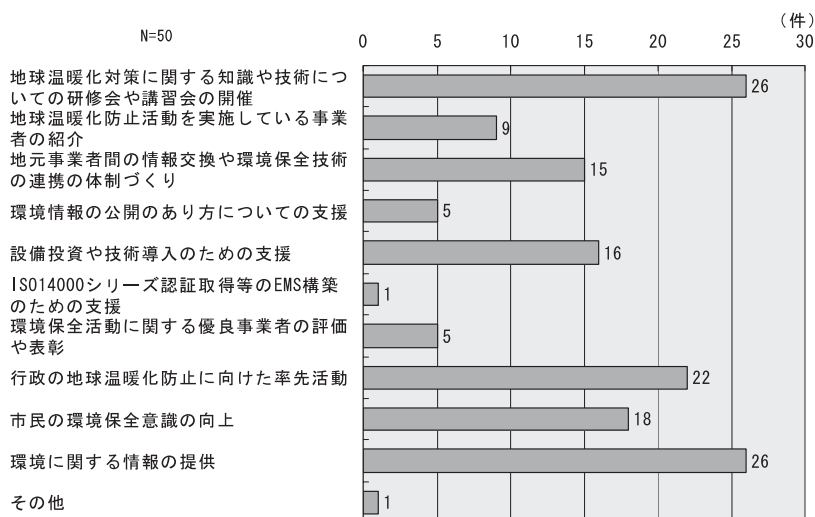
「従業員の理解・協力」を条件として挙げている項目は「包装・梱包材の合理化・減量化と回収・再使用を進める」が33%、「製品や技術情報」では「消費者から再生資源を回収しリサイクルする」が50%となっている。

(5) 環境行政に対する要望等

富山市への要望が多かったのは、「地球温暖化対策に関する知識や技術についての研修会や講習会の開催」と「環境に関する情報の提供」がともに26件で、「行政（県や市）の地球温暖化防止に向けた率先活動」が22件、「市民の環境保全意識の向上」が18件と続いている。

また、「その他」の要望として「近距離通勤者は、公共交通の利用」という意見もある。

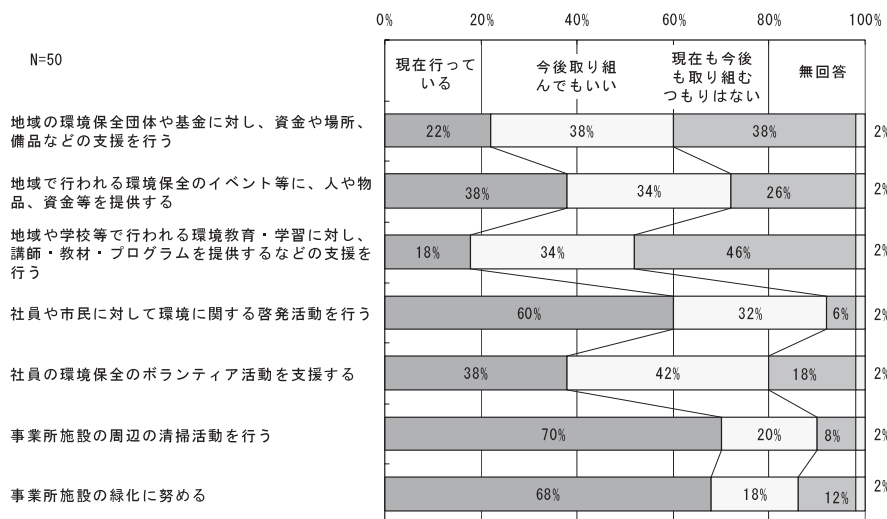
(6) 地域における環境保全の取組



地域の環境保全に向けた取組のどのように関わっているかについてみると、「事業所施設の周辺の清掃活動を行う」が70%、「事業所施設の緑化に努める」が68%、「社員や市民に対して環境に関する啓発活動を行う」が60%と高くなっている。

また、「今後取り組んでもいい」取組をみると、「社員の環境保全のボランティア活動を支援する」42%、「地域の環境保全団体や基金に対し、資金や場所、備品などの支援を行う」38%などがある。

一方、「現在も今後とも取り組むつもりはない」取組をみると、「地域や学校で行われる環境教育・学習に対し、講師・教材・プログラムを提供するなどの支援を行う」46%、「地域の環境保全団体や基金に対し、資金や場所、備品などの支援を行う」38%などが挙げられている。



5. 富山市環境基本条例

平成 17 年 4 月 1 日

富山市条例第 177 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策に係る基本方針等(第 10 条—第 13 条)
- 第 3 章 環境の保全及び創造を推進するための施策(第 14 条—第 27 条)
- 第 4 章 地球環境保全の推進及び環境の保全に関する国際協力(第 28 条・第 29 条)
- 第 5 章 環境の保全及び創造に関する施策の推進体制の整備(第 30 条)
- 第 6 章 富山市環境審議会(第 31 条—第 38 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、快適で恵み豊かな環境が人間の安全で健康かつ文化的な生活に欠くことができないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が快適で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、快適で恵み豊かな環境を確保しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されること及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。
- 3 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに市民の安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であること及び経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、富山市の特性を生かし、すべての者の参加と国際的な協力の下に積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市民の意見を尊重して、地域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害若しくは地下水の保全上の支障を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、環境への負荷を低減するよう自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(財政上の措置等)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(年次報告等)

第9条 市長は、毎年、市議会に、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策等に関する年次報告書を提出しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策に係る基本方針等

(施策の策定等に係る基本方針)

第10条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、身近な水や緑、優れた景観等の保全及び創造、歴史的文化的資源の活用等により、地域の個性を生かしたうるおいと安らぎのある安全で快適な環境が創造されること。

(4) 廃棄物の減量及び適正処理、資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用等により、環境への負荷が低減される社会が構築されること。

(環境基本計画の策定)

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、富山市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を講ずるに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、これを行うように努めるものとする。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第14条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、そ

の事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第 15 条 市は、公害及び地下水の保全上の支障を防止するため、その原因となる行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

3 第 1 項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第 16 条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、適正な経済的な措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)

第 17 条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地、河川その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、前 2 項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他これらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の保全及び創造)

第 18 条 市は、文化財、優れた景観その他の地域の個性を生かしたうるおいと安らぎのある快適な環境を保全し、及び創造する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、快適な環境を確保するうえでの支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(良好な水環境の保全及び創造)

第 19 条 市は、水源の保全、雨水の地下浸透施設その他の地下水のかん養に資する施設の建設、水資源の合理的利用、歴史的又は文化的に生活と深いかわりのある水の保全等が促進されることにより、良好な水環境の保全及び創造が図られるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、地下水の保全を図るため、他の地方公共団体及びその利用者と連携して、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(廃棄物の減量等の促進等)

第 20 条 市は、廃棄物の減量及び適正処理、資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用等が促進されることにより、環境への負荷の低減が図られるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量及び適正処理、資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用等により、環境への負荷の低減に努めるものとする。

(事業者の行う環境の保全のための活動の促進等)

第 21 条 市は、事業者が、その事業活動に伴う環境への負荷の低減及び環境の保全に関し、必要な体制の整備を行い、並びに自ら目標を定め、実行し、及びその実行状況を評価することの普及を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する事業活動の促進)

第 22 条 市は、環境への負荷の低減に資する装置、製品、役務又は技術を開発し、又は供給する事業活動を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進等)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、事業者及び市民の自発的な活動を行う意欲が増進されるように、教育及び学習の場の提供、指導者の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 24 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(次条において「民間団体等」という。)が自発的に行う美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境衛生思想の普及活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、その活動の支援に関し団体の育成、知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 25 条 市は、第 23 条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究等)

第 26 条 市は、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査研究に努めるものとする。

2 市は、前項の調査研究に当たっては、国、他の地方公共団体及び民間の研究機関との連携に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 27 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

第 4 章 地球環境保全の推進及び環境の保全に関する国際協力

(地球環境保全の推進)

第 28 条 市は、市、事業者及び市民が地球環境保全に資するように行動するための目標、それぞれの役割、具体的な取組み等に関する計画を定め、その普及及び啓発に努めるなど、地球環境保全に資する施策を推進するように努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第 29 条 市は、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

2 市は、日本海及びその周辺地域における環境の保全に関する国際協力を推進するため、人材の派遣及び受入れ、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3 市は、前2項の国際協力を推進するに当たっては、国際機関、国、他の地方公共団体その他関係団体と協力するものとする。

第5章 環境の保全及び創造に関する施策の推進体制の整備

第30条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を市、事業者及び市民の協力の下に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

第6章 富山市環境審議会

(設置)

第31条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、富山市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第32条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第33条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第34条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第35条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員及び専門委員若干人で組織する。

3 専門部会に属する委員は、会長が指名し、専門委員は、会長の推薦により、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(資料提出の要求等)

第36条 審議会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、市長その他関係機関等に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第37条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(細則)

第38条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

6. 用語集 (本編の各章で、初出の用語に*をつけています)

B D F

(バイオディーゼル燃料：Bio Diesel Fuel)

廃食用油や菜種油等の植物油を原料とする軽油代替燃料です。ディーゼル自動車の燃料として使用され、硫黄酸化物や黒煙の排出が少ないという特長があります。

D I D

(人口集中地区：Densely Inhabited District)

都市的地域（特に人口密度の高い地域で、広い意味での市街地）の特質を明らかにするための統計上の地域単位です。1.「原則として人口密度が1平方キロメートルあたり4千人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接」して、2.「それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5千人以上を有する地域」と定義されています。

E S D (持続可能な開発のための教育) (Education for Sustainable Development)

持続可能な社会を実現するために、一人ひとりが、互いに協力し合いながら、さまざまな課題に取り組むために必要な力や考え方を学び育てること。環境・福祉・健康などをテーマとした総合的なまちづくり、学校と地域の連携が進められている総合的な学習の時間、環境教育、開発教育、多文化共生教育、福祉教育、人権教育、平和教育、ジェンダー教育など多面的な目標や学習方法、価値観を包括する考え方です。

L R T

(次世代型路面電車システム：Light Rail Transit)

都市内の渋滞緩和と環境問題の解消を図るために導入が進められている新しい軌道系交通システム。路面のほか地下や高架も走行でき、柔軟性に富んだ走行性と利便性を持っています。富山市では、日本ではじめてのLRTが、平成18年4月に開通しました。バリアフリーの低床車両を導入しています。

N O W P A P (北西太平洋地域海行動計画: Northwest Pacific Action Plan)

日本海及び黄海を対象地域とする北西太平洋地域において、日本、中国、韓国及びロシアの4カ国が、協調して海洋環境を保全するた

めに採択した行動計画です。対象海域の海洋環境に関するデータベースの構築、各国の海洋環境保全に関する法令等の調査、対象海域の環境モニタリングプログラムの作成、海洋汚染事故への準備及び対応、各分野の活動の拠点となる地域活動センターの指定、海洋・沿岸環境に関する普及啓発、陸上起因の汚染に対する評価と管理などのプロジェクトに取り組んでいます。

アイドリングストップ

自動車が走っていない時に、不必要なアイドリング（エンジンかけっぱなし）をやめること。これにより、車の燃料が節約でき、排ガスも減らすことができます。

悪臭防止法

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭に対して必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律です。22物質が特定悪臭物質として指定されていますが、その他の物質でも悪臭を感じる場合があります。

アスベスト

石綿（イシワタまたはセキメン）ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていました。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法により、「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになりました。平成18年2月に、国内で、石綿による健康被害の救済に関する法律が制定されています。

硫黄酸化物 (Sox)

硫黄の酸化物の総称で、一酸化硫黄 (SO)、三酸化二硫黄 (S₂O₃)、二酸化硫黄 (SO₂)、三酸化硫黄 (SO₃)、七酸化二硫黄 (S₂O₇)、四酸化硫黄 (SO₄) などがあります。石油や石炭などの化石燃料を燃焼するとき排出され、大気汚染や酸性雨の原因となりますが、硫黄酸化

物による大気汚染問題は、高煙突、重油脱硫技術、排煙脱硫技術、天然ガスなどへの燃料転換などの普及により沈静化しています。

イタイイタイ病

富山県神通川流域で多発した公害病で四大公害のひとつです。骨がもろくなって体のあちこちで骨折し、患者がいつも痛い痛いと呼ぶので、この名がつけられました。原因とされるカドミウムの汚染源は、神通川上流の岐阜県飛騨市（旧神岡町）にある三井金属鉱業神岡鉱業所で、亜鉛を製錬した後に出るカドミウムを含んだ排水をそのまま神通川に流していたために水質と土壌の汚染を招き、同地域の汚染された農作物や飲料水を通じてカドミウムを長期間摂取したことにより慢性カドミウム中毒であるイタイイタイ病が発症しました。公害健康被害補償法では、イタイイタイ病を指定疾病とし、富山県神通川流域の認定患者に治療費等の補償をしています。

一酸化窒素 (CO)

燃料等の不完全燃焼により生じます。自動車が必要な発生源とされています。血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くします。

一酸化二窒素 (N₂O)

常温常圧では無色の気体。麻酔作用があり、笑気とも呼ばれます。代表的な温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素の約100倍です。物の燃焼や窒素肥料の施肥などが発生原因であると言われてしています。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

運輸部門

最終エネルギー消費の一部門で、運輸会社の他に自家用車や業務用自動車の燃料消費もこの部門に入ります。

営農サポーター

富山市の農業サポートのための事業の一つで、農業経験や農業団体などに勤めた経験があり、農作物の栽培知識を有した人に登録していただき、市内で新規就農者の指導または

農業ヘルパーとして活動してもらう制度です。

エコタウン

ある産業から出るすべての廃棄物を他の分野で原料として活用し、廃棄物をゼロにすることをめざす『ゼロエミッション構想』に基づき、地域の振興を図りながら環境と調和したまちづくりを推進する事業です。富山市は、平成14年5月に、全国で16番目、北陸では初めての承認地域となりました。

富山市北部地域にあるエコタウン産業団地では、廃プラスチック、木質系廃棄物、生ごみ及び剪定枝、自動車、廃合成ゴム、難燃処理繊維及び混合廃プラスチック、廃食用油のリサイクル施設が操業しています。またエコタウン内には、市民、事業者、行政が一体となって「循環型のまちづくり」を推進するための学習と活動の拠点施設である「エコタウン交流推進センター」が設けられています。建物には、太陽光発電装置、風力と太陽光を組み合わせた発電機などが設置されています。リサイクルについて学習できる展示や、環境学習などに利用できる学習室もあり、「エコタウン学園」事業でさまざまな環境学習講座も開催されています。

エコドライブ

省エネルギーを進め、二酸化炭素や大気汚染物質の排出を減らすような運転技術のことで、アイドリングストップ、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられます。

エコファーマー

土づくり、化学肥料や化学合成農薬の使用低減など環境保全型農業に取り組み、認定を受けた農業者のことです。平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、農林水産省が進めている制度です。

エコポイント（地域通貨）

エコボランティア・サポート事業の中で、森林等保全活動、リサイクル活動、ボランティア活動、環境保全活動などに参加した市民に対して市が配布するもの。一定量以上貯めると、この事業に参加する商店で地域通貨（お買い物券）として利用することができ、商店に集まったエコポイントは、市で換金する仕組みとなっています。

エコボランティアサポート事業

地域商業の活性化を図る目的で、平成18年から試行されている市の事業です。

市民のみなさんが森林等保全活動（里山空間再生、棚田保全）、リサイクル活動（廃食用油、生ゴミ回収活動）、ボランティア活動（美化・防犯活動）、環境保全活動（こどもエコクラブ）などに参加するたびに、活動量に応じて市よりエコポイントを配り、ポイントが一定量以上貯まると、この事業に参加する商店でお買い物券として利用することができるというものです。

エコマガジン「みどりさん」

北日本新聞社が富山市と協力して発行している、資源循環型のまちづくりを目指した月刊誌。集団回収のスケジュールやごみの分別方法をはじめ、環境に関するまちの話題をわかりやすく掲載し、市内全戸に無料配布されています。

塩素イオン濃度

海岸に近い地域で地下水を大量にくみ上げて、地下水帯水層に海水が混入した場合、地下水の塩素イオン濃度（塩分濃度）が高くなります。塩素イオン濃度が200mg/ℓを超えると「塩水化」と言います。地下水揚水による塩水化は急速に進展し、水道用水や工業用水、農業用水に被害を生じさせますが、いったん塩水化した地下水の回復には長い年月を要するため、継続的な監視が必要です。

オゾン層

地上から約10～50km上空にある、オゾンが高濃度に存在する層のことです。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守っています。このオゾン層がフロンなどの人工化学物質によって破壊されると、地上に達する有害な紫外線が増加し、皮膚ガンの増加など、人や生物の健康に多大な悪影響を及ぼします。

ウィーン条約（1985）、モントリオール議定書（1987）で国際的にフロン類の製造使用の禁止・制限等が定められ、日本でもオゾン層保護法（1988）やフロン回収・破壊法（2001）が制定されています。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのことです。京都議定書では二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類

（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）を温室効果ガスと定めています。

外来種（移入種）

一般的には人間によって自然分布域の外から持ち込まれた種をさします。外来種（移入種）は在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼし、奄美・沖縄のマングースのように在来種の絶滅を招くような場合もあります。移入種問題は、生物多様性の保全上、最も重要な課題の一つとされ、移入種対策のための「外来生物法」が平成16年6月に公布されています。

家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」。エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に対しては消費者から引き取ること、引き取った廃家電を製造者等へ引き渡すことを義務付けています。また、製造業者等に対しては、引き取った廃家電のリサイクルを義務付けています。

カドミウム

カドミウムは、金属として銅・銀・ニッケルなどの合金、鉄などの電気メッキ、蓄電池の電極板、原子炉制御棒、ハンダ、銀ロウ、また化合物として顔料、合成樹脂安定剤などの用途に使われます。イタイイタイ病は、カドミウムを長期、微量で経口曝露した結果発症した病気です。また、カドミウムは人に対して発がん性があります。大気、水質及び土壌の環境基準、大気及び水質の排出基準が定められています。

環境基金

環境保全の目的のために積み立てておく資金のことです。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされている基準で、環境基本法の第16条に基づいて、行政上の目標として政府が定めています。大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染、騒音などに関する環境基準が定められています。

環境と経済の好循環

経済発展によって環境が破壊されるのではなく、環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境も良くなるという、持続可能な社会の方向性を示す概念です。

環境負荷

人が環境に与える負担のことです。環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものとして、環境基本法で定義されています。

環境保全のための意欲の増進及環境教育の推進に関する法律

持続可能な社会を実現していくで、国民や民間団体等が行う環境教育活動や環境保全活動が重要であるとの認識に基づき、それらの活動についての基本理念や、各主体の責務、活動推進に必要な事項を定めた法律です。国や地方公共団体が環境保全活動や環境教育を推進するための施策を策定・実施する際には、市民との連携に留意することや、公正性・透明性を確保することなどを促しています。

環境マネジメントシステム

企業などの事業組織が、法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価する仕組みです。国際標準化機構は、環境管理に関する規格としてISO14000シリーズを定め、(1) 環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2) これを実行、記録し、(3) その実行状況を点検して、(4) 方針等を見直すという一連の手続きを定めています。

環境ラベル

製品の環境側面に関する情報を提供するマークや表示です。「エコマーク」など第三者が認定するものや、事業者が自社の製品の環境情報を主張するために表示するものなどがあります。

企業の社会的責任

(CSR : Corporate Social Responsibility)

企業は社会的な存在であり、自社の利益や経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。環境保護、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野について責任を有するとされています。

揮発性有機化合物

(VOC : Volatile Organic Compounds)

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称で、塗料、インキ、溶剤（シンナー等）などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもあります。

京都議定書

1997年に京都で開催された第3回条約締結国会議（COP3）で議決された議定書です。2008年～2012年の目標期間に、先進国全体で1990年比5.2%（日本は6%）の温室効果ガスの削減目標が設定されています。また、温室効果ガスの排出量が多い国が少ない国から排出割当を買い取る排出量取引や、排出削減につながる事業を促進するクリーン開発メカニズム等の枠組みが示されています。

近自然工法

破壊された自然生態系を復元する工法で、河川改修や森林整備のほか、道路や都市の基盤整備にも応用されています。

河川の水際や森の林縁部など、異なる生態系が接して多様な生物種が見られるものの、過去の開発行為では破壊されることが多かった境界領域に注目するのがこの工法の特徴です。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことです。

クリーンエネルギー自動車

低公害車とも呼ばれ、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車など、既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べて、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車のことです。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要なものだけを購入し、またできる限り環境への負荷が少ないものを選んで優先的に購入することです。

下水道水環境保全率

行政人口に対する下水道水環境保全人口（下水道処理人口から高度処理や合流下水道の改善が未実施である地区の人口を除いた人口）の割合。単なる下水道の普及率ではなく、水環境改善の観点から必要な対策を講じているかをみる指標です。

光化学オキシダント（Ox）

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が紫外線により光化学反応をおこして生成します。光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されています。

光化学スモッグ

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が紫外線により光化学反応をおこし、それにより生じた光化学オキシダントが空中に停留して、白いもやがかかったようになる現象のことです。

公共用水域

水質汚濁防止法で定義されているもので、個人や会社の庭の池などを除く、川、湖、海、水路などすべての水域を指します。水質汚濁防止法では、特定事業場から公共用水域に排出される水に対して排水基準を定めています。

合流式下水道

汚水と雨水を同じ下水管に集めて処理場へ送って処理する方式。雨天時に公共用水域に未処理下水が流出して、公衆衛生上の問題が発生することがあります。

コージェネレーション

エンジンやガスタービンにより発電を行うと同時に、その排熱を給湯や暖房等に利用することを言います。

国連持続可能な開発のための教育の10年

国連で定められた取り組みで、2005年1月からの10年を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とし、ユネスコが国際実施計画を作成するとともに、各国政府もその実施のための計画等を定めて取り組むことが定められており、日本では2006年3月に、「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画を定めています。

こどもエコクラブ

2人以上の子供と、活動を支える大人（サポーター）で構成され、自分たちのできる、身近な環境活動に自由に取り組む活動で、環境省が支援しています。

コミュニティビジネス

地域資源を活かしながら地域課題の解決に「ビジネス」として取り組むもので、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することから、地域で新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化につながるものと期待されています。

固有種

分布が特定の地域に限定される種もしくは亜種のことです。

コンパクトなまちづくり

市街地の拡散に歯止めをかけ、都心や各地域の中心部など都市の核となる地区への人口回帰を図り、生活の諸機能や都市機能が集合したまちをつくることです。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、燃えながら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。排出事業者は、その適正処理に責任があります。

自然エネルギー

太陽光、太陽熱、風等、自然現象によるエネルギーをいいます。これらの自然エネルギーを利用する太陽光発電、太陽熱利用、風力発電は新エネルギーと位置づけられています。

持続可能な社会

私たちの生活の基盤である環境が身近なところから地球規模まで保全され、物質的な面だけでなく、精神的な面からも幸せを実感できる生活を将来世代にも継承できるような社会のことです。「Sustainable Development（持続可能な開発）」という英語が語源です。1980年代に国連などで使われるようになり、「環境と開発に関する世界委員会」が1987年に公表した報告書「Our Common Future（地球の未来を守るために）」で、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発」と説明して、広く世界の支持を受けるようになりました。

自動車リサイクル法

正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」。自動車の製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車を使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルすることを義務づけ、またその費用は、新車を購入するときに購入者が予め支払うことなどを定めています。

市民ファンド

事業者が、住民や地域の法人から出資を募集する資金調達方法。出資者（市民等）は、市民ファンド運営団体の匿名組合員となり、出資額に応じて利益配分を受けます。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる新しい社会のあり方として提示された概

念。廃棄物の発生抑制、リユース・リサイクル、廃棄物の適正処分が徹底されることにより実現される、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会を言います。

省エネルギー

化石燃料等の再生不可能なエネルギー資源の消費を抑えるために、エネルギー消費を合理化し、無駄を省くことを言います。

小水力発電

河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する方法で、自然破壊を伴うダム式の水力発電とは区別されるのが一般的です。二酸化炭素を排出せず、またエネルギーの再利用が可能です。

植生自然度

植生に対する人為の影響の度合いにより、日本の植生を10の類型に区分したもので、環境省の調査で用いられています。

新エネルギー

石油や石炭等に替わる、環境負荷の少ないエネルギーで、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」では、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、食品廃棄物や廃材などを発電に利用する「バイオマス」、雪や氷を活用する「雪氷冷熱」などのほか、コージェネレーション、燃料電池、メタノール、石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーが対象となっています。

森林バイオマス

バイオマスのうち、林地残材、間伐材、未利用樹などの森林から産出される木質系バイオマスのことです。森林バイオマスの利用は、石油エネルギーの消費によって発生する環境負荷を軽減するばかりでなく、森林管理を促進し、森林の持つさまざまな機能を保全していくことにもつながります。

水源涵養保安林

森林法に基づく保安林制度により、その地域に降った雨を蓄え、洪水や渇水を緩和し、きれいな水をつくるという水源涵養を目的とした保安林に指定されている森林です。森林の機能を確保するために、立ち木の伐採や土地の形質の変更などが規制されます。全国の保安林の約7割はこの水源涵養保安林に指定されています。

水質汚濁防止法

公共用水域と地下水の水質の汚濁を防止するために、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等を定めた法律です。閉鎖性水域に対しては、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されています。

生物の多様性の確保

多くの生物や生息環境が健全な状態で保全されていること。生物多様性は、人類の生存基盤として酸素供給や水資源供給などの役割のほか、食料や医薬品などの原材料の提供、芸術文化の対象となるなど、精神面でも不可欠のものであります。さらに、人類だけでなく、進化および生物圏における生命保持機能を維持するうえでも重要であり、「遺伝子」「種」「生態系」の各レベルで多様性が確保されている必要があります。

ゼロ・エミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すものです。

騒音規制法

工場や事業場、建設工事に伴って発生する騒音や、自動車騒音を規制し、国民の健康を保護することを目的として制定された法律です。

この法律により、工場や事業場の活動や建設工事から発生する騒音を規制する地域が指定され、その地域内では著しい騒音を発生する工場・事業場は規制対象となります。また、著しい騒音を発生する建設工事は、あらかじめ市町村長に届出を出さなければなりません。

自動車騒音については、環境大臣が自動車騒音の大きさの許容限度を定めることになっています。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ジフェニル(コプラナーPCB)の総称。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されて、研究が進められています。炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで非意図的に生成されます。

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護するこ

とを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められています。

大気汚染防止法

大気汚染防止対策を総合的に推進するために制定された法律。(1) 工場及び事業場における事業活動や建築物の解体に伴う「ばい煙」や「粉じん」の規制、(2) 有害大気汚染物質対策の推進、(3) 自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどが盛り込まれています。また、大気汚染の被害者の保護を図ることも規定しています。

代替フロン

オゾン層破壊への影響が大きいため Montreal Protocol 議定書により全廃された特定フロン類の代替品として開発が進められているフロン類似品のこと。代表的な代替フロンとしては、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) やハイドロフルオロカーボン (HFC) などがあげられます。しかし、HCFC は弱いながらもオゾン層を壊すとして、先進国では2020年までに全廃することとなっています。また、HFC は温室効果が強く「京都議定書」の中で排出削減の対象となっています。

地域冷暖房

一定地域内の建物群に熱供給設備から、冷水・温水・蒸気などの熱媒を地域導管を通して供給し、冷房・暖房・給湯などを行うシステムです。省エネルギー性に加えて、環境保全や利便性、安全性の向上などさまざまなメリットが期待できます。

チーム・マイナス6%

政府が平成17年4月から進めている国民運動で、京都議定書で我が国が国際社会に約束した「温室効果ガス6%削減」の実行に向けて、国民がチームのように一丸となって地球温暖化防止活動に取り組もうという趣旨のものです。

地球温暖化

人間活動の拡大により二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加し、地表の温度が上昇することです。その結果、海面上昇や異常気象の頻発等、人間や生態系に大きな影響を与えることが危惧されています。

地産地消

地域で生産されたものを、その地域で消費することをいいます。

窒素酸化物 (NOx)

一酸化窒素、二酸化窒素など窒素の酸化物の総称です。工場の煙や自動車排気ガスなどから発生し、光化学オキシダントの原因物質であり、酸性雨の原因にもなっています。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は、温室効果ガスのひとつです。

中山間地

平地の周辺部から山間地に至る、まとまった平坦な耕地の少ない地域のことです。食料・農業・農村基本法では、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」と定義されています。

中水

雨水や排水を再生処理して利用する水のリサイクルシステム。上水と下水の中間に位置することから中水と言います。中水はトイレ洗浄水、冷却用水、河川や用水路、淡水湖補給水、植栽散水用水、庭への散水などに再利用されます。

底質

河川、湖沼、海洋等水環境の水底の表層土や岩盤の上に流域から流入した土砂や側溝からの不溶物が堆積したものを底質と呼びます。流入物には、人間の生活や産業活動から発生する有機物や有害物質が高濃度に含まれ、堆積した底質にも大きく環境影響を及ぼします。

特定フロン

オゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっている5種類のフロンのことです。

土壤汚染対策法

土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的とした法律です。土壤の特定有害物質による汚染状況を把握するための措置や、その汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めています。

富山市環境基本条例

環境基本条例とは、自治体の環境政策の枠組を示す基本的な条例です。

富山市総合計画

総合計画は、富山市のまちづくりにおける長期的かつ基本的な方向と目指す都市像を示し、市民と行政でこれらを実現していくための指針として定めるものです。総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成され、基本構想では、本市が目指す都市像とまちづくりの目標、及びその目標を達成するための施策の基本的な方向を定めています。

トランジットモール

中心市街地のメインストリートなどで一般車両を制限し、道路を歩行者・自転車とバスや路面電車などの公共交通機関に開放することでまちの賑わいを創出しようとするものです。

内分泌かく乱作用

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常ホルモンの作用に有害な影響を及ぼすこと。さまざまな化学物質がこのような作用をもつと考えられ、現在国では、この作用のメカニズムの解明、環境調査、検出試験評価方法の開発などに取り組んでいます。

二酸化硫黄 (SO₂)

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼時に発生します。かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっています。

二酸化炭素 (CO₂)

石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生します。温室効果を持ち、地球の平均気温を15℃前後に保つのに寄与してきましたが、産業革命以降、化石燃料の燃焼や吸収源である森林の減少などによって、年々増加し、今日では地球温暖化の最大の原因物質として問題になっています。

二酸化窒素 (NO₂)

ボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などから発生します。代表的な大気汚染物質で、せき・たんの有症率との関連や、高濃度では急性呼吸器疾患罹患率の増加などが知られています。二酸化窒素そのものが大気汚染物質ですが、光化学オキシダントの原因物質でもあります。

ノーマイカーデー

特定の日にはちや曜日を決めて自動車の利用を自粛する事業のことです。

パークアンドライド

自宅から運転してきた自動車をターミナル周辺の駐車場に置き、そこから公共交通機関を利用して目的地へ向かうシステムです。

バイオマス

化石資源を除く、再生可能な生物由来の有機資源をいいます。バイオマスには紙ごみ、生ごみ、製材所残材、家畜排泄物、下水汚泥等の廃棄物系バイオマス、稲わら、もみ殻、間伐材などの未利用バイオマス、サトウキビ、菜の花等の資源作物があります。

PRTR法/PRTR制度

正式名称は「化学物質排出移動量届出制度」、PRTRは Pollutant Release and Transfer Registerの略です。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告し、国は、その報告や統計資料等を用いた推計に基づき、化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組みです。

PCB (ポリ塩化ビフェニル)

電気絶縁性に優れ、トランス、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙に用いられてきましたが、難分解性であり、生物に蓄積しやすく慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和49年に製造及び輸入が原則禁止されました。しかし、PCB廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、平成13年にPCB廃棄物処理特別措置法が制定され、処理体制の整備を図り、平成28年度までに処理を終えることになっています。

PCB特別措置法

正式名称は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」。PCB廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進するために定められた法律です。

ビオトープ

本来は、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉です。開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育空間を指して言う場合もあります。近年、池沼、湿地、草地、雑木林などの身近な自然が消失していることから、各地にビオ

トープ整備が導入されています。

フィーダーバス

公共交通である鉄道の利用率を高めるために、鉄道と連携させて駅と周辺地域を結ぶバス。富山市では、ライトレールに接続するバスで、平成18年度から試行運転を開始しています。

風致地区

都市の緑地を保全するための制度の一つです。都市計画区域の中で、自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市環境の保全を図るため、風致の維持を図ることが必要な地区を指定します。風致地区内の建築制限などの規制内容は、各自治体の条例に委ねられています。

浮遊粒子状物質

(SPM : Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な大気汚染物質のひとつです。環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものと定義しています。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがあります。

フロン回収破壊法

オゾン層を破壊したり地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊を実施するための措置等を定めた法律です。

分流式下水道

汚水と雨水を別々の管渠系統で排除し、雨水はそのまま公共用水域に放流し、下水のみを終末処理場で処理する方式の下水道です。合流式に比べると、2本管を布設しなければならないので、建設費は余計にかかりますが、雨水と汚水が完全に分断されるので、合流式のように汚水が川に流れ込むようなことはありません。

水循環

日本のような中緯度湿潤森林流域では、水は基本的に「降水→土壌水→地下水→地表水→海洋」という循環系を形成しており、このような循環を「水循環」と呼びます。近年、産業や生活用水としての水需要の増大、森林の荒廃等による水環境保全機能の低下、地表面

被覆による不浸透域拡大、下水道整備による河川水の減少、治水対策など大量の水の貯留、地下構造物による地下水流動の遮断や地下水の過剰汲み上げなどにより水循環が阻害され、水環境保全の観点から看過できないと認識されるようになって、水循環の保全・回復の対策がとられるようになってきています。

メタン

天然ガスの主成分で、有機性の廃棄物の最終処分場や、沼沢の底、家畜の糞尿、下水汚泥の嫌気性分解過程などから発生します。温室効果ガスのうち、原因の約6割を占める二酸化炭素に次いで、約2割の影響を及ぼしています。また単位量あたりの温室効果は二酸化炭素の約20倍あります。

有害化学物質

環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質をさす一般的な総称です。大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質審査規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などでさまざまな物質が具体的に有害化学物質として指定されています。

有害大気汚染物質

法律では、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義されています。ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類が大気中の濃度の低減を急ぐべき物質（指定物質）としてあげられ、工場・事業場からの排出抑制対策が進められています。

要請限度（自動車騒音に係る）

騒音規制法に基づく自動車騒音対策に係る行政措置です。住居の集合地域や病院・学校の周辺で、騒音規制法に基づき指定地域に指定されている地域では、自動車騒音が一定の限度（これを「要請限度」という）を超えて周辺の生活環境が著しく損なわれている場合、市町村長は、都道府県公安委員会に対して交通規制等の措置を講じるよう要請することができます。また、道路管理者に対して道路構造の改善等について意見を述べることもできます。

リサイクル

廃棄物等を再利用することで、原材料として再利用する再生利用（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）があります。

リスクコミュニケーション

化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることです。

リデュース（発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制すること。循環型社会形成推進法では、リユース、リサイクルに優先されるとしています。リデュースのためには、事業者は原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取り組みが求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要です。

リユース（再使用）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することです。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本。日本では、国が『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルで作成しているほか、多くの都道府県が、都道府県版のレッドデータブックを作成しています。

我が家の環境大臣（エコファミリー）

国民にエコライフを広めるために環境省が行っている事業です。環境にやさしい生活をすることを宣言する家庭（エコファミリー）と我が家の環境大臣（エコファミリーのリーダー）として登録し、自分のできるエコライフに取り組みます。環境省からは、取り組みを楽しく進められるように、インターネットや教材・情報誌等を通して支援があります。

富山市環境基本計画

—環境から創る 活力と魅力あふれる都市 とやま—

発行：平成19年3月 富山市

編集：富山市環境部環境政策課

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2053 FAX 076-443-2122

富山市ホームページ <http://www.city.toyama.toyama.jp>